



第5次 宇土市総合計画

# 元気プラン!



みんなで作ろう  
元気な宇土市!

基本構想 2011~2018 (基本計画 2011~2014)

熊本県宇土市

## はじめに

本市は、昭和33年(1958年)10月に市制を施行しました。これまで、それぞれの時代の潮流に対応したまちづくりを進めるため、昭和35年(1960年)の新市建設10か年計画から始まり、昭和45年(1970年)の「文化的田園工業都市」を目指した最初の総合計画以降、4次にわたる総合計画を策定してきました。この間、教育、福祉、子育て、環境など、それぞれの分野で一定の成果をあげ、熊本市のベッドタウンとして、着実に人口が増加してきました。

今日、少子高齢化や高度情報化、国際化、地球規模での環境問題など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、これらの新しい課題を解決しつつ、市民ニーズに対応した多岐にわたる積極的なまちづくりの施策を展開することは容易ではありません。

このような状況は本市に限らず他の自治体も同様であります。だからこそ、今、本市が魅力あるまちづくりを進めることは、人口増加につながる元気と賑わいを取り戻す好機であるとも言えます。そして、その魅力あるまちづくりを実現させるための大きなカギは、「みんなの力」であり、市民と行政の総力を結集することだと考えられます。そこで、この「みんなの力」を基礎にして、元気な宇土市をつくりあげるためのまちづくりの指針として、「第5次宇土市総合計画」を策定しました。

計画づくりにあたっては、行政主導でつくるのではなく、白紙の状態でもちづくりに対する市民の皆様方の御意見や御要望をお聞きし、それを計画に反映させたいという強い思いがありました。そのため、市内7地区で「まちづくり座談会」を開催し、市民の皆様方の生の声を聞かせていただきました。そのほか、子どもアンケートや市民のハガキ等も実施し、多くの市民の皆様方の思いを汲み取る形で総合計画の根幹となる基本構想を定めました。また、この基本構想には市内7地区の個性を活かしたまちづくりを展開するために、地域毎の基本構想も盛り込んでおります。

第5次宇土市総合計画では、これからのまちづくりの将来像を「みんなでつくろう元気な宇土市！」と定めており、宇土市の元気づくりのための第一歩となる各種施策を積極的に展開したいと考えております。

本年の3月12日には九州新幹線が全線開通いたしました。この九州新幹線の全線開通は、定住人口と交流人口増加の絶好の機会です。このため、本市の豊かな自然やロマンある歴史、文化、利便性の高い立地等を積極的にPRすることで、交流人口を増加させることはもちろんのこと定住人口の増加を図っていきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたっては、市議会議員各位の多大な御支援はもとより、総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、数多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。ここに、改めて心から感謝を申し上げますとともに、今後、「みんなの力」で元気な宇土市づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

平成23年4月

宇土市長 元松 茂樹



基本理念

安心

元気

協働

将来像 みんなでつくろう 元気な宇土市！

元気プラン!の実現

土地利用構想

まちづくりの柱

1.みんなが  
安心!

暮らしを守り自然を守るまちづくり  
【生活・環境】

2.みんなが  
元気!

健康で安らぎのあるまちづくり  
【保健・福祉・医療】

3.みんなが  
豊か!

豊かで活気あふれるまちづくり  
【産業・経済】

4.みんなが  
便利!

快適な生活を支えるまちづくり  
【都市基盤】

5.みんな  
育む!

伝統と学びに感謝のまちづくり  
【教育・文化】

地区別構想

1. 宇土地区……………  
人集うやすらぎの城下町 宇土
2. 花園地区……………  
桜が満開、笑顔も満開、  
人もくらしも咲き誇る 花園
3. 轟地区……………  
名水育む歴史文化と農業振興のまち 轟
4. 走潟地区……………  
美しい都市型農村の創造 走潟
5. 緑川地区……………  
豊かな自然と人情あふれるまち 緑川
6. 網津地区……………  
ほっとできる アジサイ・ほたるの里 網津
7. 網田地区……………  
地域力(住民力、地域資源力、環境力)を  
活かした、新しいまち 網田

総合計画の推進 みんなで実現する まちづくり【協働・行財政運営】

基本計画体系図

基本理念

安心

元気

協働

将来像

みんなでつくる  
元気な宇土市!

基本構想 2011~2018 基本計画 2011~2014

まちづくりの柱 (施策の大綱)

地区別構想

《生活・環境》  
みんなが安心！  
暮らしを守り自然を  
守るまちづくり

《保健・福祉・医療》  
みんなが元気！  
健康で安らぎのある  
まちづくり

《産業・経済》  
みんなが豊か！  
豊かで活気あふれる  
まちづくり

《都市基盤》  
みんなが便利！  
快適な生活を支える  
まちづくり

《教育・文化》  
みんなで育む！  
伝統と学びに感謝の  
まちづくり

7地区の  
まちづくり

《協働・行財政運営》  
みんなで実現する  
まちづくり

総合計画の  
推進に向けて

施策	ページ
施策 1	52
施策 2	53
施策 3	54
施策 4	56
施策 5	58
施策 6	60
施策 7	62
施策 8	64
施策 9	66
施策 10	68
施策 11	70
施策 12	72
施策 13	74
施策 14	76
施策 15	78
施策 16	80
施策 17	82
施策 18	84
施策 19	86
施策 20	88
施策 21	90
施策 22	92
施策 23	94
施策 24	96
施策 25	98
施策 26	100
施策 27	102
施策 28	104
施策 29	106
施策 30	108
施策 31	110
施策 32	112
施策 33	114
施策 34	116
施策 35	118
施策 36	120
施策 37	122
施策 38	124
施策 39	126
施策 40	128
施策 41	130
施策 42	132
施策 43	134
施策 44	136
施策 45	138
施策 46	140
施策 47	142
施策 48	144
施策 49	146
施策 50	148
施策 51	150
施策 52	152
施策 53	154
施策 54	156
施策 55	158

第1部 序論 11

第1章 宇土市の特性 12

- 1 地理的条件 12
- 2 歴史と文化 12
- 3 人口と世帯 13
- 4 産業と経済 15
- 5 市民意識からみた宇土市の特性 18

第2章 宇土市を取り巻く環境の変化 22

- 1 時代の潮流 22
- 2 宇土市の諸課題 27

宇土市の花・木・鳥



市花: アジサイ



市木: キンモクセイ



市鳥: メジロ

第2部 基本構想 29

第1章 総合計画の策定にあたって 30

- 1 総合計画とは 30
- 2 計画策定の目的 30
- 3 計画の期間と構成 31
- 4 第5次総合計画の特徴 32

第2章 基本理念 33

- 1 基本理念とは 33
- 2 基本理念 33

第3章 将来像 34

- 1 将来像 34
- 2 将来人口(まちづくりの指標:人口) 34

第4章 土地利用構想 36

- 1 土地利用の基本方針 36

第5章 まちづくりの柱(分野別施策の大綱) 38

- 1 みんなが安心! 暮らしを守り自然を守るまちづくり【生活・環境】 38
- 2 みんなが元気! 健康で安らぎのあるまちづくり【保健・福祉・医療】 38
- 3 みんなが豊か! 豊かで活気あふれるまちづくり【産業・経済】 38
- 4 みんなが便利! 快適な生活を支えるまちづくり【都市基盤】 38
- 5 みんなで育む! 伝統と学びに感謝のまちづくり【教育・文化】 39

第6章 地区別構想 40

- 1 地区別構想策定の目的 40
- 2 地区別構想の構成 40
- 3 地区別構想 41

第7章 総合計画の推進に向けて 48

～みんなで実現するまちづくり～【協働・行財政運営】

- 1 市民と協働のまちづくり 48
- 2 まちづくり活動参加の体制づくり 48
- 3 効率的な行財政運営の推進 48
- 4 総合計画の推進体制の整備 48

第3部 基本計画 49

CONTENTS 50

**第1章 みんなが安心！ 暮らしを守り自然を守るまちづくり 【生活・環境】** 52

1 治山・砂防対策の充実 52

2 治水対策の充実 53

3 防災・消防・救急体制の充実 54

4 防犯対策等の充実 56

5 交通安全対策の推進 58

6 消費生活対策の充実 60

7 環境の保全 62

8 廃棄物処理とリサイクル対策の推進 64

**第2章 みんなが元気！ 健康で安らぎのあるまちづくり 【保健・福祉・医療】** 66

9 健康づくりの充実 66

10 子育て支援の充実 68

11 社会福祉の充実 70

12 高齢者福祉の充実 72

13 障がい者(児)福祉の充実 74

14 社会保障制度の適切な運用 76

**第3章 みんなが豊か！ 豊かで活気あふれるまちづくり 【産業・経済】** 78

15 農林業の振興 78

16 水産業の振興 80

17 商業の振興 82

18 工業の振興 84

19 企業誘致の推進 86

20 観光・物産の振興 88

21 雇用対策の推進 90

**第4章 みんなが便利！ 快適な生活を支えるまちづくり 【都市基盤】** 92

22 土地利用の推進 92

23 道路・交通網の整備・充実 94

24 市街地の整備 96

25 住宅・住環境の整備・充実 98

26 公園・緑地の整備・充実 100

27 上水道等の整備・充実 102

28 下水道等の整備・充実 104

29 生活交通手段の充実 106

30 情報基盤整備の充実 108

**第5章 みんなで育む！ 伝統と学びに感謝のまちづくり 【教育・文化】** 110

31 就学前教育の充実 110

32 学校教育の充実 112

33 スポーツの推進 114

34 生涯学習の推進 116

35 青少年の健全育成 118

36 人権教育・啓発の推進 120

37 文化財の保存・活用 122

38 文化・芸術活動の推進 124

**第6章 7地区のまちづくり【宇土・花園・轟・走湯・緑川・網津・網田】** 126

39 宇土地区のまちづくり 126

40 花園地区のまちづくり 128

41 轟地区のまちづくり 130

42 走湯地区のまちづくり 132

43 緑川地区のまちづくり 134

44 網津地区のまちづくり 136

45 網田地区のまちづくり 138

**第7章 みんなで実現するまちづくり 【協働・行財政運営】** 140

46 地域コミュニティの再生 140

47 市民参画の推進 142

48 男女共同参画の推進 144

49 効率的な行政運営の推進 146

50 財政健全化の推進 148

51 職員の育成と組織づくり 150

52 行政サービスの向上 152

53 積極的な広報PR 154

54 広域交流(連携)の推進 156

55 定住・転入促進対策の充実 158

**附属資料** 159

○ 第5次宇土市総合計画策定の経緯 160

○ 宇土市総合計画策定審議会への諮問 163

○ 宇土市総合計画策定審議会答申(基本構想) 164

○ 建議書 166

○ 宇土市総合計画策定審議会委員名簿 169

○ 宇土市総合計画策定に関する規定 170

○ 宇土市総合計画策定審議会設置条例 171

○ 市民憲章 172

## 歴史と伝統のまち・宇土 繁栄の軌跡をたどる

近世宇土は、宇城地域における政治・経済の中心として隆盛を極めました。小西行長から加藤清正、そして細川家などの名君たちによって拓かれた宇土の歴史文化をたどります。

### 轟泉水道

江戸時代、名水「轟水源」から湧水を引いた現存する日本最古の上水道「轟泉水道」。当初松橋焼の土管が使用されていましたが、その後馬門石製の樋管に改修され、現在も100戸ほどの家に生活用水を届けています。



取水口には、細川家の家紋が記されている



網津地区にある大歳神社の鳥居も馬門石で造られている

### 馬門石

薄紅色の馬門石は、阿蘇ピンク石とも呼ばれ、古代より大王の棺の材料となった希少な石です。採石場がある網津地区には、馬門石で造られた神社の鳥居や祠などが多く、現在も暮らしの中に息づいています。



### 網田焼

網田地区は、細川藩の御用窯だった「網田焼」の里です。優美な作風は、高く評価されて重用されていました。しかし、藩の保護が終わるとともに、その短い歴史の幕を下ろし、今では受け継がれてきた作品も数少なく、「幻の網田焼」と称されています。



## 第1部 序論

第1章 宇土市の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 宇土市を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

1 地理的条件

本市は、熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めています。

市域は東西24.8km、南北7.6kmと東西方向に長く、総面積は74.2km<sup>2</sup>です。北は熊本市、南は宇城市に隣接しています。

九州を南北に縦貫する国道3号及び、ほぼそれに沿って走るJR鹿児島本線、宇土半島を東西にのびる国道57号及びJR三角線の分岐点にあたり、県内における交通の要衝となっています。

九州新幹線全線開業により、JR宇土駅から博多駅まで約50分、新大阪駅までは約3時間での移動が可能です。

中心市街地はJR宇土駅の西南側一帯に広がっており、熊本市中心部から車で南へ約20分、九州自動車道松橋インターから北西へ約10分の距離です。

2 歴史と文化

本市は九州のほぼ中心部にあり、地理的に重要な位置を占め、県内でも有数の歴史遺産の宝庫として知られています。

上網田町の田平遺跡からは、旧石器時代後期(約1.5~2万年前)の遺物が出土し、古くから人々が生活を営んでいたことが確認されています。縄文時代になると、全国的にも著名な前期の竊貝塚と曾畑貝塚が市街地を挟んで宇土半島山塊の裾と雁回山の山裾で生活が営まれていました。弥生時代には北九州文化圏の南限として同時代の遺跡が分布しています。

図表1 宇土市の位置



古墳時代になると、有力な豪族が存在していたとみられ、九州でも古い時期の古墳が多く造営されました。例えば、向野田古墳は豪族の女性一人が豪華な副葬品とともに埋葬されている大型の前方後円墳で、全国でも極めて珍しい貴重な古墳です。

中世には、肥後の守護職・菊池氏の一族がこの地に移り住み、その後、名和氏が神馬町の通称・西岡台に城を構えました。居城跡(中世宇土城跡)は国史跡に指定されています。

近世になると、肥後北部は加藤清正公、南部はキリシタン大名で有名な小西行長公の分割支配となり、行長公は宇土を本拠として新城(近世宇土城跡)を築城、城下のまちづくりにも着手しました。現在の宇土市街地の基盤は、このころ整備されたといわれています。しかし、関ヶ原の合戦で小西氏が滅んだ後は、肥後の全域が加藤氏の領地になりました。その後、小倉から肥後に移封された細川藩の支藩3万石の城下町として栄えました。この時代に轟水源から宇土町へ引かれた轟泉水道は、現在も使われている上水道としては日本最古のものです。

明治時代になると、九州商業銀行の本店が置かれる等、宇土は熊本県南における商工業の中心地として栄えました。

昭和29年(1954年)4月1日、宇土郡内の宇土町、花園村、轟村、緑川村、網津村の5町村が合併して新宇土町が発足。同年10月1日

には飽託郡走潟村と宇土郡不知火村伊無田を編入合併、昭和31年(1956年)4月1日には下益城郡富合村三拾町地区の編入合併があり、昭和33年(1958年)10月1日に網田村を編入合併し市制を施行、現在に至っています。

また、宇土市には県指定文化財の宇土御獅子舞や雨乞い大太鼓等、多くの貴重な無形文化財・民俗文化財があり、市民の手で保存継承されています。

3 人口と世帯

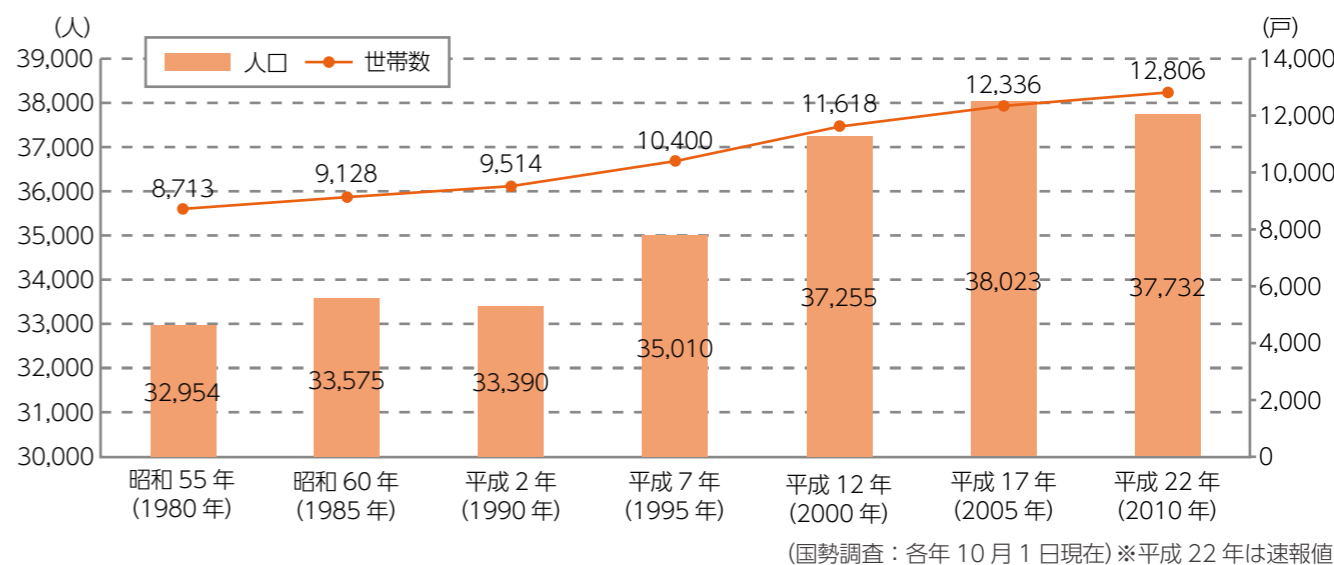
本市の人口は、平成17年(2005年)の38,023人をピークに減少傾向にあります。

平成22年(2010年)の国勢調査速報値人口は、37,732人です。また、世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成22年現在12,806世帯となっています。人口が減少しているのに対し、世帯数が増加しているため、一世帯あたりの人口は減少傾向にあります。

また、社会動態は、平成15年度(2003年度)以降、一貫して転出数が転入数を上回っています。転入数と転出数を比べると、平成年度にはその差が縮まったものの、転入数は平成18年(2006年)から一貫して減少を続けています。

そのため、転出に歯止めをかけ、転入者を増加させる定住施策を本市の施策の基軸に据える必要があります。

図表2 【人口と世帯数の推移】



図表3 【社会動態(転入・転出)の推移】 単位:人

年度	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
転入	1,803	1,642	1,808	1,470	1,516	1,459	1,531	1,464	1,402	1,358
転出	1,356	1,452	1,615	1,476	1,612	1,645	1,574	1,519	1,560	1,361
転入-転出	447	190	193	-6	-96	-186	-43	-55	-158	-3

(DATAで見る宇土市2010:各年度3月31日現在)



自然動態は、平成18年(2006年)、20年(2008年)と死亡が出生を上回っており、本市においても、少子高齢化による自然減少の影響が表れ始めています。

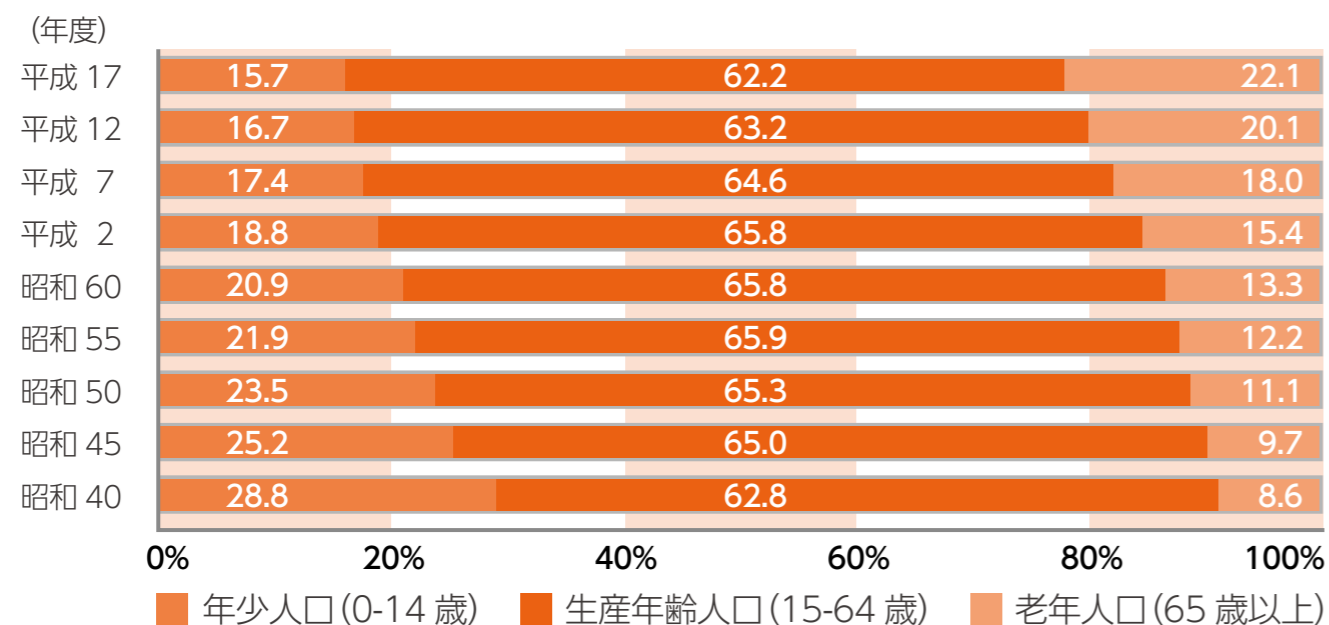
図表4 【自然動態(出生・死亡)の推移】

年度	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
出生	351	377	372	388	339	362	317	368	298	356
死亡	284	318	334	341	324	337	356	340	348	355
出生-死亡	67	59	38	47	15	25	-39	28	-50	1

(DATAで見る宇土市2010:各年度3月31日現在)

生産年齢人口比率は平成7年(1995年)から減少傾向に転じ平成17年(2005年)には62.2%、年少人口は一貫して減少しており平成17年には15.7%、老年人口は一貫して増加傾向にあり平成17年には22.1%になっています。

図表5 年齢(3区分)別人口構成比の推移



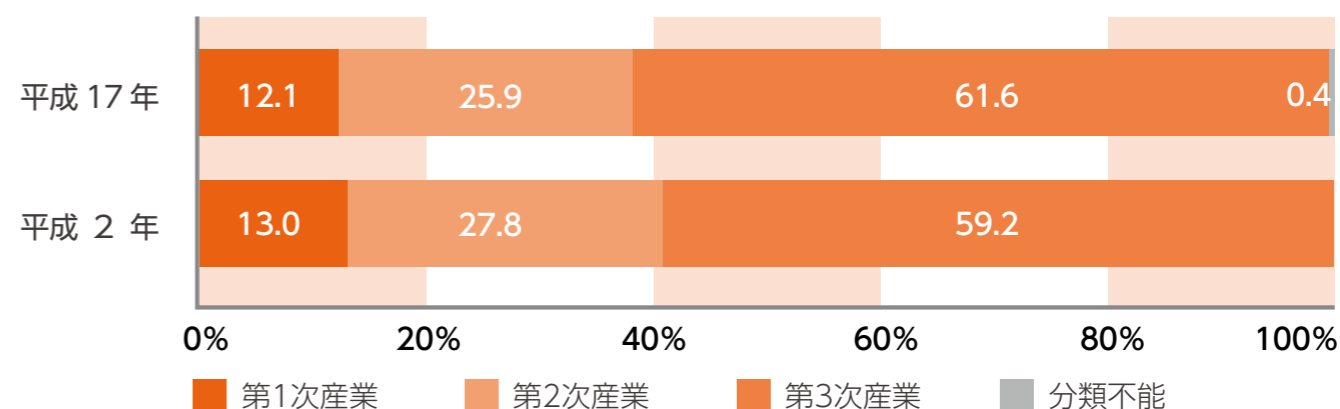
(国勢調査:各年10月1日現在)

## 4 産業と経済

産業別就業者は、第3次産業が増加し、第1次産業及び第2次産業が減少する傾向にあります。平成12年(2000年)に比べ平成17年(2005年)は、第3次産業の就業者数の割合が59.2%から61.6%へと増加し、第1次産業の割合(13.0%→12.1%)と第2次産業の割合(27.8%→25.9%)が減少しています。その中でも農業従事者が9.8%→8.9%に、建設業従事者が10.3%→9.1%、製造業従事者が17.4%→16.7%と減少しています。

長引く景気低迷から事業縮小、あるいは倒産等が多く発生しており、失業者に対する雇用の受け皿の確保が求められています。

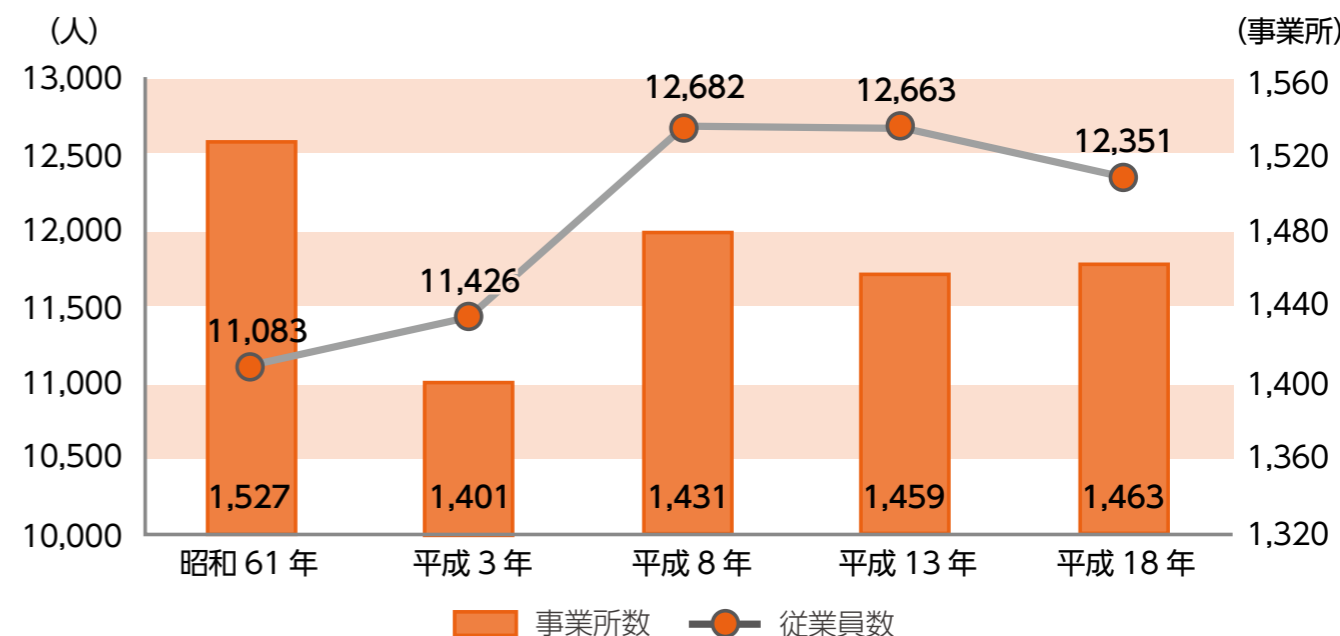
図表6 産業別就業者の割合



(国勢調査:各年10月1日現在)

民営事業所全体では、事業所数は横ばいで推移し、平成18年(2006年)には1,463事業所が市内に所在しています。また、従業者数は横ばいないし減少傾向で推移し、平成18年には12,351人の従業者が市内で就労しています。

図表7 民営事業所数・従業者数の推移

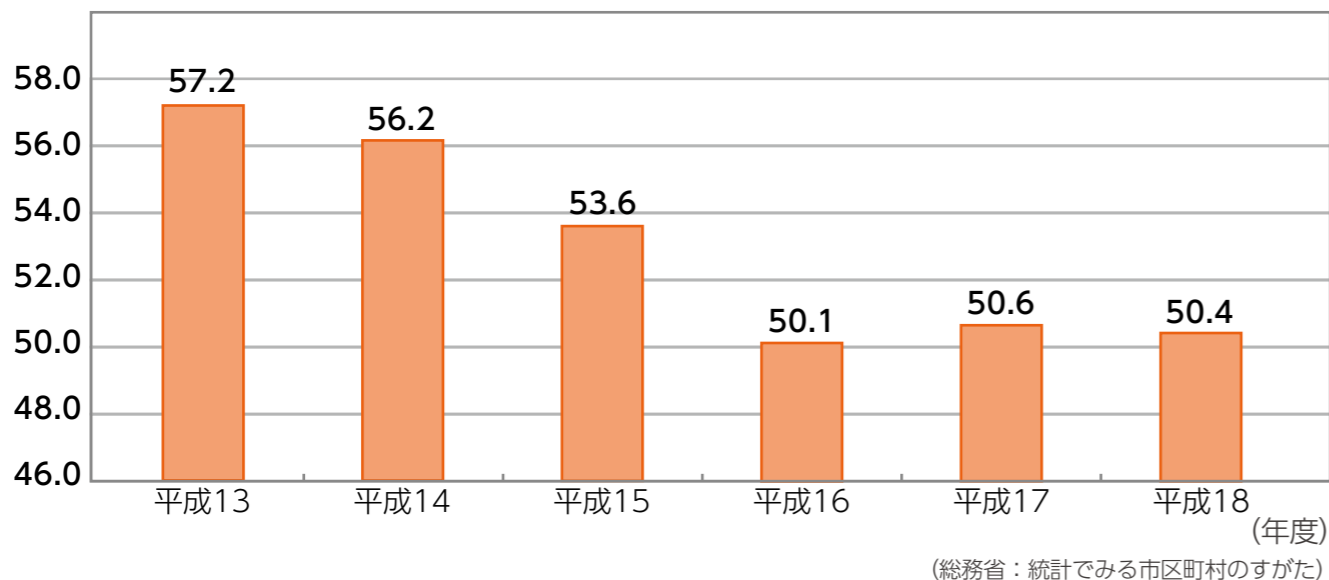


(事業所・企業統計調査:各年10月1日現在)

農業算出額は減少傾向が続いていましたが、平成16年(2004年)からは横ばいの状況が続いています。平成13年(2001年)には57.2億円あった農業算出額は平成18年(2006年)には50.4億円まで減少しています。

図表8 農業産出額の推移

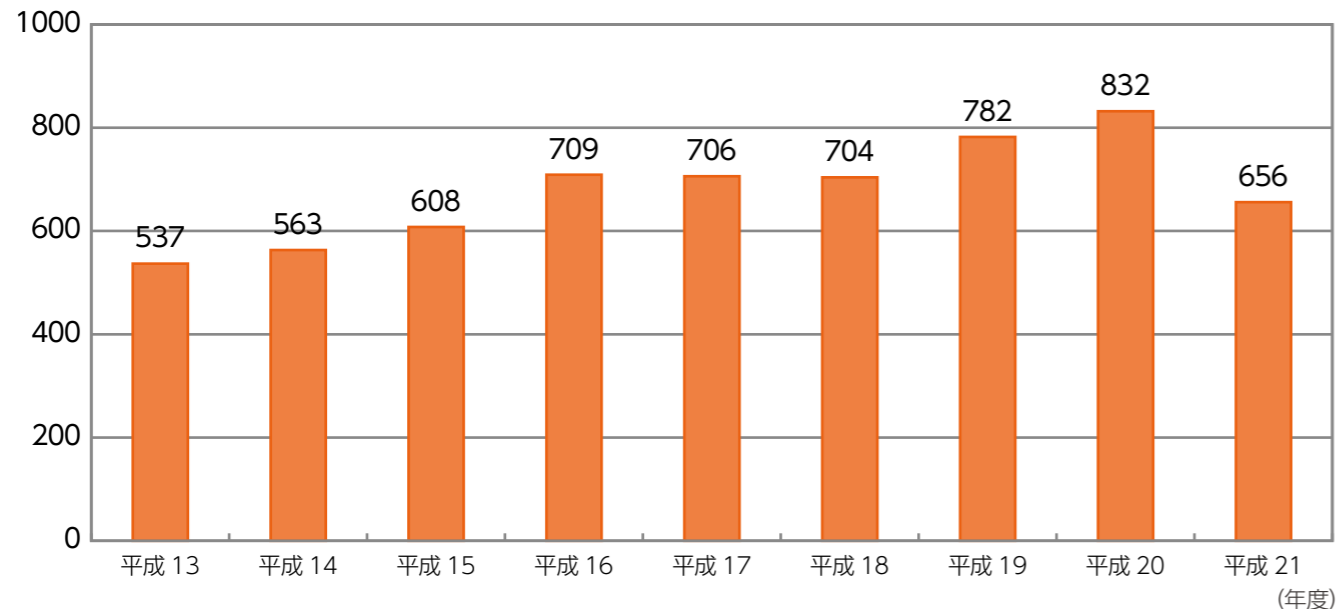
(産出額：億円)



製造品出荷額等は平成18年以降増加してはいましたが、リーマンショック以降の景気の低迷により、平成21年度(2009年度)現在656億円となっています。今後も製造品出荷額等は、減少もしくは伸び悩むことが想定されるため、熊本市との近接性など、本市の特性を最大限に活用した企業誘致等の産業施策を検討する必要があります。

図表9 製造品出荷額等の推移

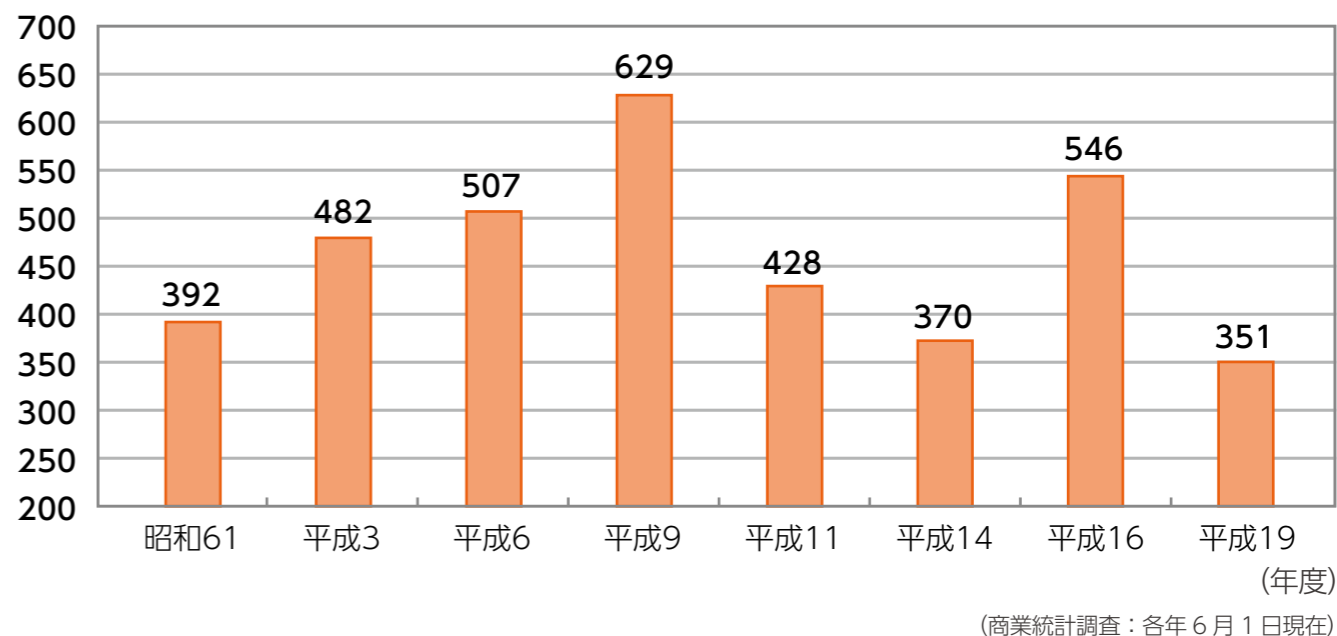
(出荷額：億円)



小売業商品販売額は平成9年(1997年)の629億円をピークに減少し、平成16年(2004年)に一時的に持ち直したものの、平成19年(2007年)には再び減少に転じ、ピーク時の約半分の351億円まで落ち込んでいます。今後は、本市における持続可能な商業機能のあり方を模索する必要があります。

図表10 小売業商品販売額の推移

(販売額：億円)



宇土の礎を築いた名君

小西 行長

キリシタン大名・小西行長は、豊臣秀吉の重臣として活躍した武将の一人です。天正16年(1588年)、30歳のときに加藤清正とともに肥後国を拝領し、宇土二十四万石の領主としてこの地を治めました。

行長は、城郭を中心としたまちづくりの先駆けです。宇土城の周辺には水路や運河をめぐる「町割」を行い、現在の宇土市の礎を築きました。宇土城を中心に真っすぐに伸びた街道や周辺をめぐる掘割など、当時の面影を今に見ることができます。

現在、宇土城本丸跡は公園として整備され、行長の銅像が静かに宇土を見守っています。



## 5 市民意識からみた宇土市の特性

第5次宇土市総合計画を策定するにあたり、「市民アンケート調査」を実施しました。

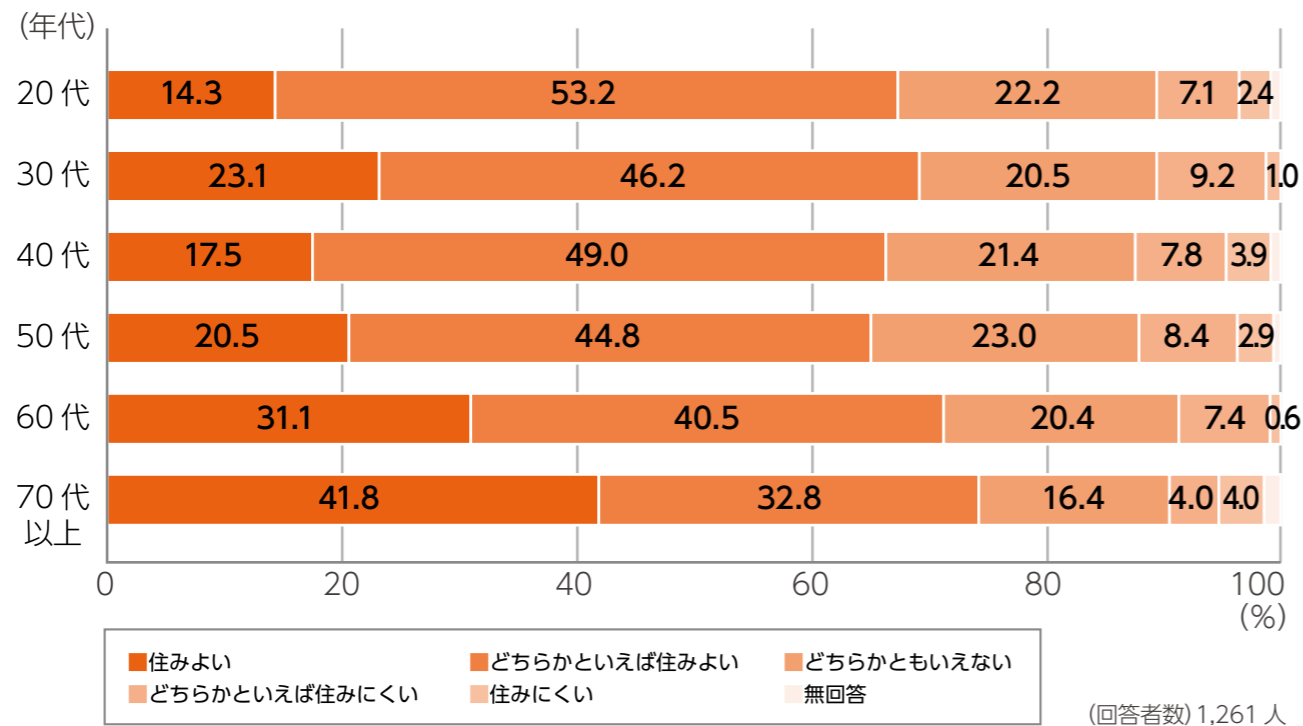
① 調査対象	市内在住の2,600名(無作為抽出)
② 調査方法	郵送による配布, 郵送による回収有効回答数1,261票(48.5%)
③ 調査時期	平成22年(2010年)2月8日(月)～2月21日(日)(14日間)

### (1) 宇土市の住みごころ

本市の住みごころについて、「住みよい」と回答した市民を年齢別にみると、「70代以上」(41.8%)が最も多く、次いで「60代」(31.1%),「30代」(23.1%)と続いています。「70代以上」以外では、各年代で「どちらかといえば住みよい」との回答が最も多く、4～5割を占めています。

また、「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせると、どの年代でも7割前後となり、年代を問わず、比較的住みよいと感じている市民が多いと言えますが、特に「70代以上」でその傾向が強い状況です。

図表11 アンケート「宇土市の住みごころ」について



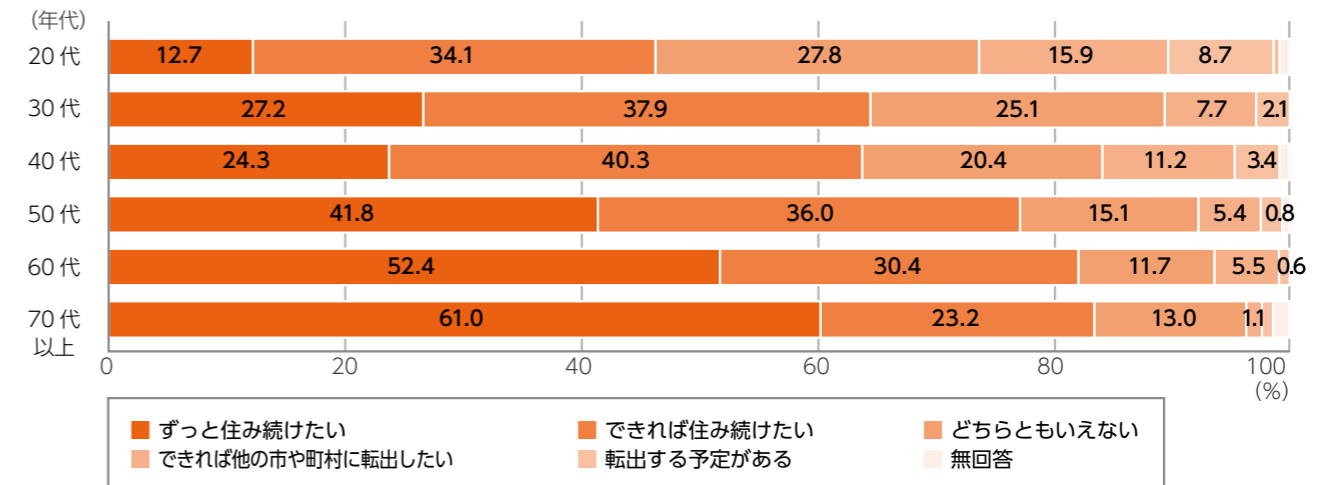
### (2) 定住意向

定住意向に関しては、年齢別にみると、「50代」以上では「ずっと住み続けたい」との回答が最も多く、特に「70代以上」では6割(61.0%)を占めています。「40代」以下は「できれば住み続けたい」との回答が一番多くなっています。

一方で、「できれば他の市や町村に転出したい」あるいは「転出する予定がある」との回答は年齢別にみると「20代」がそれぞれ最も多く、次いで「40代」、「30代」と続きます。

つまり、年齢が高くなるにつれ、定住意向が強くなる一方で、「40代」以下では他自治体への転出意向や転出予定があり、「50代」以上の回答者と比較すると強い定住意向はみられないといえます。

図表12 アンケート「定住意向」について

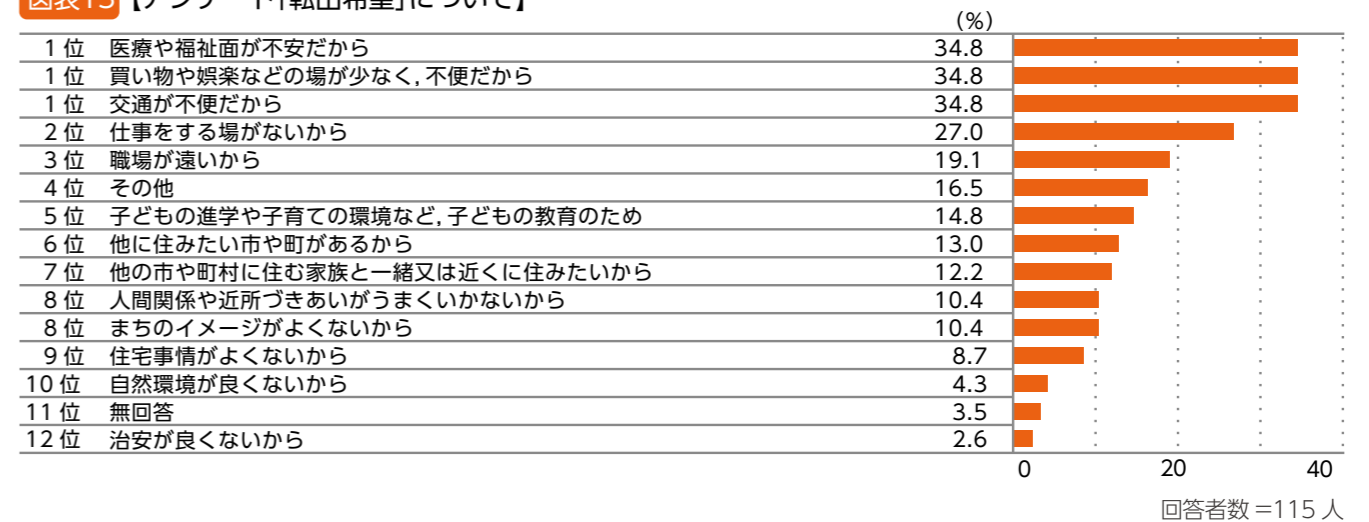


### (3) 転出希望理由

回答者の中で転出したい(する)と回答した人の理由は、「医療や福祉面が不安だから」と「買い物や娯楽などの場が少なく、不便だから」と「交通が不便だから」が最も多く、それぞれ34.8%で、次いで「仕事をする場がないから」が、27.0%でした。

なお、4位となった「その他」の回答においては、転勤・進学、家業を継ぐため、という理由以外に、「まちに活気がない」との意見が数件寄せられました。また、6位となった「他に住みたい市や町があるから」では、「熊本市」や「福岡市」との意見がありました。

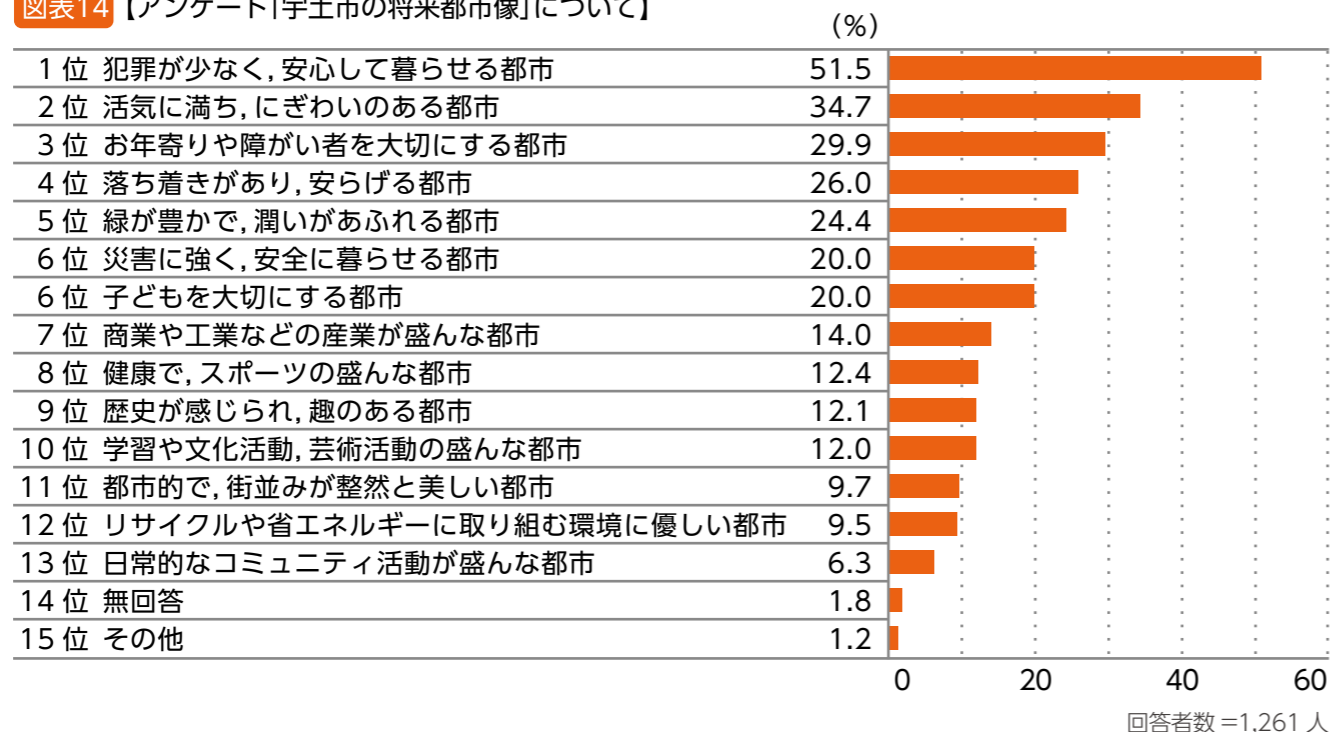
図表13 【アンケート「転出希望」について】



#### (4) 宇土市の将来都市像

将来の都市像については、「犯罪が少なく、安心して暮らせる都市」が最も多く51.5%を占めています。次いで、「活気に満ち、にぎわいのある都市」が34.7%、「お年寄りや障がい者を大切にする都市」が29.9%と続いています。

図表14 【アンケート「宇土市の将来都市像」について】



また、市内の小学6年生および中学3年生にも同様の質問をしたところ、「山や川、緑などの自然が豊かなまち」(51.6%)が最も多く、次いで、「犯罪が少なく、安心して暮らせるまち」(48.5%)や「活気にあふれ、にぎわいのあるまち」(32.7%)が続いています。

図表15 【アンケート 小・中学生の「宇土市の将来都市像」について】



#### 美しきふるさと・宇土 心に残る色彩の風景

自然豊かな宇土市の中でも、有明海を望む宇土半島には、いくつもの美しい風景があります。市内在住のイラストレーター・上原史寛さんが描く宇土の風景は、どこか懐かしい郷愁に満ちて、見る人の心を潤してくれます。



##### 長部田海床路

海の中へと真っすぐに伸びる「海床路」。干満の差が大きい有明海では、干潮時に漁船が海へ入れないため、水揚げした海産物を運ぶための道が作られました。CMのロケ地にも選ばれる趣き深いスポットです。

##### 御輿来海岸

干潟に美しい三日月型の波紋が浮かび上がる「御輿来海岸」。遠く雲仙普賢岳を望む絶景の地は、古く景行天皇がその美しさに御輿を止めて魅入ったという伝説が残されています。大潮と夕暮れが重なる時季がお薦め。



##### JR三角線

宇土駅から宇土半島を縦断して三角駅まで、延長約26km。明治32年の開業以来、110余年もの歴史を誇るローカル線です。1両編成の「キハ31」が、カタンコットンと軽快に走り、ローカル線の魅力に満ちています。

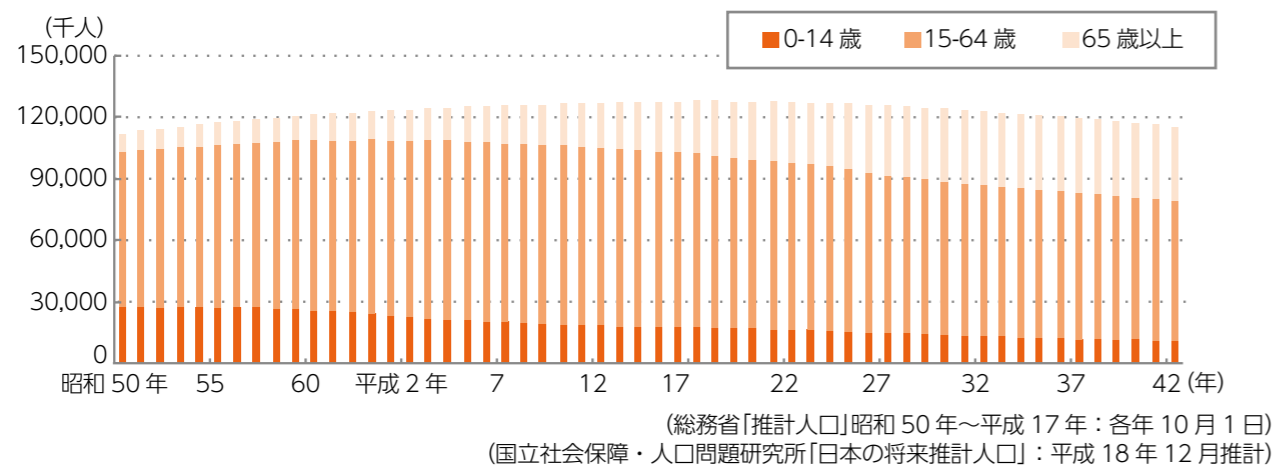
# 宇土市を取り巻く環境の変化

## 1 時代の潮流

### (1) 少子高齢化社会

日本は少子高齢化社会に突入しており、国の研究機関による推計では、平成25年(2013年)には総人口の約1/4が65歳以上の高齢者となります。また、平成32年(2020年)前後には団塊ジュニア世代が一斉に高齢者となります。そして、平成42年(2030年)には人口の約1/3が高齢者になると予測されています(九州・沖縄ブロックでは32.7%)。

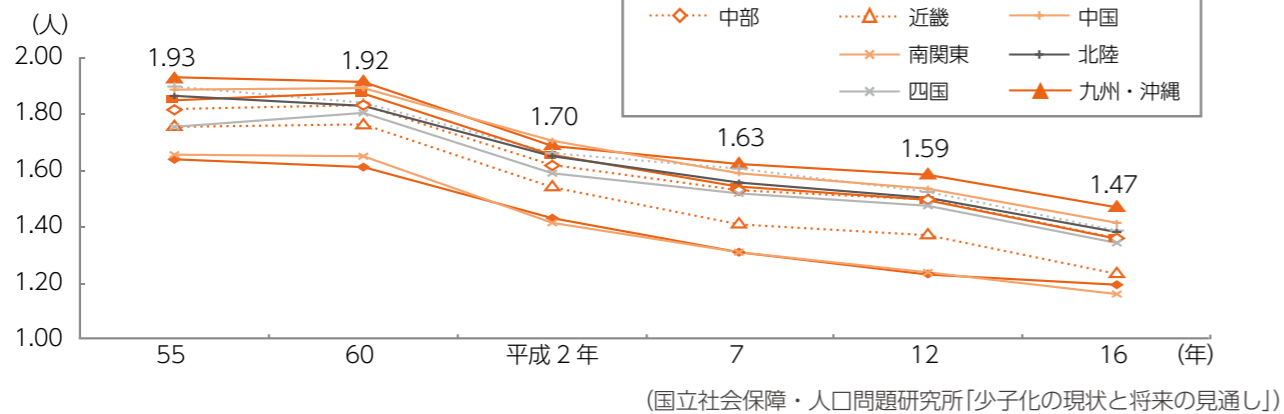
図表16 【年齢3階層別の将来推計人口(出生/死亡中位)】



日本の合計特殊出生率は、平成18年(2006年)以降上昇方向へ転じ、平成21年(2009年)には1.37となりましたが、人口を維持するために必要な出生率の水準である2.07人からは大きく下回っており、少子化対策は日本の重要な課題の一つとなっています。

この合計特殊出生率を地域別に見ると、平成16年(2004年)時点で九州・沖縄ブロックは1.47と最も高い率を示しているものの、依然として減少傾向にあり、より積極的な少子化対策を行うことが求められています。

図表17 【地域ブロック別の合計特殊出生率の推移】



### (2) 地球環境問題

地球環境問題は喫緊の課題です。現在、海面水位の上昇や、大型台風、集中豪雨等の異常気象が世界各地で観測されており、これらの事象は、二酸化炭素(CO2)等の温室効果ガスによる地球温暖化に起因しているといわれています。このような状況から、平成9年(1997年)には京都議定書(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書)が議決され、温室効果ガス等の排出抑制が各国の義務として課されました。地球温暖化問題の深刻化が懸念される中、人々の地球環境問題に対する意識が高まっています。

地球環境問題に対する意識が高まる中で、省エネルギー機器やクリーンエネルギーの導

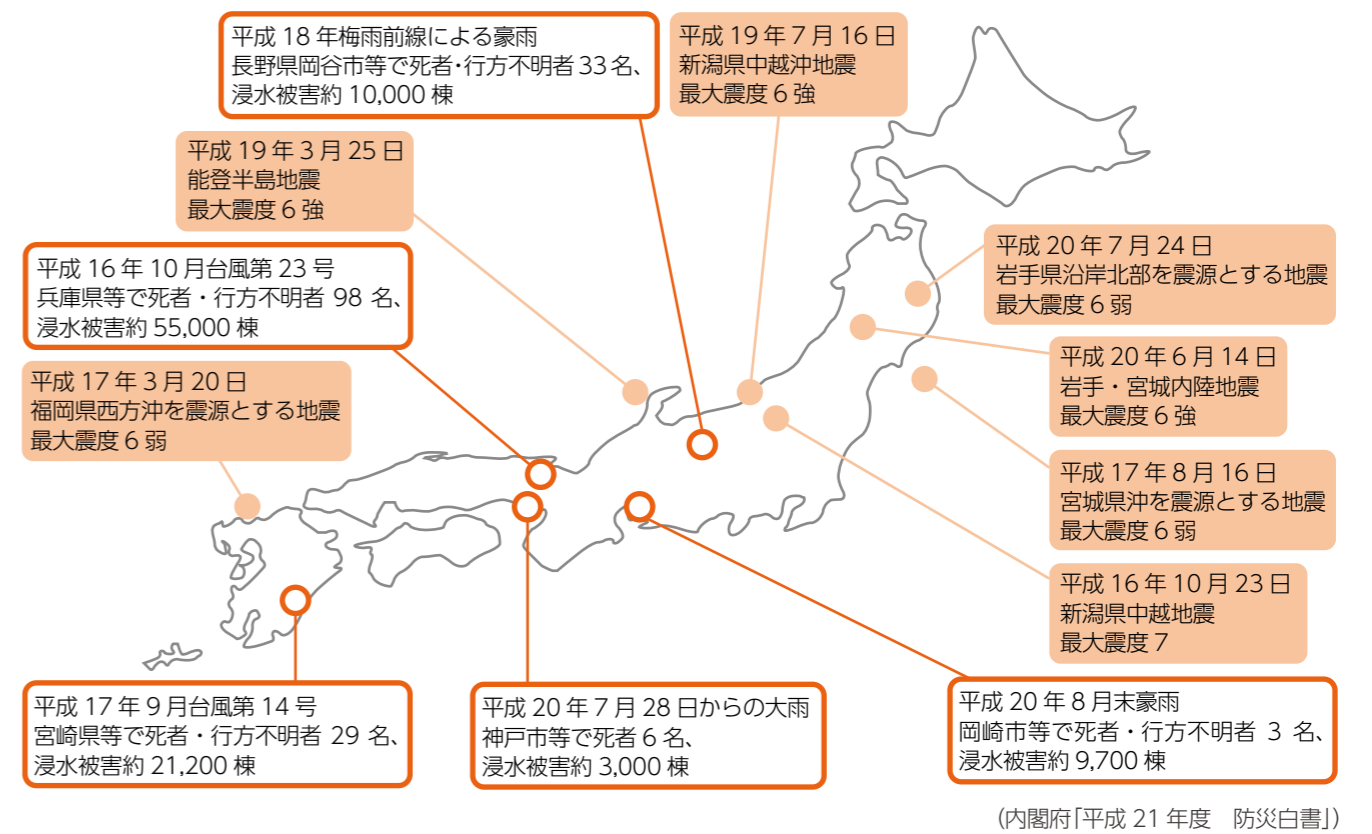
入の機運が高まりつつあります。さらには、省エネルギーやクリーンエネルギーに関する新たな産業の発展が期待されています。

今後は、地球環境問題を後向きに捉えるのではなく、地球環境問題解決と地域経済活性化を両立する取り組みが求められています。

### (3) 災害の多発

ここ数年世界的に大規模な自然災害が頻発しており、日本においても被害の大きい災害が度々発生しています。このような状況を受けて国民の防災意識が高まりつつあり、行政だけでなく、市民団体や民間事業者等の多様な主体との協働による防災・災害時体制の構築が期待されています。

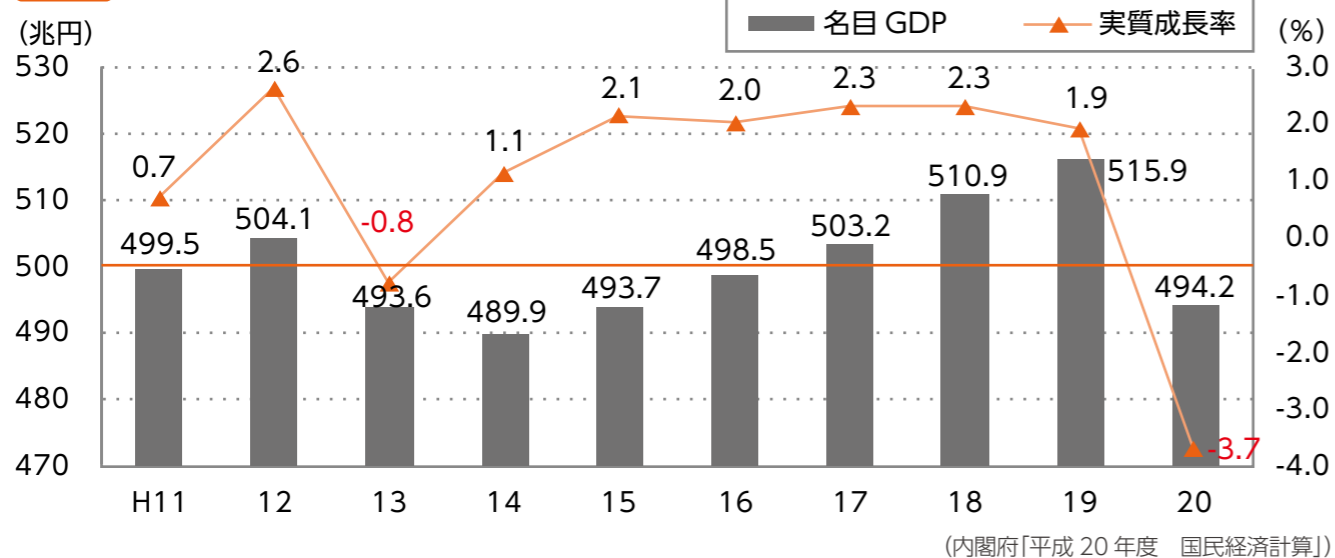
図表21 【最近発生している主な大規模災害】



#### (4) 経済の低成長時代

平成11年度(1999年度)以降の名目GDPは500兆円前後、実質GDP成長率は平成15年度(2003年度)以降1.9%前後で推移してきましたが、平成20年(2008年)のリーマン・ブラザーズ破綻に端を発した世界金融危機・世界同時不況の煽りを受けて、平成20年度の実質GDP成長率はマイナス3.7%となり経済の停滞が続いています。

図表19 【名目GDPおよび実質GDP成長率の推移】

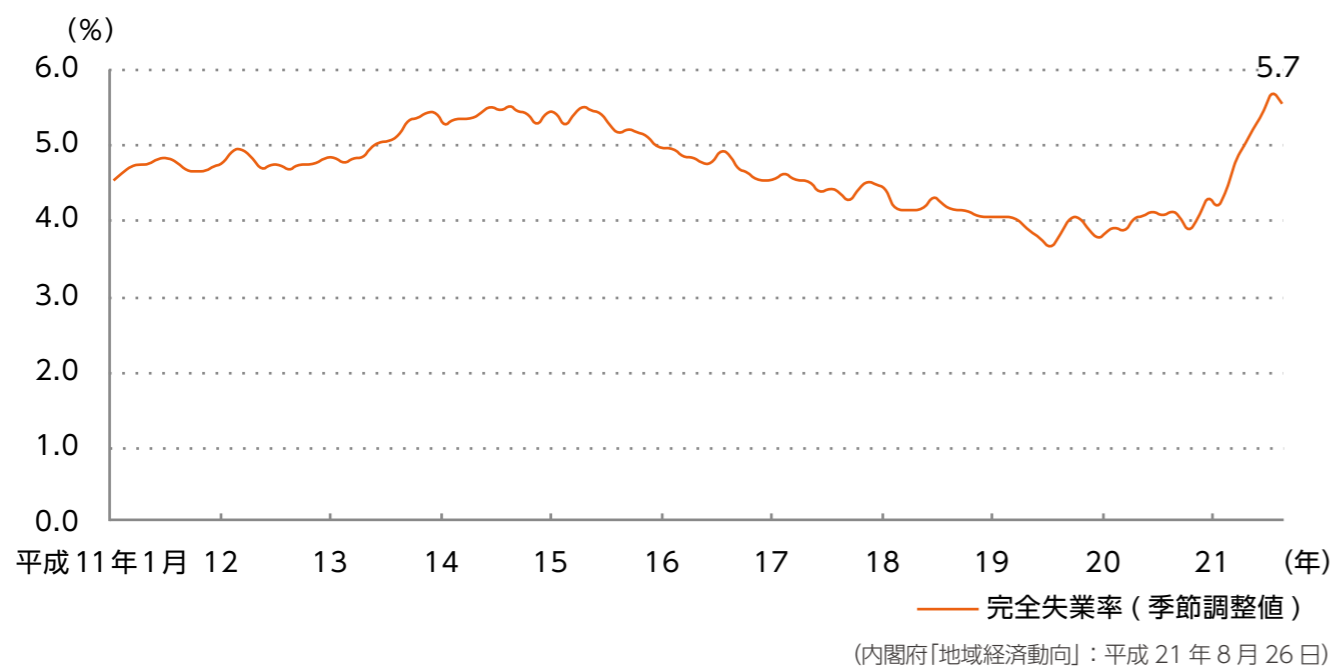


この不況は雇用面にも大きく影響しており、平成21年(2009年)7月の完全失業率は、過去最高値である平成14～15年(2002～2003年)を上回る5.7%まで上昇しました。

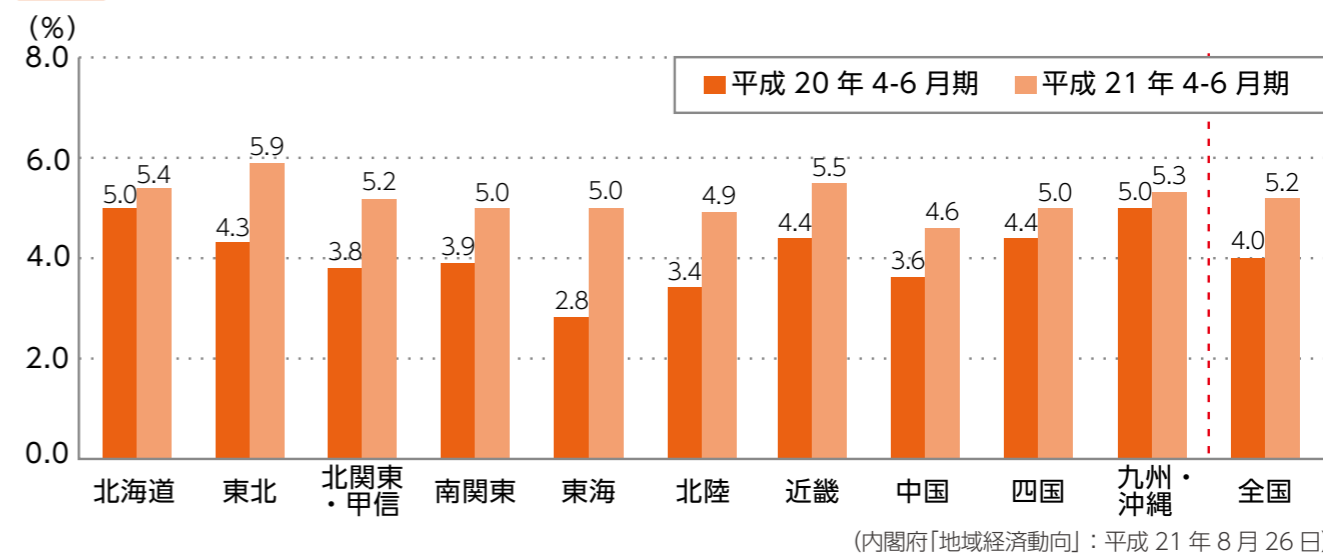
特に、北海道・東北・近畿・九州・沖縄等の失業率が高い水準にあり、九州・沖縄の場合、平成21年4-6月期に5.3%の失業率を記録しています。

少子高齢化の影響から今後も人口減少が続くことが予想されるため、経済成長率も低迷する見込みです。

図表20 【完全失業率の推移】



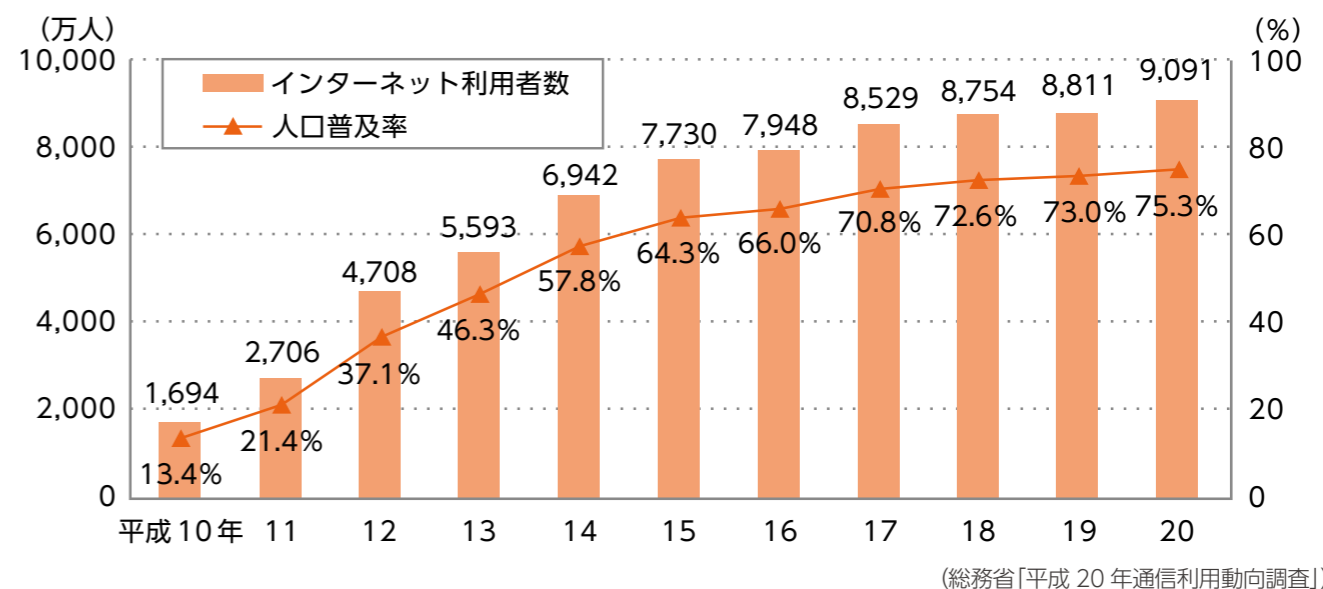
図表21 【各地域ブロックの完全失業率(現数値)】



#### (5) 情報化の進展

情報化は個人・企業ともに一定の普及が実現されており、利用者が受動的に情報通信技術に関わっていた従来の姿から、「いつでもどこでも」より能動的に情報を活用する高度情報化社会に移行しつつあります。インターネットの普及率も、平成20年度(2008年度)には75.3%を超えており、市民の間にも十分普及したと考えられます。

図表22 【インターネット利用者数および人口普及率の推移】



#### (6) 国際化の進展

外国人登録者数は平成17年(2005年)に200万人を突破し、その後も年々増加しています。在留資格も従来の中心であった特別永住者・日本人の配偶者から、一般永住者・定住者になりつつあります。

また、経済の国際化の進展により、アジア圏に近接する九州地域は、「アジアの成長を地域の成長へ」と転換する仕組みの構築が求められています。そのため、アジア圏を対象とした企業誘致等の産業振興が求められます。

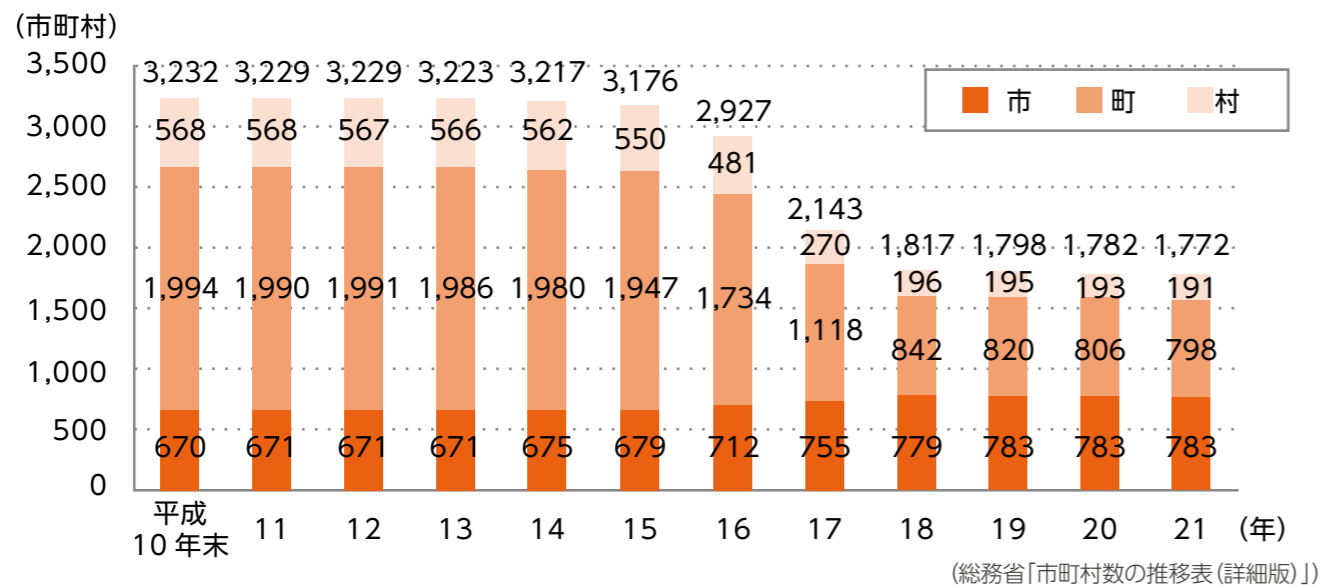
なお、観光振興においては、海外への積極的な情報発信や海外観光客に対応する体制が欠かせない状況になっており、近隣自治体等の連携も含め、総合的に検討する必要があります。

## 2 宇土市の諸課題

### (7) 転換期の地方自治と「新しい公共」

平成15年(2003年)～平成18年(2006年)には行政活動の効率化・経営基盤の強化を目指して活発な市町村合併が行われ、平成14年度(2002年度)約3,200の市町村数は、現在1,800弱まで減少しています。市町村合併が一段落し、現在は広域市町村による事務の共同処理や定住自立圏構想などの新たな広域行政が推進されています。この背景には、地方財政の危機的状況及び地方分権改革の進展があります。

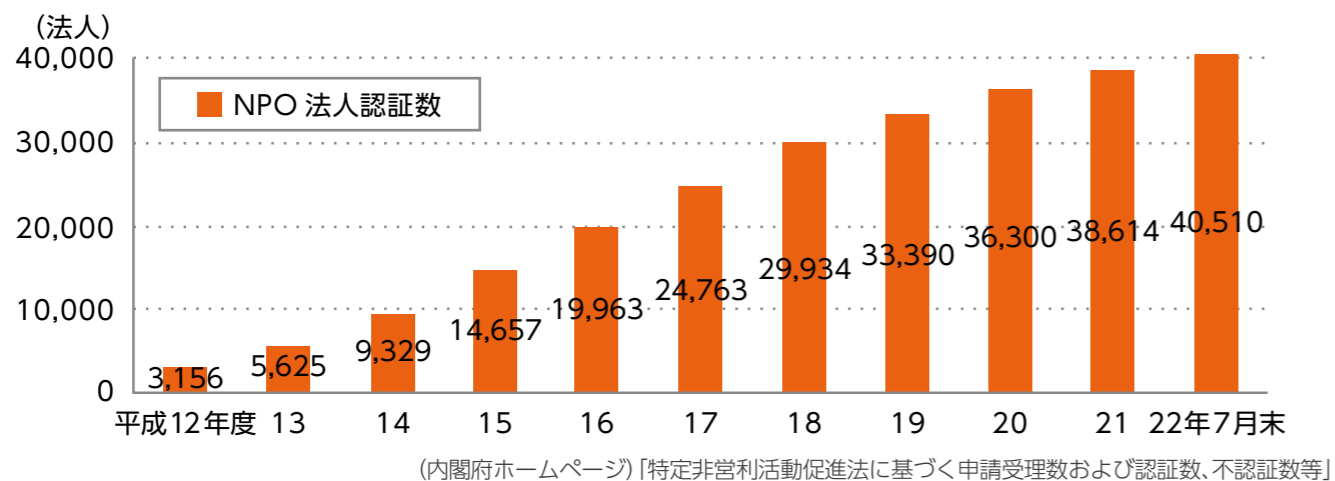
図表23 【市町村数の推移】



このような財政健全化・地方分権の機運の高まりなどを背景に、行政への民間の経営手法の導入や、市民や地域組織、事業者、行政が協働する「新しい公共」の考え方も導入され始めており、現在ではPFIや指定管理者制度など、様々な手法が導入・運用されています。

また、これらの「新しい公共」の担い手としてNPO法人があります。NPO法人は順調に増加しており、平成22年(2010年)7月末時点で、40,510団体まで増加しています。今後も、「新しい公共」の担い手としての活動を側面的に支援する必要があります。

図表24 【NPO法人認証数の推移】



### (1) 人口減少・少子高齢化を踏まえた 制度設計・振興施策

日本の将来人口は、今後減少の一途をたどると予想されているため、少子化対策、定住促進・定住人口維持に関する施策が重要となります。また、人口減少・少子高齢化を前提とした制度設計を行う必要があります。本市においても、平成16年(2004年)以降一貫して転出者が転入者を上回っているため、この流れを食い止め、解消するための施策が求められます。

さらに、行政サービスの質の向上に努めつつ、人口規模に合わせた行政の組織やサービスのあり方も見直す必要があります。高齢化にともない、非生産年齢人口の割合が高まるとともに、社会保障関連の費用負担も増大する可能性が高くなります。しかし一方で、知識や技術が豊富な高齢者は、地域に戻ってその知識や技術を還元できる存在です。高齢者の知識や技術をいかに地域社会に還元させるかが、今後の地域づくりで重要になると想定するため、Uターン促進などの施策が重要になります。

また、九州・沖縄地域は、他地域に比べ合計特殊出生率が高いため、本市で生まれ育った子供たちがずっと住み続けたいと思う地域、住み続けられる地域になるよう、就労場所の確保や働きながら子育てする親、子育てに不安を抱える親のニーズに即した子育て支援策を行う必要があります。

### (2) 社会保障関連費用の負担増を前提 とした、効率的・効果的な制度運用

高齢化の進展・子育て支援へのニーズの高まりなど、社会保障関連の費用増加は避けられない状況にあります。今後は、社会保障関連の費用負担の増加を前提に各種計画を策定することが必要です。

また、効率的・効果的に高齢者福祉サービスを

提供するため、広域連携や市民との協働によるサービス提供体制を構築することが重要です。

### (3) 市民主体による地域特性に応じた 防災・防犯活動の促進

災害や犯罪等の発生率は、地域の特性に大きく影響されているため、地域特有の事情を加味した防災・防犯活動を行政だけでなく、市民との協働で実施する必要があります。また本市は、地形的に水位が高い河川や漁港を抱えており、近年多発する集中豪雨等に対する防災活動が求められます。

### (4) 環境保全と循環型社会への対応

市民・企業・行政が一体となった環境保全の取組や省資源・省エネルギー・リサイクルの推進、廃棄物処理の適正化などを通じた、環境負荷の少ない循環型社会システムの構築が求められています。このような取り組みは従前のような経済活動とかけ離れた「環境政策」として実施するものではなく、経済活動の刺激策に組み込まれるようになりつつあります。今後はさらに環境への取り組みを経済活動、まちづくり及び産業の振興に繋げ、環境による経済振興を目指すことが重要です。

### (5) 余暇需要を踏まえた定住促進施策の推進

家族形態・就業形態の変化は、価値観・ニーズの変化をもたらしており、心の豊かさ・リラクゼーションといった余暇需要の高まりを見せています。利便性のみではなく、このような余暇需要も満たす地域としてアピールすることが宇土市への定住促進を行う上で鍵となる可能性があります。本市は、JR宇土駅からJR熊本駅までおよそ10分、自動車でも熊本市の中心市街地までおよそ20分と県都熊本までの交通の利便性は高く、かつ豊かな自然環境を有しており、余暇需要を取り込む可能性を十分に有しています。

## (6) 低成長を前提としつつ恒常的な雇用創出ができる産業の育成

平成20～21年(2008～2009年)にかけての世界同時不況により全国的に景気は低迷していますが,その度合いは地域により大きく異なっており,雇用に大きな影響を与えています。

本市においても,平成20年は,平成13年(2001年)以降最高の製造品出荷額等832億円を記録していましたが,平成21年は不況の影響を大きく受け,656億円まで減少しています。また,小売業商品販売額は,年によって大きく異なりますが,平成19年(2007年)は昭和61年(1986年)以降最低の351億円となっています。

特定の基幹産業に強く依存している地域,もしくは自力で需要を創出できない地域は,こうした不況の影響を強く受けています。グローバル化により,世界的な景況の影響を受けやすくなった経済情勢の中では,一過性の流行による特需や特定の基幹産業に過度に依存しない,恒常的かつ強固な産業基盤の構築が重要です。

九州は,国内で最もアジアに近接しており,グローバル化に伴いアジアに進出する日本企業の拠点やアジア圏から日本に進出する企業にとって非常に魅力的な立地条件を備えています。本市においても,このような魅力を最大限に活用した産業振興策が求められます。

今後は,このような観点を踏まえ,人口増加のための移住・定住施策や経済活性化のための交流施策,企業誘致のための優遇施策,積極的な情報発信などのあらゆる局面で自治体間競争に勝ち抜く戦略を講じていくことが必要不可欠です。

## (7) 「新しい公共」を目指した官民協働・広域連携等への対応

「新しい公共」という考え方が国でも積極的に議論されるようになり,市民・企業との協働を積極的に行うべきだという風潮が高まっています。本市においては,NPO・ボランティア団体などの市民活動団体が様々な活動を展開しています。自治体の職員数も大幅に減少しており,市民とともに力を合わせて公共サービスを形成する必要があります。その場合の市民意識の醸成や組織体制の整備支援などを通して,市民との協働を推進する必要があります。また,グローバル化や交通網の整備等により,産業振興や観光誘客など単一の自治体では解決できない課題も多くなっており,自治体の市域を越えるエリアの課題に対応する広域連携への対応などが求められています。

# 第2部 基本構想

第1章	総合計画策定にあたって	30
第2章	基本理念	33
第3章	将来像	34
第4章	土地利用構想	36
第5章	まちづくりの柱(施策の大綱)	38
第6章	地区別構想	40
第7章	総合計画の推進に向けて	48



# 第1章 総合計画策定にあたって

## 1 総合計画とは

第5次総合計画は、宇土市の今後8年間（平成23年度～平成30年度）のまちづくりの方向を示す最上位計画で、市の全ての計画の基本となるものです。

また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市の将来像を市民と行政がみんなで共有し、市民みんなで実現するための指針となるものです。

## 2 計画策定の目的

本市は、昭和33年（1958年）10月に市制を施行しました。これまで、それぞれの時代の潮流に対応したまちづくりを進めるため、昭和35年（1960年）の新市建設10か年計画から始まり、昭和45年（1970年）の「文化的田園工業都市」を目指した最初の総合計画以降、4次にわたる総合計画を策定してきました。この間、教育、福祉、子育て、環境など、それぞれの分野で一定の成果をあげ、熊本市の

ベッドタウンとして、着実に人口が増加してきました。

今日、少子高齢化や高度情報化、国際化、地球規模での環境問題など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、人口減少社会が現実となっている中で、これらの新しい課題を解決しつつ、市民ニーズに対応した多岐にわたる積極的なまちづくりの施策を展開することは容易ではありません。

このような状況は本市に限らず他の自治体も同様であります。だからこそ、今、本市が魅力あるまちづくりを進めることは、人口増加につながる元気と賑わいを取り戻す好機であるとも言えます。そして、その魅力あるまちづくりを実現させるための大きなカギは、「みんなの力」であり、市民と行政の総力を結集することだと考えられます。

そこで、この「みんなの力」を基礎にして、元気な宇土市をつくりあげるためのまちづくりの指針として、「第5次宇土市総合計画」を策定しました。

### 【これまでの経緯】

昭和33年	10月市制施行
昭和35年	新都市建設10か年計画
昭和45年	総合計画「文化的田園工業都市」※15年計画
昭和60年	第2次総合計画「健康で活力に満ちた宇土市の創造」
平成4年	第3次総合計画「活力とやすらぎのある宇土市」
平成13年	第4次総合計画「心ゆたかな環境創造の宇土市」
平成23年	第5次総合計画「みんなでつくろう元気な宇土市！」

## 3 計画の期間と構成

■ 計画の期間は、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）を目標年次とする8年間とします。

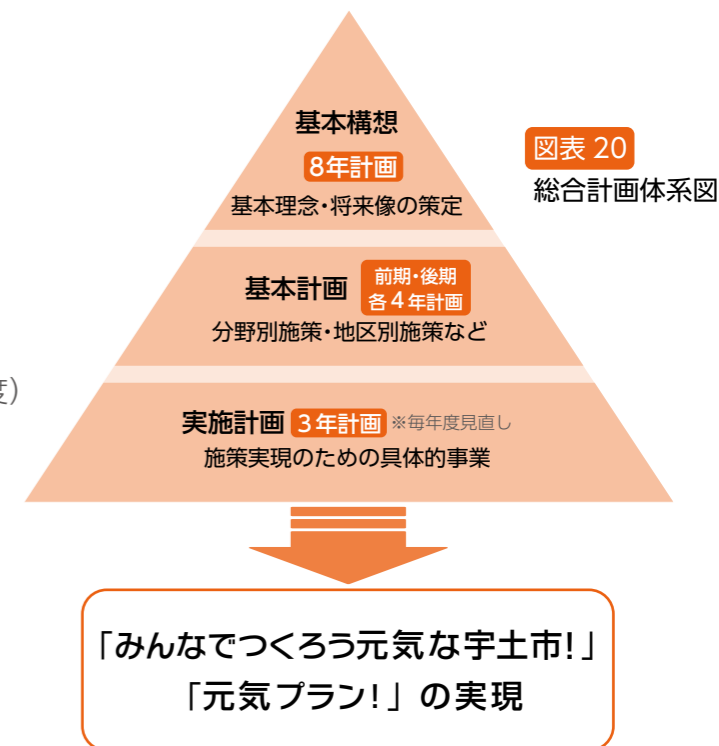
■ 総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成されています。

### (1) 基本構想

基本構想は、本市の最も基本的な指針として、まちづくりを進めていくための基本理念や将来像、土地利用の方向などを示すもので、基本計画及び実施計画の基礎となります。基本構想の期間は、平成23年度から平成30年度までの8年間です。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的施策を分野別、地区別に体系的にまとめた市政運営の基本的な計画であり、実施計画の基礎となります。



計画期間は、前期と後期に分けています。前期基本計画は、平成23年度から平成26年度までの4年間、後期基本計画は、平成27年度から平成30年度までの4年間です。

### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた基本的施策を、個別具体的に実施するため、財源の裏づけのもと、その事業内容を年度ごとに明らかにするものです。

計画期間は3年とし、ローリング方式で毎年度見直しを行います。

図表21 計画期間

	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
基本構想	平成23～30年度							
基本計画	前期：平成23～26年度				後期：平成27～30年度			
実施計画	平成23～25年度			平成24～26年度			平成25～27年度	
	毎年度、財源の裏づけをもとに見直し（ローリング）							

#### 4 第5次総合計画の特徴

宇土市が目指す将来像をみんなで実現するため、第5次総合計画には次の4つの大きな特徴があります。

##### (1) 地区別のまちづくり構想を定めています

本市には地区ごとに魅力ある歴史、文化などの地域資源があります。このような地域資源を最大限に活用するためには、その地域のことを理解し、郷土愛にあふれた地域住民の力が必要です。そこで、市内7地区の地域資源を最大限に活かしたまちづくりを進めるため、市域全体のまちづくり構想とともに、地区別のまちづくり構想を定めました。この地区別まちづくり構想では、市民アンケートや地区座談会での意見を反映し、「みんなの力」を結集するための構想を定めています。

##### (2) 将来像に大切なキーワードがあります

将来像実現のためには、その過程も非常に重要です。そこで、将来像をみんなで実現させたいという思いから、「**みんなでつくる元気な宇土市!**」という、素朴ですが非常に重要なキーワードが入っています。

##### (3) 市民にわかりやすい目標数値を示しています

まちづくりを進めるにあたっては、まちづくりの達成状況を市民がわかるようにすることが重要です。そこで、基本計画に登載する主要な施策については、客観的な目標値を示すなど、まちづくりの進み具合を市民がわかりやすく理解できる計画としています。

##### (4) 市民に親しみやすい愛称をつけています

第5次宇土市総合計画は、市民に身近で親しまれる計画となるよう、将来像を踏まえて「**元気プラン!**」という愛称をつけています。

## みんなで実現しよう 元気プラン!



#### 1 基本理念とは

基本理念は、本市がまちづくりを進めていくうえで大切にしていける市民目線での視点を示すものです。

今回の第5次総合計画の策定にあたっては、市民感覚を最大に反映するため、市民との対話などを通して、「**みんなで考える総合計画**」を策定方針としました。

そこで、地区座談会や各種アンケート調査などを行い、意見や提案などに込められたまちづくりに対する市民の思いを集約し、基本理念としました。

#### 2 基本理念

新たなまちづくりの基本理念を「**安心**」「**元気**」「**協働**」と定めます。

まちづくりとは、そのまちに住む市民が幸せな暮らしを実感できるように、様々な環境を整えることです。

今回の総合計画策定にあたっては、まちづくりに対する市民の思いを集約するため、地区ごとの座談会や各種アンケートなどを行いました。

その結果、まちづくりに対する市民の思いとして、次の3つのキーワードが浮かびあがりました。

##### (1) 「安心」

市民アンケートでは、本市が目指す将来像として、「犯罪が少ない安心して暮らせるまち」が51.5%と最も多く、子どもアンケートでも48.5%と2番目に多い回答であり、大人から子どもまで多くの市民が安心できる環境を望まれていることがうかがえます。

また、座談会でも安全・安心につながる意見が数多くあり、市民が安全で安心できるまちづくりを望んでいることから、未来ある子どもたちが住み続けられるまちを目指し「安心」を基本理念としています。

##### (2) 「元気」

市民アンケートでは、本市が目指す将来像として、2番目に多かった項目は「活気に満ち、にぎわいのあるまちづくり」の34.7%でした。また、子どもアンケートでも3番目に多く32.7%でした。

さらに、「座談会でも中心市街地や産業の元気を取り戻したい」、「地域住民のつながりを強くすることでまちの元気を取り戻したい」、などの意見があり、市民が様々な分野において、元気を感ずるまちづくりを望んでいることから、笑顔があふれ活力に満ちたまちを目指し「元気」を基本理念としています。

##### (3) 「協働」

市民アンケートの活動分野別のまちづくりへの参加状況では、ほとんどの分野で「現在は参加していないが、参加したい」という回答が最も多く、特に「防犯や子どもの見守り活動」57.3%、「福祉ボランティア活動」53.0%と、半数以上の回答者がまちづくり活動に機会があれば参加したい意向がうかがえました。

このように、多くの市民はまちづくり活動への参加意欲があるため、その機会を提供する工夫を行い、すべての市民が手を携え意欲を持ってみんなでまちづくりに参画することが、これからの市民本位の行政運営では重要であることから、「協働」を基本理念としています。

1 将来像

まちづくりに対する市民の思いの集約である「安心」「元気」「協働」を基本理念としました。

「安心」して暮らせるまちには、人が集まり、まちに活気があふれます。

活気あるまち、「元気」なまちには、大きな魅力と様々な可能性を秘めているため、さらに人が集まります。

人の集まりと、まちの賑わいは一体性があり、その相乗効果でさらにまちの魅力が高まり、まちが発展する可能性も大きく膨らみ続けます。

しかし、このようなまちづくりは、市民や地域団体、事業者を含めたあらゆる主体による「市民力」と「地域力」をつなげ、「みんなの力（協働）」で取り組まなければ達成できません。総合計画実現に向けては、市民と行政の力を結集する必要があります。

そこで、市民の思いを込めながら、すべての市民で考えてつくった総合計画をすべての市民が主役となって実現させる過程も含めて、これからの本市が目指す将来像を次のように定めます。

# みんなで作ろう 元気な宇土市!

2 将来人口(まちづくりの指標:人口)

人口は、本市のまちづくりの成果を表す最も基本的な数値です。

第5次総合計画においては、目標年次であ

る平成30年(2018年)の目標人口を定め、これを達成するための施策・事業を展開します。

(1) 将来の人口推移の予測

本市の国勢調査による人口は、昭和33年(1958年)10月の市制施行からしばらくは減少傾向が続きましたが、昭和45年(1970年)調査では31,327人となり、以後増加に転じ、平成17年(2005年)調査では38,023人と初めて38,000人を突破しました。

しかし、平成17年国勢調査を基にした今後の人口推移では、平成17年をピークに減少が続き、平成37年(2025年)には35,176人と予測されています。(国立社会保障 人口問題研究所 コーホート要因法(封鎖型)に基づく推計)

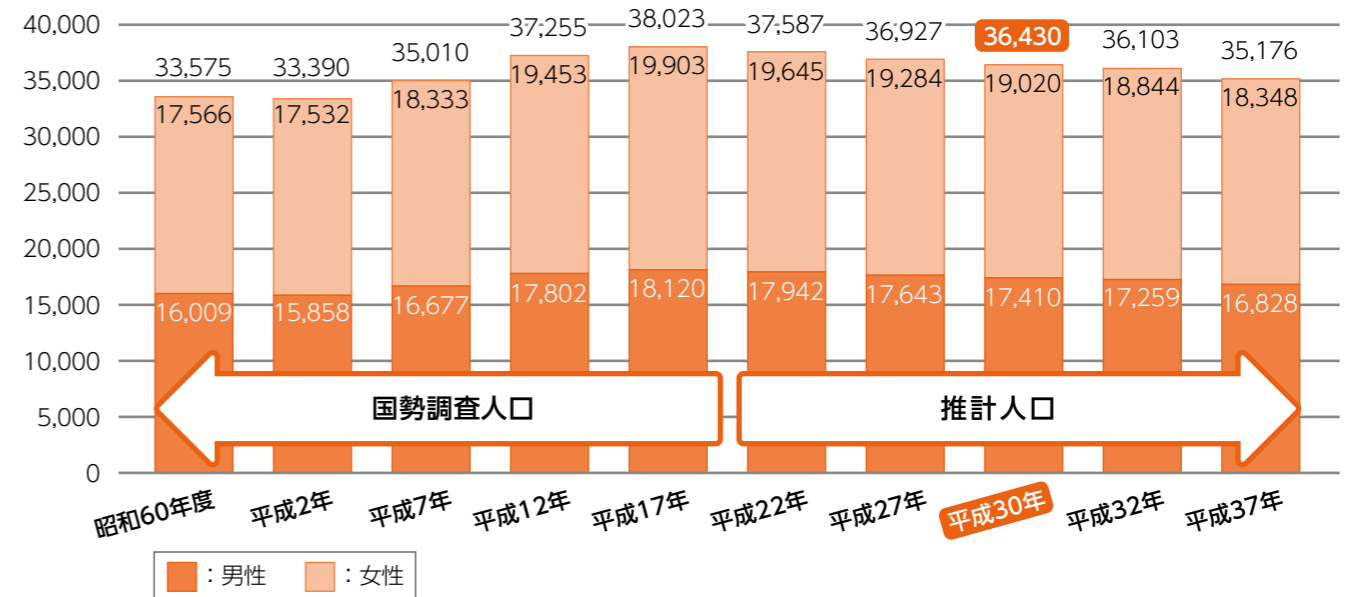
この推計から予測する平成30年(2018年)における人口は、36,430人となります。

(2) 将来人口の目標

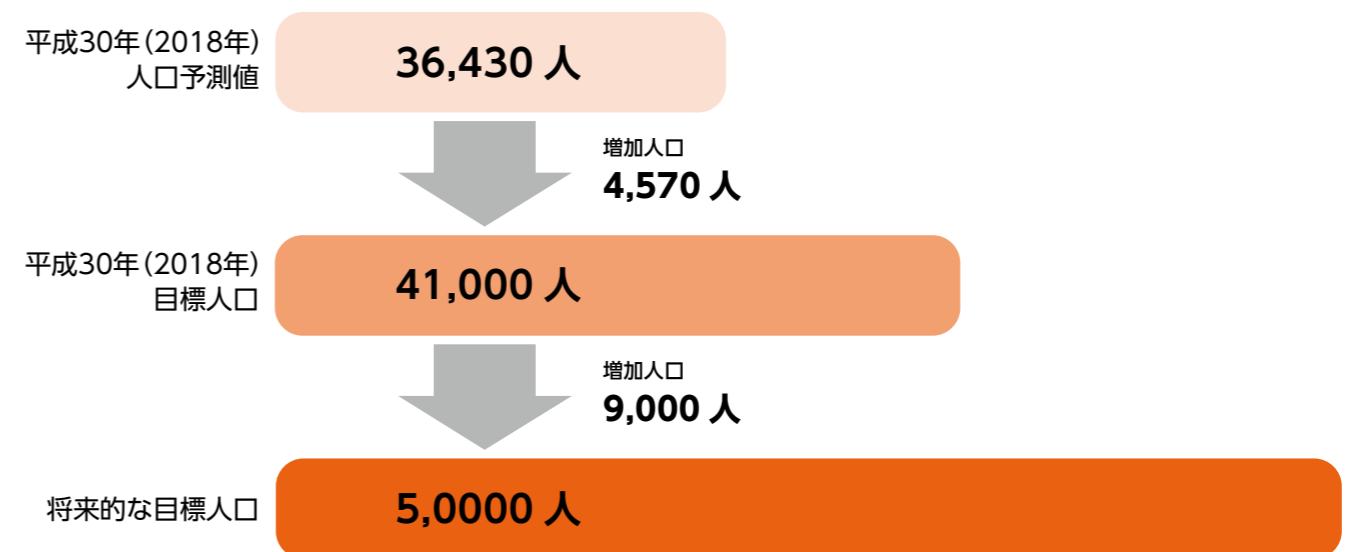
私たちは、市民と行政の力を合わせて、「みんなで作ろう元気な宇土市!」を実現させるために、一人でも多くの方が、本市に「住みたい」「住み続けたい」と思い、市民であることを誇りに思えるまちづくりを推進していかなければなりません。そうすることによって、全国的な人口減少の社会であっても、賑わいと活気のあるまち、人口が増加していく元気なまちが作られていきます。

第5次総合計画では、目標年次の平成30年人口予測値36,430人に対して、できる限りの定住施策を講じることで、将来的には50,000人を目指すための大きな節目の目標として、41,000人を目標人口に設定します。

図表27 人口の推移と将来人口



※ 昭和60年～平成17年(1985～2005年)は、国勢調査人口。平成22年(2010年)以降は、国立社会保障・人口問題研究所コーホート要因法(平成20年12月推計)に基づく推計人口(封鎖型)。平成30年(2018年)は、推計からの予測人口。



■土地利用の基本方針

本市は、74.2km<sup>2</sup>の面積を有しています。この土地は、市民生活と産業活動の基盤としての貴重な資源であるとともに、動植物の生態系にも共通する極めて重要な資源であります。このため、環境保全に配慮しながら、人と自然が共生できる有効な土地利用を図る必要があります。

これからの土地利用は、経済活動の高度化や生活水準の向上、また、価値観の多様化などに対応するため、その利用目的に応じた区分ごとの調整を図りながら進めていく必要があります。

将来像の「みんなでつくろう元気な宇土市！」実現のために、市街地域では利用の高度化を、周辺地域においては農用地と森林の適切な保全と有効利用を促進するとともに、地域の特性を踏まえた土地利用を検討し、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

特に、市域の約1/4(18.32km<sup>2</sup>)を占める都市計画区域においては、用途に応じた土地利用が図られるよう配慮する必要があります。

以上を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。



(1) 地域特性を活かした土地の有効利用

本市が持つ自然・歴史・文化は、地域を輝かせる重要な要素です。

地域住民が住みやすく誇りある郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

このため、歴史資源や街並み、景観、集落の保全に努めるとともに、自然・歴史・文化の持つ特性を相互に連携・融合することにより、郷土への愛着や誇りを持つことができる本市の魅力づくりに努めます。

(2) 自然環境の保全

本市の有している豊かな農地や山林、海岸等の自然は、市民生活の基盤であると同時に、観光資源としての要素も有しています。今後さらに、自然志向の高まりが予測される中で、これまで以上に本市の豊かな自然環境の保全と次世代への継承が求められます。

このため、自然との共生と環境への負荷に配慮しながら、緑を活かした快適でゆとりある地域空間の創造に努めるものとします。

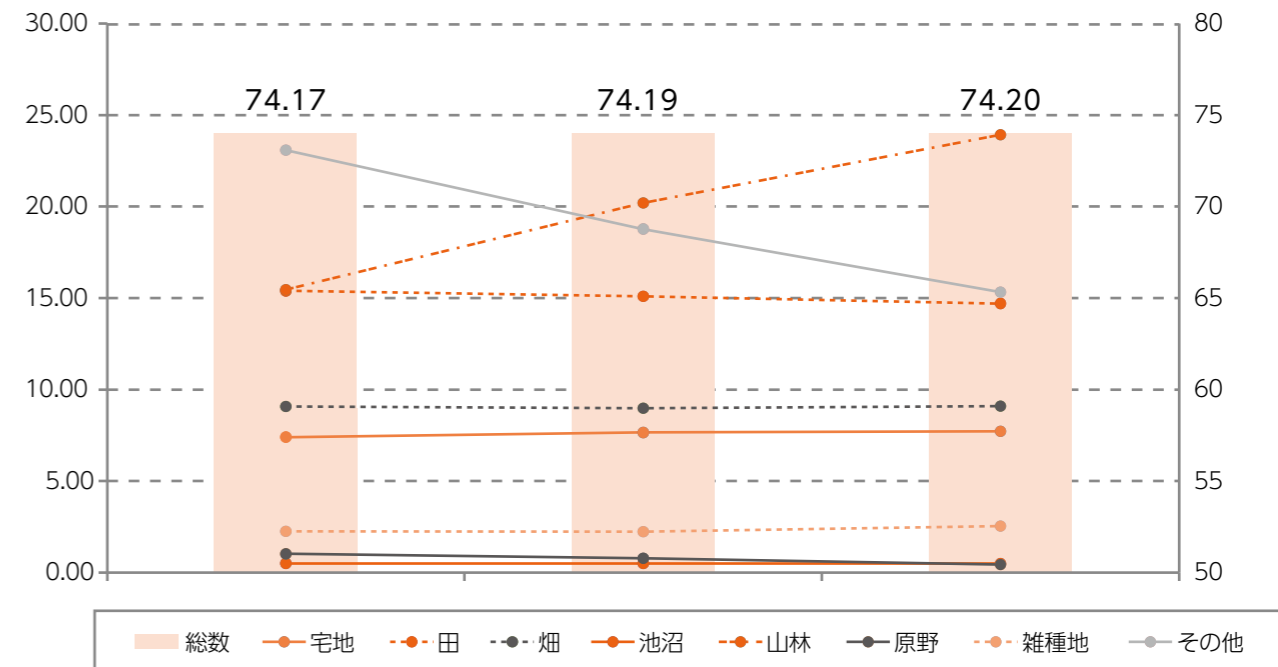
さらに、本市の環境と景観の存立基盤である農地や山林、海岸線の保全に努めます。

(3) 安心して暮らすことができる土地利用

本市は、地理的な要因から洪水などの自然災害に見舞われやすい条件にあり、ひとたび災害が発生すれば、市民生活や産業の生産活動に大きな被害をもたらす危険性があります。

このため、自然災害の防止と自然環境との調和を図りながら、市民生活の安全を守り、快適でゆとりある居住空間の確保に努めます。

図表28 【土地利用別面積の推移】 単位：k m<sup>2</sup>



(土地に関する概要調査等報告書：各年1月1日現在) ※総数及びその他を除く



宇土市善導寺町付近

## まちづくりの柱 (施策の大綱)

将来像「みんなでつくろう元気な宇土市！」を実現するため、次の5つのまちづくりの柱を定めます。

### 1 みんなが安心！暮らしを守り 自然を守るまちづくり【生活・環境】

子どもたちから高齢者まで安心して笑顔で暮らせるまちは、市民みんなの願いです。

このため、あらゆる災害、事故、犯罪などから市民の生命と財産を守り、みんなが安心して暮らすことができるように、消防・防災・救急体制の強化や消費者トラブル防止などに努めるとともに、交通安全対策の充実、防犯など地域の安全対策の強化に努めます。

また、今日の地球規模での環境問題に的確に対応するため、全市的に、総合的かつ長期的な視点にたった環境対策、環境教育を進めるとともに、ごみの減量化やリサイクル、新エネルギー利用への取り組みなどを促進し、循環型社会のまちを目指します。

### 2 みんなが元気！健康で安らぎ のあるまちづくり【保健・福祉・医療】

心身ともに健康で生きがいに満ちた元気な生活を送ることは、市民みんなの願いです。

このため、市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるよう、生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりの取り組みを進めるとともに、地域における保健医療体制の充実を図ります。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしができるよう、居住空間の整備やバリアフリー化などの高齢者・障がい者福祉施策の向上を図り、市民みんなでお互いに支え合うまちを目指します。

さらに、安心して子どもを産み、安全に子育てができるよう、子育て支援の充実を図り、子どもたちの笑い声のあふれる子育てが楽しいまちを目指します。

### 3 みんなが豊か！豊かで活気 あふれるまちづくり【産業・経済】

定住人口と交流人口を増加させ、まちに賑わいと豊かさをもたらす産業・経済活動の活性化は、市民みんなの願いです。

このため、生産基盤の整備や後継者の育成、経営の多様化などを促進し、地域特性を活かした農林水産業の発展を図るとともに、地域交流の場、ふれあいの場を兼ねた商業施設の整備などにより、中心市街地の活性化を目指します。

また、地場企業育成のための経営支援や技術力向上支援などに努めます。

さらに、情報関連産業をはじめ企業誘致を積極的に行い、新たな雇用創出と産業基盤の強化を図るとともに、豊かな自然や歴史的・文化的な地域資源を活用しながら、九州新幹線全線開業を好機とした積極的な魅力発信、観光振興に努め、定住・交流人口の増加を促します。

### 4 みんなが便利！快適な生活を 支えるまちづくり【都市基盤】

子どもから高齢者まで、快適で便利な住み心地のよい住環境の中での生活は、市民みんなの願いです。

このため、道路や上下水道などの基盤整備、公園・緑地の適切な管理と景観保全などを含めた総合的・計画的な整備を行うことにより、調和のとれた街並みの形成や優れた環境の住宅・宅地の計画的供給など、住環境の質的向上に努めます。特に、治水対策については、対応を強化し、より安全で快適な住環境づくりに努めます。

また、公共交通体系の充実や高度情報化社会に対応した情報基盤の向上に努めるなど、生活の利便性を向上させ、定住促進を図ります。

### 5 みんなで育む！伝統と学びに 感謝のまちづくり【教育・文化】

郷土に誇りと愛する心を持ち、先人への感謝と学ぶことへの感謝を忘れない将来を担う人材を育むことは、市民みんなの願いです。

このため、「教育のまち（教育立市）」に基づき、家庭、学校、地域が連携して、それぞれの責任と役割を果たしながら一体となって子どもたちの教育活動を推進します。特に、一人ひとりの個性と能力に応じた教育と特色ある教育活動を進めるとともに、青少年の健全育成活動などを展開し、感謝の心と豊かな人間性

や社会性、たくましく生きる力を持った世界に羽ばたく子どもたちの育成を目指します。

また、市民が自らの個性と能力を伸ばせる生涯学習の機会や活躍の場と、地域の歴史や文化に誇りを持ち、それらを次世代に継承できる環境をつくるとともに、すべての人々の人権や個性が尊重される地域づくりに努めます。

さらに、市民の健康保持や体力向上に寄与し、市民間の多様な交流と連携の機会となるスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

1 地区別構想策定の目的

豊富な地域資源を有する本市は、地形的特性や歴史的な沿革、生活文化や住民意識など、社会的・経済的・文化的な特性から7つの地区に分けられます。

7つの地区は、地区ごとに特性があり、抱えている課題も違ってきます。したがって、自ずと住民が目指す地区の将来像、まちづくりの方向性も異なります。

また、各地区には、様々な地域の資源や魅力が数多くあります。

本市を発展させるためには、地区の特性を尊重し、地区ごとの課題・問題点を明らかにして、将来的にどうあるべきかという明確な地区別構想を立て、その実現に向けて、計画的・継続的に取り組んでいくことが必要です。また、各地区の資源や魅力を各々の住民が磨き上げるとともに、それらを連携させることで相乗効果を発揮していくことも重要です。

本市の均衡ある発展は、それぞれの地区の

発展に支えられてこそ成し得るものです。

なお、地区別構想の策定にあたっては、地区別座談会や各種アンケートをもとに、地域住民の思いを集約して、地区将来像、地区のまちづくりの柱を定めています。

2 地区別構想の構成

地区別構想は、次の共通項目で構成しています。

なお、全市域で取り組むべき施策などについては、第5章のまちづくりの柱(施策の大綱)に基づく基本計画、実施計画に加えています。

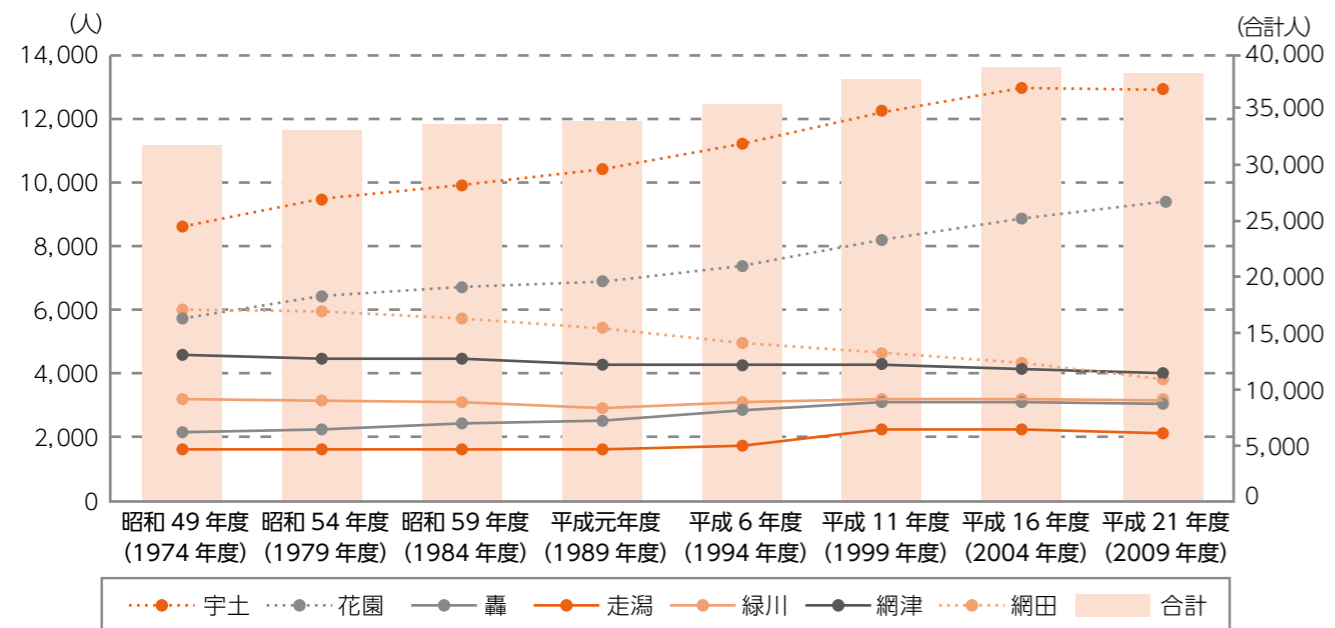
(1) 地区の将来像

地区の課題と住民の思いを総合的に整理し、地区が目指す将来像を定めています。

(2) 地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

地区の将来像を実現させるためには、どんなまちづくりが必要なのか、地区座談会の意見や各種アンケートをもとに検討し、柱(方向性)を定めています。

図表29 【地区別人口の推移】



(市民課：各年度3月31日現在)

3 地区別構想

(1) 宇土地区

地区の将来像

人集うやすらぎの城下町 宇土

宇土地区は、市の中心部として、さらには船場橋や歴史的建造物などを活かした歴史情緒あふれるまちとして、人々が集う活気あふれるまちを目指します。

また、子どもから高齢者まで、幅広い世代の交流が活発に行われ、楽しみや生きがいを感じることができ、住民がずっと住み続けたい

と思える安全・安心で、安らぎのあるまちを目指します。

さらに、路線バスやJRなどの公共交通機関の利便性を高め、良好な住環境や生活空間を積極的にPRすることにより、人が移り住みたくなるまちを目指します。

地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

① 活気ある中心市街地とあふれる歴史情緒のまちづくり

宇土地区は、元気の源である中心市街地を郊外型大型店と共存可能な人々が集う活気あふれる場所を目指すため、商店経営の強化に努めるとともに、中心市街地の活性化に努めます。また、船場橋や歴史的建造物などの豊富な地域資源を活かした歴史情緒あふれるまちを目指すため、地域資源の活用に努めるとともに、観光案内・PRの充実に努めます。

み続けたいと思える安全・安心で、安らぎのあるまちを目指すため、安心できる医療体制の充実に努めるとともに、身近な公共施設の充実に努めます。

② 盛んな地域内交流と安心できる生活環境のまちづくり

宇土地区は、子どもから高齢者まで、幅広い世代の交流が活発に行われるまちを目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。また、住民がずっと住

③ JR宇土駅活用のまちづくり

宇土地区は、JR宇土駅を核とした熊本都市圏のベッドタウンを目指すため、JR宇土駅の積極的な活用に努めるとともに、公共交通機関の利便性向上に努めます。また、住民の働く場の確保を図るため、JR宇土駅東口前に広がる広大な民間の未利用地を中心に、地場産業と競合しないサービス産業などの企業誘致に努めます。

## (2) 花園地区

地区の将来像

### 桜が満開,笑顔も満開,人もくらしも咲き誇る 花園

花園地区は,地域コミュニティの育成や地域産業の振興に積極的に取り組み,住む人々誰もが元気に笑顔で安心して暮らせるまちを目指します。

また,将来的な人口増加に対応した生活環境を整備し,子育て世代の人々とその子どもたち

が将来も住み続けられるまちを目指します。

さらに,豊かな自然や文化財などを活かして地域の魅力を発信し,将来にわたって花園に住んでいることに誇りや愛着をもてるまちを目指します。

#### 地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

##### ① 盛んな地域内交流と充実した子育て環境のまちづくり

花園地区は,地域内の人と人のつながりや,地域に対する愛着の醸成を目指すため,世代間の交流や,既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに,コミュニティ活動の促進に努めます。また,安心して子どもを育てることができる環境整備を目指すため,子育て支援体制の整備に努めるとともに,公園・広場の充実に努めます。

めます。また,住民がずっと住みたいと思える安全・安心で,安らぎのあるまちを目指すため,災害に強い生活環境づくりに努めるとともに,防犯体制の整備・充実に努めます。

##### ④ 豊富な地域資源のまちづくり

花園地区は,豊かな自然環境や文化財などの豊富な地域資源を活かした魅力あるまちを目指すため,地域資源の活用にも努めるとともに,観光案内・PRの充実に努めます。



立岡自然公園

##### ② 元気な農業と雇用促進のまちづくり

花園地区は,元気な農業のまちを目指すため,効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに,農産物の高付加価値化に努めます。また,住民の働く場の確保を目指すため,花園工業団地への企業誘致の推進に努めます。

##### ③ 便利で安全な生活環境のまちづくり

花園地区は,将来的な人口増加に対応した生活環境を目指すため,生活道路の整備に努めるとともに,効率的な公共交通の導入に努

## (3) 轟地区

地区の将来像

### 名水育む歴史文化と農業振興のまち 轟

轟地区は,良質な水資源と静かで住みやすい優れた生活環境という特性を活かして,人々が移り住みたく魅力的なまちを目指します。

また,轟水源や大太鼓収蔵館などの豊富な

地域資源を活かして,観光客が訪れたいまちを目指します。

さらに,基幹産業である農業の振興による元気な田園都市を目指します。

#### 地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

##### ① 魅力ある生活環境と盛んな交流のまちづくり

轟地区は,人々が移り住みたく魅力的なまちを目指すため,快適な居住環境の確保に努めるとともに,生活道路などの整備を検討します。また,地域内での人とのつながりや,地域に対する愛着の醸成を目指すため,世代間の交流や,既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに,コミュニティ活動の促進に努めます。

る元気な田園都市を目指すため,効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに,農産物の高付加価値化に努めます。

##### ② 豊富な地域資源のまちづくり

轟地区は,轟水源や大太鼓収蔵館などの豊富な地域資源を活かして,観光客が訪れたいまちを目指すため,地域資源の活用にも努めるとともに,観光案内・PRの充実に努めます。また,豊富な地域資源を後世に伝えていくため,文化活動の推進に努めるとともに,文化遺産の継承に努めます。

##### ③ 元気な農業のまちづくり

轟地区は,基幹産業である農業の振興によ



轟水源

## (4) 走潟地区

地区の将来像

### 美しい都市型農村の創造 走潟

走潟地区は、美しい田園風景を後世に伝えることができるよう、元気な農業のまちを目指します。

また、熊本市に隣接しているという地域の特性を活かし、生活環境が充実した安全で住

みやすいまちを目指します。

さらに、人間づくりや郷土を愛する心を育むため、世代間の交流に繋がる地域活動が積極的なまちを目指します。

#### 地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

##### ① 美しい田園風景と 元気な農業のまちづくり

走潟地区は、美しい田園風景を後世に伝えていくため、自然環境と共存する農業農村整備に努めます。また、元気な農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化に努めます。

住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。

##### ② 安全で住みやすい 生活環境のまちづくり

走潟地区は、住民誰もが安心して生活できる安全なまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、防犯体制の整備・充実に努めます。また、生活環境が充実した住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に努めるとともに、快適な居住環境の確保に努めます。

##### ③ 盛んな地域活動のまちづくり

走潟地区は、人間づくりや郷土を愛する心の醸成を目指すため、世代間の交流や、既存



走潟に広がる田園風景

## (5) 緑川地区

地区の将来像

### 豊かな自然と人情あふれるまち 緑川

緑川地区は、農地と工業団地を有する地域の特性を活かして、若者が住み働けるまちを目指します。

また、J R 緑川駅の活用や地域高規格道路「熊本宇土道路」の城塚IC整備による交通の

利便性向上をPRし、人々が移り住みたくなるまちを目指します。

さらに、恵まれた自然と歴史・文化資源を活かし、伝統行事をコミュニティの核とした、人情あふれるまちを目指します。

#### 地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

##### ① 雇用促進と魅力ある 農業のまちづくり

緑川地区は、若者の雇用の場を確保するため、緑川工業団地への企業誘致の推進に努めます。また、魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化に努めます。

内交流が盛んなまちを目指すため、地域資源の活用と努めるとともに、文化活動の推進に努めます。また、昔ながらの伝統文化を守り、人情あふれるまちを目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。

##### ② JR緑川駅と城塚IC活用のまちづくり

緑川地区は、J R 緑川駅を核とした熊本都市圏のベッドタウンを目指すため、J R 緑川駅の積極的な活用に努めるとともに、快適な居住環境の確保に努めます。また、地域高規格道路「熊本宇土道路」城塚ICの整備を見据えた人々が移り住みたくなる魅力的なまちを目指すため、自然と都市とが調和した土地利用に努めます。

##### ③ 豊富な地域資源と あふれる人情のまちづくり

緑川地区は、恵まれた自然環境や歴史・文化資源などの豊富な地域資源を活かして、地域



建設中の熊本宇土道路と田園



## (6) 網津地区

地区の将来像

### ほっとできる アジサイ・ほたるの里 網津

網津地区は、安全で安心して生活できるまちを目指します。

また、これまで培われてきた住民同士のつながりをこれからも大切に、地域社会の中で、高齢者も若者も生涯安心して暮らせるま

ちを目指します。

さらに、恵まれた自然を活かした産業振興や馬門石、網津川、あじさい公園などの地域資源を積極的に活用し、大切に守るまちを目指します。

#### 地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

#### ① 安全な便利な生活環境のまちづくり

網津地区は、住民誰もが安心して生活できる安全なまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、生活道路の整備に努めます。また、自家用車を利用できない住民などの移動手段を確保し、住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に努めます。

#### ② 盛んな地域活動のまちづくり

網津地区は、これまで培われてきた住民同士のつながりを大切に、住民みんなが生涯安心して暮らせるまちを目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。

#### ③ 魅力ある農業と 元気な漁業のまちづくり

網津地区は、恵まれた自然環境を活かした魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農

産物の高付加価値化に努めます。また、有明海の再生による元気な漁業のまちを目指すため、自然環境と共存する漁業・漁村整備に努めるとともに、漁業経営の安定化に努めます。

#### ④ 豊富な地域資源のまちづくり

網津地区は、恵まれた自然環境や馬門石などの豊富な地域資源を活かして、魅力あるまちを目指すため、地域資源の活用にも努めるとともに、観光案内・PRの充実に努めます。また、豊富な地域資源を守り、後世に伝えていくため、環境保全対策の充実に努めるとともに、文化・技術遺産の継承に努めます。



住吉自然公園のアジサイ祭り

## (7) 網田地区

地区の将来像

### 地域力(住民力,地域資源力,環境力)を活かした,新しいまち 網田

網田地区は、教育、福祉の充実を図りつつ、住民力、地域資源力、環境力、総じて地域力をさらに活かした個性あるまちを目指します。

また、JR3駅を核とした振興及び将来の地域高規格道路開通も視野に入れた、住んで

みたい・住み続けたい新しいまちを目指します。

さらに、多くの観光資源や豊富な特産物などの地域資源を活かしたまちづくりを目指します。

#### 地区の将来像実現のためのまちづくりの柱

#### ① 充実した教育と福祉のまちづくり

網田地区は、恵まれた自然環境や子育てに対する住民意識の高さを活かして、充実した教育のまちを目指すため、幼児・学校教育の充実に努めるとともに、青少年の健全育成に努めます。また、余生を楽しみながら生活できる里山の落ち着いた環境を活かして、充実した福祉のまちを目指すため、高齢者福祉サービスの強化に努めるとともに、社会参加と生きがい対策の推進に努めます。

#### ② JR3駅と地域高規格道路 活用のまちづくり

網田地区は、JR3駅を核とした、住んでみたい・住み続けたいまちを目指すため、公共交通体系の整備に努めるとともに、快適な居住環境の確保に努めます。また、自家用車を利用できない住民などの移動手段を確保し、住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に努めるとともに、生活道路等の整備に努めます。さらに、地域高規格道路「宇土道路」の開通を視野に入れた新しいまちを目指

すため、自然と都市とが調和した土地利用に努めます。

#### ③ 魅力ある農業と元気な漁業のまちづくり

網田地区は、魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化に努めます。また、元気な漁業のまちを目指すため、自然環境と共存する漁業・漁村整備に努めるとともに、漁業経営の安定化に努めます。

#### ④ 個性ある地域力(住民力,地域資源力, 環境力)のまちづくり

網田地区は、住民力を活かしたまちを目指すため、コミュニティ活動の促進に努めます。また、地域資源力を活かしたまちを目指すため、地域資源の活用にも努めるとともに、観光案内・PRの充実に努めます。さらに、環境力を活かしたまちを目指すため、恵まれた自然環境だけではなく、住民個々が地域とのつながりを大事にする風土づくりに努めます。

第7章 **総合計画の推進に向けて**

～みんなで実現するまちづくり～  
【協働・行財政運営】

**1 市民と協働のまちづくり**

第5次総合計画は、「みんなで考える総合計画」の策定方針のもとにできました。そして、この総合計画の実現には、市民の主体的なまちづくりへの参画と協働など、市民、事業者、行政など本市を構成するみんなの力が必要です。このため、市民にわかりやすい行財政情報の提供など積極的な情報公開による情報の共有を進めるとともに、自治組織の活性化や地域内交流活動などへの支援を行うことで、市民と行政の信頼関係や協力関係を強化します。また、男女が対等なパートナーとして、個性と能力を十分発揮できるように啓発などを行い、男女共同参画を推進します。

**2 まちづくり活動参加への体制づくり**

広報・広聴を充実するため、行政と市民との対話の機会を増やすとともに、市民活動支援窓口の明確化や各種団体間の連携支援など、みんながまちづくりに参加しやすい体制づくり、仕組みづくりに努めます。

**3 効率的な行財政運営の推進**

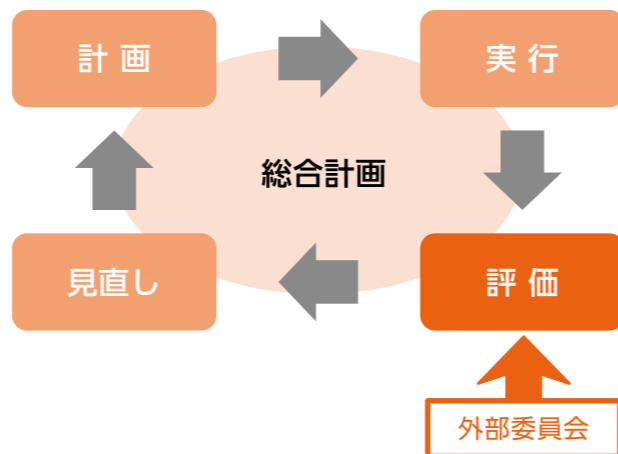
地方分権と厳しい財政状況の中で、総合計画の目標実現を図るため、コストや成果を重視する効率的で戦略的な行財政運営と地域主

権の推進に対応できる職員の資質向上に努めるとともに、幅広い分野での広域連携を推進します。

また、適正な受益者負担を前提に、施設の有効活用や市民サイドに立った行政サービスの向上を図ります。

**4 総合計画の推進体制の整備**

総合計画の確実な推進のためには、各種施策の責任の所在を明確にしたうえで、『計画→実行→評価→見直し→計画』のサイクルを確立する必要があります。そこで、総合計画と連動した行政評価制度を構築し、市民にわかりやすい具体的な指標でその達成状況を明らかにします。また、必要に応じて外部委員会に進捗状況の報告や評価について意見を求めます。



**第3部 基本計画**

CONTENTS . . . . . 50

第1章 みんなが安心！暮らしを守り  
自然を守るまちづくり【生活・環境】 . . . . . 52

第2章 みんなが元気！健康で安らぎのある  
まちづくり【保険・福祉・医療】 . . . . . 66

第3章 みんなが豊か！豊かで活気あふれる  
まちづくり【農業・経済】 . . . . . 78

第4章 みんなが便利！快適な生活を支える  
まちづくり【都市基盤】 . . . . . 92

第5章 みんなで育む！伝統と学びに感謝の  
まちづくり【教育・文化】 . . . . . 110

第6章 7地区のまちづくり . . . . . 126

第7章 みんなで実現するまちづくり  
【協働・行財政運営】 . . . . . 140

## 第3部基本計画CONTENTS

### 第1章 みんなが安心！

#### 暮らしを守り自然を守るまちづくり

##### 【生活・環境】

施策1	治山・砂防対策の充実	52
施策2	治水対策の充実	53
施策3	防災・消防・救急体制の充実	54
施策4	防犯対策等の充実	56
施策5	交通安全対策の推進	58
施策6	消費生活対策の充実	60
施策7	環境の保全	62
施策8	廃棄物処理とリサイクル対策の推進	64

### 第2章 みんなが元気！

#### 健康で安らぎのあるまちづくり

##### 【保健・福祉・医療】

施策9	健康づくりの充実	66
施策10	子育て支援の充実	68
施策11	社会福祉の充実	70
施策12	高齢者福祉の充実	72
施策13	障がい者(児)福祉の充実	74
施策14	社会保障制度の適切な運用	76

### 第3章 みんなが豊か！

#### 豊かで活気あふれるまちづくり

##### 【産業・経済】

施策15	農林業の振興	78
施策16	水産業の振興	80
施策17	商業の振興	82
施策18	工業の振興	84
施策19	企業誘致の推進	86
施策20	観光・物産の振興	88
施策21	雇用対策の推進	90

### 第4章 みんなが便利！

#### 快適な生活を支えるまちづくり

##### 【都市基盤】

施策22	土地利用の推進	92
施策23	道路・交通網の整備・充実	94
施策24	市街地の整備	96
施策25	住宅・住環境の整備・充実	98
施策26	公園・緑地の整備・充実	100
施策27	上水道等の整備・充実	102
施策28	下水道等の整備・充実	104
施策29	生活交通手段の充実	106
施策30	情報通信基盤整備の充実	108

### 第5章 みんなで育む！

#### 伝統と学びに感謝のまちづくり

##### 【教育・文化】

施策31	就学前教育の充実	110
施策32	学校教育の充実	112
施策33	スポーツの推進	114
施策34	生涯学習の推進	116
施策35	青少年の健全育成	118
施策36	人権教育・啓発の推進	120
施策37	文化財の保存・活用	122
施策38	文化・芸術活動の推進	124

### 第6章 7地区のまちづくり

施策39	宇土地区のまちづくり	126
施策40	花園地区のまちづくり	128
施策41	轟地区のまちづくり	130
施策42	走潟地区のまちづくり	132
施策43	緑川地区のまちづくり	134
施策44	網津地区のまちづくり	136
施策45	網田地区のまちづくり	138

### 第7章 みんなで実現するまちづくり

#### 【協働・行財政運営】

施策46	地域コミュニティの再生	140
施策47	市民参画の推進	142
施策48	男女共同参画の推進	144
施策49	効率的な行政運営の推進	146
施策50	財政健全化の推進	148
施策51	職員の育成と組織づくり	150
施策52	行政サービスの向上	152
施策53	積極的な広報PR	154
施策54	広域交流(連携)の推進	156
施策55	定住・転入促進対策の充実	158



第1章 みんなが安心！暮らしを守り自然を守るまちづくり【生活・環境】

第1章 施策1 治山・砂防対策の充実

【現状と課題】

近年、林業の衰退により、手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しつつあり、このまま放置すれば、荒廃した森林がさらに拡大し、洪水や濁水、土砂災害を誘発する恐れがあります。このため、森林の保全活動を通じて林地に起因する災害から市民の貴重な生命、財産を守り、水源のかん養、生活環境の保全を図ることが必要です。

砂防の一つである急傾斜地崩壊対策事業については、平成22年度（2010年度）末までに熊本県において、市内62か所を危険区域の要対策箇所とし、年次的に事業を実施しています。今後も、急傾斜地の状況や保全される人家の数など事業の採択要件を勘案しながら、計画的に事業を行う必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
1-1 治山事業の推進	林地の荒廃などに起因する災害の未然防止と水源のかん養を図るため、国や県と連携して治山事業に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山施設災害復旧事業</li> <li>・ 国・県の補助事業を活用した災害対策事業の積極的実施</li> </ul>
1-2 砂防施設の整備	国や県と連携して計画的に急傾斜地崩壊対策事業及び砂防ダム事業を実施するなど、危険箇所の整備に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急傾斜崩壊防止対策事業砂防ダム事業</li> </ul>

【施策の方針】

自然と共生した生活環境を確保するため、自然災害の未然防止を基本とし、関係機関との連携を図りながら、危険箇所の整備を計画的に推進するなど、治山・砂防対策の充実に努めます。

第1章 施策2 治水対策の充実

【現状と課題】

本市には、主要な河川として、国が管理する一級河川の緑川・浜戸川や、県が管理する潤川・網津川・網田川が流れています。

ここ数年、異常気象による局地的な集中豪雨が全国的に発生しており、河川整備は市民の生命財産を守るために必要不可欠な事業です。特に、本市における主要河川は感潮河川<sup>1</sup>であり、大雨や台風で満潮が重なる際には高潮被害の恐れがあるなど、地域住民の不安は大きなものになっています。

このようなことから、平成21年度（2009年度）から、浜戸川の高潮堤防工事が着手されています。今後も、継続的な整備を進めるには、国土交通省をはじめ関係機関への働きかけが必要です。また、潮の干満に影響を受ける緑川・浜戸川の支流である潤川等は、大雨や台風

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
2-1 治水対策の推進	流下機能の低下した水路の機能を回復させるため、小規模排水路の改修や浚渫などに取り組むとともに、排水機場の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村集落整備事業</li> <li>・ 適正化事業</li> </ul>
2-2 河川・水路の整備	河川の氾濫を防止するため、1級河川及び2級河川については、河川管理者（国・県）に対し、計画的な改修の推進を求めるとともに、協力体制の強化を図ります。また、準用河川などについては、河積拡大等護岸改良などに計画的に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜戸川改修促進期成会による要望活動の実施</li> <li>・ 潤川改修促進期成会による要望活動の実施</li> <li>・ 自然災害防止事業</li> <li>・ 臨時河川等整備事業・準用河川改修事業</li> </ul>

【施策の方針】

洪水や高潮などの水害から市民の生命・財産を守り、安心・安全な住環境を整備するため、河川・水路整備を推進するなど、治水対策の充実に努めます。

時などの満潮時には内水がせき止められ流下が悪くなるため、強制排水施設の整備が必要と考えられます。

市が管理を行う準用河川は、年次的に護岸工事などで河積の拡大を図る整備を行っています。しかし、河川整備には多大の期間と予算を要することから、着工以来数十年経過している河川もあります。

治水対策としての河川・水路の整備は、住民の生命財産を守る重要な事業であり、今後も継続的に推進する必要があります。

1.感潮河川：海の潮汐の影響により、河川水中の塩分・水位・流速などに周期的な変化を受ける河川のこと。

第1章 施策3 防災・消防・救急体制の充実

【現状と課題】

近年、局地的な集中豪雨や大型台風など地球規模の異常気象や地震等の災害が多く発生し、非常時における自治体の危機管理能力が求められています。また、災害発生直後は、公的な救助活動には限界があるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことができるよう地域における自主的な防災組織の必要性も高まっています。

本市では、「宇土市地域防災計画」を定め、災害に対し迅速に対応できる体制づくりと防災行政の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の結成に力を入れています。また、近年では、防災の広域連携が重要視され、本市では、県下全市町村による災害相互応援協定を結んでいます。今後、自主防災組織の取り組みを市内全域に広げていくとともに、防災センターを拠点に防災訓練などを実施し、組織の育成を図るなど、被災時に迅速な対応ができる体制の充実に努めていく必要があります。

常備消防（消防署）については、宇城地域2市1町の一部事務組合において、宇城広域連合消防本部、宇城広域連合北消防署と網田分署により消防・救急業務を行っています。また、地域の安全を支える消防団（非常備消防）については、平成22年度（2010年度）末現在

【施策の方針】

市民の生命と財産を守り、安心した生活を営むことができるよう、関係団体や関係機関との連携・協力を図りながら、防災・消防・救急体制の充実を図ります。

市内7分団に計596人が所属しています。  
大規模災害や火災が発生した場合に、適切に対処できる消防体制を確立するため、消防職員および消防団員の確保を図るとともに、知識や技術習得のための訓練を行うことが重要となっています。また、消防施設・設備については、宇城広域連合消防本部において計画的に整備が図られていますが、一方で、消防団においては施設や設備等の老朽化が進んでいる箇所が多くみられます。そのため、地域消防の機動力を確保するため、老朽化した施設の改修やポンプ車・積載車などの設備の更新、消防水利施設<sup>1</sup>の充実など計画的な整備を進める必要があります。  
救急業務については、救急車の出動件数は1,600件前後となっており、ここ5年間の平均は1,608件で横ばい状態が続いています。救急救命の重要性は年々高くなっており、携わる消防職員の人材確保や救急医療機関との連携による搬送体制の充実に取り組む必要があります。

3-1 火災発生件数

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
発生件数(件)	18	15	13	8	14

(宇城広域連合消防本部：各年度3月31日現在)

3-2 救急車出動件数

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
出動件数(件)	1,634	1,616	1,655	1,555	1,581

(宇城広域連合消防本部：各年度3月31日現在)

1.消防水利施設：消火栓などの消防のために利用可能な水利用施設のこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
3-1 災害対応 体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強いまちづくりを推進し、災害発生時の避難誘導の徹底など応急対策を円滑に行うため、地域防災計画の充実に取り組みます。また、災害相互応援協定を結ぶ県下全市町村や協力団体との連携を強化します。</li> <li>・地域防災体制の強化のため、自主防災組織や災害ボランティア、消防団の育成を図ります。</li> <li>・非常時に備えるため、非常災害時の活動中核である防災センターを有効活用し、総合的な防災訓練を実施します。</li> <li>・市民の防災意識の高揚を図るため、平時から防災に関する情報を広報や防災行政無線<sup>2</sup>などを活用して提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策事業</li> <li>・自主防災組織の訓練指導</li> <li>・総合防災訓練事業</li> <li>・防災行政無線維持管理事業</li> </ul>
3-2 消防体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火・救助機能の充実のため、宇城広域連合消防本部の施設・設備の計画的整備を関係市町と推進します。</li> <li>・住民の防火・防災意識の向上のため、地域消防力の担い手である消防団員の確保・育成に取り組みます。</li> <li>・消防力を確保するため、小型動力ポンプ付積載車や耐震性防火水槽などの消防施設の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常備消防事業</li> <li>・消防団事業</li> <li>・消防防災施設維持管理事業</li> <li>・防災基盤整備事業</li> </ul>
3-3 救急業務 体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速かつ広域的な救急業務の充実を図るため、周辺市町及び救急医療施設など広域的な連携を推進します。また、救急要請のあり方について消防機関と協議し、広く市民の理解を求め、周知を図ります。</li> <li>・救急・救助需要に対応するため、救急救命士など専門的スタッフの充実を図るよう消防機関と協議します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急専門スタッフの充実要望</li> <li>・救急業務と医療施設の連携強化</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.1 火災発生件数	平成21年度(2009年度) 14件	10%減少 ↓	13件
指標 No.2 自主防災組織の組織率	平成22年(2010年) 3月31日現在 77%	23%増加 ↑	100%

2.防災行政無線：国や地方自治体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として設置する防災用無線システムのこと。

第1章 施策4 防犯対策等の充実

【現状と課題】

複雑多様化する地域社会の情勢に伴い、全国的な傾向として犯罪の巧妙化、広域化、低年齢化が進んでおり、振り込め詐欺などの新たな手法での犯罪や社会的に注目を集める凶悪事件が増加しています。都市化の進展や生活様式の多様化により、地域社会の連帯感が希薄化し、地域が持っていた犯罪抑止機能が低下しているため、本市においても子どもや女性を対象とした不審者による声かけ等が発生しています。

こうした中、本市では「地域の安全は地域で守る」を合言葉に、自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」が結成されるなど、犯罪、事故などを未然に防止するため地域住民が主体となった防犯活動が熱心に取り組まれています。また、地域では、夜間の防犯対策のために防犯灯の設置が進められています。

今後も、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪の発生防止に向けた啓発などにより市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、地域住民の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの防犯体制の強化を図っていく必要があります。

また、犯罪被害者やその家族又は遺族（以下

【施策の方針】

市民が安全で、安心して暮らせる地域づくりを目指し、防犯のための意識の高揚と啓発の推進を図りながら、地域連携による防犯対策等の充実に努めます。

「犯罪被害者等」という。)が再び平穏な生活を営むため、関係機関相互の連携など、犯罪被害者等を支援するための体制の強化が必要です。



4-1 刑法犯<sup>1</sup> 認知件数

年	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
認知件数(件)	445	462	497	401	406

(宇城警察署：各年12月31日現在)

1. 刑法犯：殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺など、刑法・暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律が規定する犯罪のこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
4-1 防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域、各機関や団体、行政が一体となって犯罪を抑止するため、各組織が連携を強化し、全体として活動できる組織や体制づくりに取り組みます。</li> <li>市民の防犯意識の高揚を図るため、広報紙やパンフレットによる防犯知識の普及を図るとともに、警察など関係機関等との連携による防犯活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活安全パトロール隊の支援強化</li> <li>警察や関係機関等の連携強化</li> </ul>
4-2 防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の健全育成、非行防止及び薬物乱用の防止を図るため、家庭、学校、地域並びに関係機関との連携を図り、防犯教育や巡回補導(声かけ運動)などの非行防止活動に取り組みます。</li> <li>犯罪を未然に防ぐため、自主防犯組織<sup>2</sup>の結成や「こども110番事業」など地域ぐるみの防犯活動を支援します。</li> <li>犯罪防止と安全な生活環境を形成するため、防犯灯等の防犯設備の設置を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯事業</li> <li>LED防犯灯新設補助金の拡充</li> </ul>
4-3 犯罪被害者等支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等が必要な情報の提供、支援などが受けられる体制を作るため、熊本県犯罪被害者ハンドブックに基づき、熊本県警察や公益法人くまもと被害者支援センターなどの諸機関・団体などとの連携・協力を努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援相談窓口の開設</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.3 刑法犯認知件数	平成21年(2009年) 406件	10%減少 ↓	365件

2. 自主防犯組織：災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織のこと。

第1章 施策5 交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年、高齢者の交通事故が多発しています。本市における事故発生件数は、平成18年(2006年)から減少傾向にあり、平成22年(2010年)は254件となっています。

現在、シートベルト着用キャンペーンや防災行政無線での交通安全の啓発、春・秋の全国交通安全週間の実施など、交通事故撲滅に向け取り組んでいます。また、警察などの協力を得て、市内の幼稚園、保育所、小・中学校及び老人クラブなどを対象とした交通安全教室の開催、交通指導員や学校、PTAとの連携のもと児童生徒の通学時に交通整理を行うなど、交通事故防止を促進しています。

今後も、関係機関や各種団体と連携しながら、交通安全に関する啓発活動の強化を図り、交通安全に対する意識を高め、交通事故の発生を予防する必要があります。

交通事故防止のためには、道路交通の円滑な流れをつくり出すことが必要とされており、必要に応じて信号機の設置や交差点の改良などを関係機関の協力を得て実施してきました。また、河川や水路への転落防止のため、

【施策の方針】

「交通安全都市」を目指して、市民の安全かつ円滑な道路環境の確保や交通事故に対する予防を図るため、交通安全対策を推進します。

ガードレールや防護柵、道路反射鏡等の設置など地域のニーズに応じた整備を行い、交通事故防止に努めています。今後も、交通危険箇所などの把握に努め、交通安全施設を早急に整備する必要があります。



5-1 交通事故の状況の推移

年	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)
発生件数(件)	318	294	259	264	254
死者(人)	3	3	4	2	1
負傷者(人)	431	424	351	366	339

(宇城警察署：各年12月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
5-1 交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全意識及び交通マナーの向上を図るため、幼稚園、保育所、小・中学校及び地域団体等を対象とした交通安全教育に取り組みます。</li> <li>警察及び交通安全協会などの関係機関や地域との連携を図り、交通指導や交通安全キャンペーン、広報などによる啓発に取り組み、市民総参加による交通安全運動を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教室の開催</li> <li>交通指導事業</li> <li>交通安全推進事業</li> </ul>
5-2 道路環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な交通環境を形成するため、交通安全施設の整備を進め、通学路等の整備に取り組みます。</li> <li>道路の円滑な車輪交通と放置自転車の解消を図るため、駅前における駐輪場などの整備を進めるとともに管理を強化します。</li> <li>交通事故を予防するため、地域の交通状況に応じて、関係機関と協議しながら信号機や横断歩道の設置及び車のスピード制限や一時停止などの交通規制の適正化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全対策事業</li> <li>地方道路交付金事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.4 交通事故発生件数	平成22年(2010年) 254件	10%減少 📉	230件
指標 No.5 交通事故負傷者数	平成22年(2010年) 339件	15%減少 📉	290人
指標 No.6 交通事故死亡者数	平成22年(2010年) 1人	減少 📉	0人

第1章 施策6 消費生活対策の充実

【現状と課題】

近年、社会環境の急激な変化に伴い、インターネットを利用した架空請求や多重債務、高齢者を狙った悪質な訪問販売、契約・解約をめぐるトラブルの増加など、消費者被害が複雑多様化しています。平成21年度(2009年度)に県消費生活センターに寄せられた消費者相談の件数は9,195件あり、このうち232件は宇土市在住者からの相談となっているほか、本市に直接寄せられる消費者相談件数も増加傾向にあります。

消費者が安全・安心な生活を送るためには、自らが正しい知識や情報を持ち、適切な判断ができるようになるとともに、不安や心配事がある時には気軽に相談できる窓口の存在が重要となります。このため、本市では、より身近な相談窓口として、平成22年(2010年)10月1日に市消費生活センター(以下「センター」という。)を開設しました。

【施策の方針】

消費者が正しい知識と判断のもと、安全な消費生活が送られるよう、被害者の適切な救済や未然防止のための相談体制の充実、情報提供などによる消費者教育の促進など、消費生活対策の充実を図ります。

今後は、センターからの広報や出前講座等を通じ、被害事例に関する各種情報を提供するなど、被害を未然に防止できるよう対策の強化に取り組む必要があります。また、仮に被害にあったとしても、早い段階での救済に結びつくよう、センターの存在を広く周知するとともに、各種相談窓口とも連携を図りながら、相談体制をより充実させていく必要があります。



6-1 県消費生活センターに寄せられた相談件数等の推移

年	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
宇土市在住者(件)	434	378	299	250	232
熊本県全体(件)	17,003	15,737	12,568	11,312	9,195
熊本県全体における 宇土市の割合(%)	2.6	2.4	2.4	2.2	2.5

(熊本県消費生活センター年度別相談実績:各年度3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
6-1 消費者教育・ 意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者が自己責任に基づき、自由に商品を選択しながら、安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、広報誌・出前講座等を通じた消費者教育や啓発活動を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪質商法被害防止事業</li> <li>消費者教育に関する出前講座の実施</li> </ul>
6-2 相談体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑多様化する相談や苦情に対応するため、相談員の育成や資質の向上、司法書士会による無料相談など、相談体制の充実を図ります。</li> <li>県消費生活センターなどの関係機関との連携強化のもと、消費者被害の発生状況や内容を的確に把握し、消費者被害からの救済に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談員養成事業の活用による相談員の育成</li> <li>PIO-NET<sup>1</sup>を活用した全国消費生活センター相談情報の取得</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値平成26年度 (2014年度)
指標 No.7 市消費生活センターに 寄せられた相談件数	平成22年度(2010年度) 10月～ 月平均20件	40%増加 ↗	月平均28件

1. PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム):国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集・公開を行っているシステムのこと。



第1章 施策7 環境の保全

【現状と課題】

本市は、豊かな自然環境に恵まれたまちです。しかしながら、ゴミの不法投棄や水質汚濁などの環境問題は身近に存在しており、地球温暖化などの地球規模の問題も深刻化しています。そのため、市民や企業、行政が一体となって環境への負荷の少ない循環型社会<sup>1</sup>の実現を目指し、地球に配慮した行動を行うことが求められています。このような中、本市では平成14年(2002年)に「宇土市環境基本条例」を制定するとともに「宇土市環境基本計画」を策定し、総合的・計画的に地域の環境保全に取り組んでいます。今後も、複雑・多様化している環境問題を解決し、自然との共生や循環を基調とした持続可能な社会を創造していくため、市民・企業・行政の連携による環境保全対策を充実していく必要があります。

「くまもと・みんなの川と海づくりデー」による河川の一斉清掃や「船場川クリーン作戦」など市民の自発的な環境保全活動も活発に行われています。今後も、幅広い年齢層を対象とした環境学習の機会を充実させ市民意識の高揚を図るとともに、レジ袋削減の推進など環境保全に向けた一人ひとりの取り組みを推

7-1 公害の発生状況 単位:件

年	平成17年(2005年)	平成18年(2006年)	平成19年(2007年)	平成20年(2008年)	平成21年(2009年)
大気汚染	1	0	0	0	0
水質汚濁	5	7	5	4	3
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	1	0	0	3	3
振動	2	2	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	0	0

(市環境交通防災課:各年12月31日現在)

1.循環型社会:環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

【施策の方針】

美しい山々や河川などの豊かな自然環境や田園風景を保全し、次世代に継承するため、環境保全意識の高揚を図るとともに、ゴミの不法投棄防止や水質保全対策などの環境保全対策を推進し、環境の保全に努めます。

進する必要があります。

環境汚染は、かつての工場などの排出ガスによる産業型公害に加え、自動車の排出ガス、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害など様々な要因から発生し、広範囲かつ多岐に及んでいます。また、化学物質による土壌・地下水汚染などの新たな問題も深刻化しています。

水環境については、年間を通して河川水・工場排水の水質調査を行い、県などの関係機関との連携を強化しています。また、家庭用水に地下水を使用している世帯も多いため、井戸水の定期的な水質調査を実施しています。今後も、健全な水環境の保全のため、市民や企業の参加・協力のもと、関係機関との連携を強化し、環境汚染や公害の発生を防止していく必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
7-1 環境保全 対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な環境施策を推進するため、「宇土市環境基本計画」の推進に取り組みます。また、環境の状況や保全に関する施策の取り組み状況について公表します。</li> <li>環境への負荷を軽減するため、太陽光発電などの新エネルギー<sup>2</sup>に関する情報を積極的に提供するとともに、新エネルギー導入を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽熱温水器設置費補助事業</li> </ul>
7-2 環境保全 意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしいまちづくりを推進するため、市民の生活スタイルの指針となる「宇土市エコライフ計画」を推進し、環境に配慮した日常の身近な取り組みを支援します。また、市民や事業所を単位とした環境保全に対する自主的な環境保全活動を支援します。</li> <li>環境問題の正しい理解と意識を醸成するため、小・中学校での環境教育と環境保全に対する啓発活動の充実を図ります。</li> <li>地球温暖化防止及び環境の保全を図るため、県や事業所、市民と連携し、レジ袋の削減に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇土市エコライフ計画の推進</li> <li>レジ袋削減推進事業</li> <li>市内小・中学校生徒への環境学習の実施</li> <li>子どもエコセミナー事業</li> </ul>
7-3 公害防止 対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁を未然に防止するため、定期的な水質調査や関係機関との連携による監視体制の充実を図ります。</li> <li>被害を最小限に押さえるため、油等有害物質の河川などへの流入に対して、関係機関との連携のもと迅速な対応に努めます。</li> <li>大気汚染、騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、企業や県などの関係機関の協力を得て、環境保全に関する協定の締結を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害対策事業</li> <li>河川水・地下水水質調査事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度(2014年度)
指標 No.8 環境基本協定締結	平成21年度(2009年度) 23企業	30%増加 ↗	30企業

2.新エネルギー:1997年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」によって、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されるエネルギーのこと。

第1章 施策8 廃棄物処理とリサイクル対策の推進

【現状と課題】

私たちのライフスタイルは、経済効率、利便性を求め、資源の消費や廃棄物の増加など、環境負荷が大きくなっています。このような中、環境への負荷を低減するため、ごみの減量化、リサイクルの推進など、従来の大量消費や使い捨てのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の「3R」を考慮した地球にやさしい循環型社会の構築が求められています。

本市では、資源ごみの分別収集を実施するとともに(平成22年度(2010年度)現在15品目)、平成15年度(2003年度)から一般家庭から排出される生ごみの堆肥化事業に取り組み、再資源化に努めてきましたが、依然として燃えないごみや燃えるごみへの混入が見受けられます。今後とも、広報紙やホームページなどを通じてごみへの関心を啓発し、再生利用の徹底とごみの発生抑制を図っていく必要があります。また、近年のごみ排出量の増大に伴い、埋め立て処分を主とした処理方法から、ごみの再資源化と発生抑制を目的とした分別収集への転換やごみ処理業務の広域化など、その対策が図られています。

産業廃棄物の処理については、排出事業者の

【施策の方針】

環境に負荷をかけない循環型社会の形成を目指し、日常生活や企業活動から発生するゴミの減量化や再資源化に取り組むなど、廃棄物処理とリサイクル対策を推進します。

処理責任が法律で義務づけられていますが、全国的に不法投棄や不正な処理が問題視されています。今後とも、県などの関係機関との連携により、不法投棄防止のための監視・指導体制を強化するとともに、再利用・再資源化による排出抑制や適正処分を図ることが求められています。

本市では、不法投棄防止のため啓発活動や巡回パトロールを実施していますが、家電リサイクル法<sup>1</sup>施行以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を中心として、産業廃棄物や家庭ごみの山間部や海岸線での不法投棄が後を絶たない状況です。今後とも、県や警察等の関係機関と連携し、パトロールを強化するなど行政の監視体制の強化を図るとともに、市民への環境教育などを通じて意識の向上を図り、不法投棄や汚染源に対して、行政だけでなく市民の監視による防止体制の確立を図る必要があります。

8-1 ごみ処理状況の推移

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	
処理戸数(戸)	13,260	13,393	13,620	13,761	13,917	
収集量(t)	12,673	12,793	12,268	12,041	11,860	
処理 区分別	焼却(t)	9,477	9,780	9,337	9,524	9,055
	埋立(t)	609	668	597	595	584
	資源化(t)	2,587	2,345	2,334	1,922	2,221
資源化率(%)	27.6	24.9	25.3	21.3	25.4	

(市環境交通防災課:各年度3月31日現在)

1.家電リサイクル法:一般家庭や事業所などから排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)から、再利用できる部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進するための法律のこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
8-1 一般廃棄物 処理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環型社会の構築のため、「3R」(リデュース・リユース・リサイクル)活動を推進し、広報紙やホームページでの啓発及び地区説明会の開催、小中学校や婦人会等への環境学習会の開催など、ごみ問題に対する市民の意識の高揚を図ります。</li> <li>資源ごみの有効利用のため、容器包装リサイクル法<sup>2</sup>に基づく本格的分別収集の徹底を図るとともに収集項目の見直しに取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物減量化対策事業</li> <li>清掃収集事業</li> </ul>
8-2 産業廃棄物 の適正処理 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄を削減するため、関係機関との連携のもと不法投棄の監視体制の強化に取り組むとともに、排出事業者、処理事業者への啓発を推進します。</li> <li>産業廃棄物の減量化を促進するため、事業者の協力を得て、再資源化できる廃材・廃棄物の再資源化に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄監視員制度</li> <li>廃棄物不適正処理に関する巡回監視指導の実施</li> </ul>
8-3 ごみの適正 処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇土・富合清掃センターごみ処理施設の効率的な利用を図るため、県及び周辺市町における処理施設との連携について検討します。</li> <li>ごみ処理業務の更なる効率化を図るため、合理的なごみの収集・処理体制を確立します。</li> <li>ごみの不法投棄を防ぐため、巡回パトロールを強化するとともに、県や警察等の関係機関と連携し、悪質な事例については罰則の適用を講じます。あわせて、市民の監視による防止体制の確立を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄対策事業</li> <li>放置自動車対策事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値平成26年度 (2014年度)
指標No.9 資源化率	平成21年度(2009年度) 25.4%	6.6%増加 ↗	32%
指標No.10 燃えるごみ排出量	平成21年度(2009年度) 6,064ト	10%減少 ↘	5,458ト
指標No.11 燃えないごみ排出量	平成21年度(2009年度) 591ト	5%減少 ↘	562ト

2.容器包装リサイクル法:容器包装廃棄物の減量とリサイクルの推進を目的に、1995年につくられた法律。

# みんなが元気！ 健康で安らぎのある まちづくり

【保健・福祉・医療】

## 第2章 施策9 健康づくりの充実

### 【現状と課題】

本市では、壮年期の死亡の減少を目的として、平成18年度(2006年)に生活習慣病の予防を中心とした「健康うと21ヘルスプラン」を策定し、推進してきました。しかし、重点世代とした40・50代の働き盛りの男性の検診や教室等への参加者が少なく、利用者の固定化や精密検査の未受診など、多くの課題があります。平成23年度～27年度(2011年～2015年度)を計画期間とする「第2次健康うと21ヘルスプラン」では、生活習慣病の予防を目標として事業を展開していきます。

生活習慣病は、高齢化の進行と相まって、全国的にも大きな問題となっている医療費のさらなる高騰を招き、また、寝たきりや虚弱等を引き起こす一因とも考えられます。このため、今後も引き続き、重点施策の一つとして生活

9-1 各種がん検診の推移 単位：%

年度	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
特定健診	—	19.00	26.63
胃がん検診	18.16	18.17	18.41
大腸がん検診	20.60	21.23	22.32
肺がん検診	22.33	23.38	23.68
腹部超音波健診	28.21	28.49	29.10
乳がん検診	30.50	30.38	37.70
子宮がん検診	16.55	18.64	23.95

(市各種健診実績報告：各年度3月31日現在)

- 1.一次医療：一般的な疾病や外傷等に対し、外来診療により治療を受けること。
- 2.二次医療：入院して検査や治療を受けること。
- 3.三次医療：高度な医療や、著しく重症な患者が検査や治療を受けること。

### 【施策の方針】

市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康な生活ができるよう、ライフスタイルに応じた保健事業を推進し、健康づくりの充実に努めます。

習慣病の予防・減少に取り組む必要があります。その生活習慣病予防においては、毎日の食が大きく関わっており、心身の健康を保持し生涯にわたって生き生きと暮らすために欠かせないものです。

本市では、「宇土市食育推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進に取り組んでいますが、「食に関する知識不足」や「食の世代間継承の希薄化」、「食の生産への関心や理解の不足」などの課題が表面化してきており、さらなる食育の推進が必要です。

また、妊娠期からの健康づくりのため、「宇土っ子すくすく応援プラン(宇土市次世代育成支援後期行動計画)」に基づき、母子保健事業等に取り組んできました。しかし、社会情勢の変化及び育児事情の複雑化などにより、保護者の負担感・不安感が増えているのが現状です。関係機関との連携により、子育て支援のための体制をさらに充実させる必要があります。

感染症対策では、平成21年度(2009年度)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、予防接種事業とあわせた取り組みを実施しています。今後も引き続き、関係機関との連携のもと、迅速な情報収集に努め、早期の対応が必要といえます。

### 【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
9-1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における健康づくりを推進するため、「健康うと21ヘルスプラン」の推進に取り組みます。</li> <li>・生活習慣病を適切に予防するため、特定健診やがん検診、事後のフォロー体制の充実に努めます。</li> <li>・健康に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、健康教育・相談等を通じた生活習慣病の予防や健康増進などに取り組みます。</li> <li>・早い時点から健診を受けて自らの健康管理に取り組むための魅力ある健診を実施します。</li> <li>・食を通じた健康づくりを推進するため、食生活改善推進員を中心とした、地域での健康づくり活動の育成・支援に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進事業</li> <li>・35歳市民の人間ドック受診費用の助成</li> <li>・食生活改善事業</li> </ul>
9-2 健康づくり支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的に保健指導事業の充実に努めるため、関係機関と連携しながら、特定保健指導などに従事する人材を確保するとともに、地域の保健活動を支援するための体制整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進対策事業</li> <li>・地区等の健康づくり活動への保健師等スタッフ派遣の充実</li> </ul>
9-3 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇土市食育推進計画」に基づき、食育を総合的・計画的に推進するとともに、食育関係者間のネットワーク整備などに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進事業</li> <li>・食環境整備事業</li> </ul>
9-4 母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種乳幼児健診・教室の場において、子どもの発達を確認し、健やかな成長を促すための意識啓発や情報提供などの支援に取り組みます。</li> <li>・育児不安軽減のために相談事業の充実に努め、関係機関と連携した支援体制整備に努めます。</li> <li>・不妊治療費助成について、熊本県特定不妊治療費助成事業の紹介をはじめ、他市町村の状況を把握しながら必要に応じて新たな制度の創設を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健事業</li> <li>・不妊治療費助成制度の新設への検討</li> </ul>
9-5 歯科保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から歯科保健に対する意識を高めてもらうため、母子健康手帳交付時に歯及び口腔の健康に関する情報提供を行います。</li> <li>・各種乳幼児健診・教室の場において、むし歯予防につながる基本的な生活習慣の確立に向けた情報提供などを行います。</li> <li>・歯周疾患や介護、生活習慣病の予防等に対する正しい知識普及のために、成人を対象とした健康教室や広報活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科保健事業</li> </ul>
9-6 感染症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症を未然に防ぐため、予防接種事業や新型インフルエンザなどの健康危機管理体制の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種事業</li> <li>・健康危機管理対策</li> </ul>
9-7 救急医療に体制の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制の充実に向け、一次医療<sup>1</sup>の在宅当番医制度や二次医療<sup>2</sup>のオンコール制度(直ちに対応できる体制)、三次医療<sup>3</sup>の緊急入院を受け入れる病院群輪番制度等の情報提供及び関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅当番医制事業</li> <li>・病院群輪番制</li> </ul>

### 【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値(H26年度)
指標No.12 特定健康診査の受診率	(H21年度) 26.6%	38.4%増加 ↗	65%
指標No.13 各種がん検診の受診率	(H21年度)別表9-1参照	増加 ↗	50%
指標No.14 “メタリックシンドローム”該当者及び予備群の割合の減少	(H21年度) 30.1%	10.1%減少 ↘	20%
指標No.15 むし歯保有率(1歳6ヵ月児)	(H21年度) 7.7%	7.7%減少 ↘	0%
指標No.16 むし歯保有率(3歳児)	(H21年度) 35.9%	0.9%減少 ↘	35%
指標No.17 朝食を毎日食べている子どもの割合(子ども=乳幼児～中学生)	(H22年度) 94.3%	5.7%増加 ↗	100%
指標No.18 朝食を毎日食べている青壮年・熟年の割合(青壮年・熟年=15～64歳)	(H22年度) 81.3%	18.7%増加 ↗	100%

第2章 施策10 子育て支援の充実

【現状と課題】

近年、核家族化の進行やひとり親家庭の増加、経済不況などによる共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などにより、子育ての環境はより複雑化しています。このような中で、子どもたちの健やかな成長を促すためには、さまざまな角度から子育て支援策を講じるとともに、家庭と地域社会が一体となった取り組みが必要です。

本市では、平成21年度(2009年度)に「宇土っすくすく応援プラン(宇土市次世代育成支援後期行動計画)<sup>1</sup>」を策定し、地域における子育て支援や母子と家族の健康支援、教育環境の整備、仕事と家庭の両立支援などの施策を掲げ、次世代育成のための総合的な取り組みを行っており、今後も計画に沿った着実な実施が求められます。

全国的な少子化の流れの中で、本市の児童数も、ここ数年は減少していましたが、平成21年度から平成22年度(2010年度)にかけて減少が止まっており、今後の推移に注意しながら、保育所や放課後児童クラブ<sup>2</sup>の受入れ

【施策の方針】

安心して子育てができる環境の形成と、子どもたちの心身が健やかに育まれる環境づくりを目指し、子育て家庭の多様なニーズに対応するための事業の推進と、家庭と地域社会が一体となった児童の育成環境の整備を図り、子育て支援の充実に努めます。

態勢をはじめ、多様な保育の実施、住民同士による子育て援助の促進など、適切な対策を講じていく必要があります。

経済的支援については、乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の手続きの簡素化に加え、支援の充実や保育料の軽減策なども検討していく必要があります。

また、全国的に深刻な事件が発生している児童虐待の問題については、出産直後からの支援により産後うつなどを未然に防止するとともに、要保護児童対策及びDV<sup>3</sup>対策地域協議会の機能を充実させ、早期発見、早期対応に努める必要があります。

10-1 保育所入所児童数等の推移

年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	
市内私立	保育所数	12	12	12	12	
	定員数	945	945	945	945	980
	入所児童数 (受託児含む)	994 (1,017)	1,005 (1,032)	994 (1,025)	1,004 (1,028)	1,043 (1,074)
市外委託	保育所数	21	28	27	22	23
	入所児童数	72	85	93	81	68
合計	入所児童数 (受託児含む)	1,066 (1,089)	1,090 (1,117)	1,087 (1,118)	1,085 (1,109)	1,111 (1,142)

(市子育て支援課：各年度4月1日現在)

1.宇土っすくすく応援プラン：国により制定された「次世代育成支援対策推進法(平成15年7月)」に基づき、平成17年度からの10年間で、次代を担う子どもや子育て家庭を支えるための取組を計画的かつ集中的に進めるため、5年を1期として、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を定めたもの。  
2.放課後児童クラブ：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいないおおむね10歳未満の小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
10-1 行動計画の推進	・次代を担う子どもや子育て家庭を、家庭や地域と一体となって支えるため、「宇土っすくすく応援プラン」の推進に取り組みます。	・次世代育成支援対策事業
10-2 子育て支援体制の整備	・保育所への入所が円滑に進むよう、保育所の定員の見直しや低年齢児童の受け入れ態勢の促進に努めます。また、延長保育や休日保育、一時預かり、夜間保育、障がい児保育など多様な保育の推進を図ります。 ・子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業の充実を図るとともに、育児不安などの相談・指導、親子の交流の場の提供などを行います。 ・多様化する保護者のニーズに対応するため、ショートステイ・トワイライトステイ事業 <sup>4</sup> やファミリーサポートセンター事業 <sup>5</sup> 、病児・病後児保育事業、産後ママサポート事業などの充実を図ります。 ・小学校低学年の児童等が、放課後の時間を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブなどの充実を図ります。 ・子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、保育料の軽減や乳幼児医療費助成制度などの充実を図ります。 ・児童虐待の早期発見や早期対応を図るため、要保護児童対策を推進するとともに、児童虐待に係る相談事業の周知に取り組みます。 ・子どもの安全確保のため、家庭や学校、地域、関係機関などと連携して、犯罪から子どもを守る体制づくりに取り組みます。	・保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・放課後児童健全育成事業 ・乳幼児等医療費助成事業(手続きの簡素化) ・要保護児童対策事業 ・家庭相談事業 ・乳幼児の就園にかかる保護者負担の軽減 ・家庭教育推進事業 ・乳幼児学級
10-3 児童健全育成の充実	・子ども向けの各種サークル、イベントの充実を図り、子ども同士の交流を促すとともに、児童の健康の増進や情操の育成に努めます。 ・地域ぐるみで、児童の健やかな成長を促すため、母親クラブなど地域組織活動の育成を促進します。 ・乳幼児健康診査、各種教室、訪問・相談事業の充実を図ります。	・サークル活動 ・イベント実施事業 ・地域組織活動事業 ・各種健診、相談事業
10-4 ひとり親家庭等への支援の充実	・ひとり親家庭などの自立を促すため、子育てや日常生活への支援をはじめ、母子家庭の母親に対しては、資格取得による就業促進などの支援を行います。	・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・日常生活支援事業 ・高等職業訓練促進事業 ・婦人相談事業

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値(H26年度)
指標No.19 保育所の入所申込者数に対する入園児童数の割合	平成23年(2011年) 1月1日現在 96.4%	3.6%増加 ↗	100%
指標No.20 ファミリーサポートセンター登録者数	平成23年(2011年) 1月1日現在 145人	38%増加 ↗	200人
指標No.21 病児・病後児保育事業の登録者数	平成23年(2011年) 1月1日現在 156人	28%増加 ↗	200人

3.DV(ドメスティックバイオレンス)：配偶者又は親密な関係にある(元配偶者及び元恋人を含む)男女間の暴力(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力を含む)のこと。  
4.ショートステイ・トワイライトステイ事業：さまざまな事情により、保護者が一時的に児童を養育することが困難となった時、市が指定する施設において、短期入所(ショートステイ)や夜間養護を行う事業のこと。  
5.ファミリーサポートセンター事業：児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業のこと。

第2章 施策11 社会福祉の充実

【現状と課題】

社会経済構造の変化や価値観の多様化を背景に、核家族化、共働き家庭の増加などが進み、家族意識の変化や地域社会の連帯意識の希薄化をもたらし、地域で支え合う力の弱体化が懸念されています。また、引きこもりやうつ病から自殺に追い込まれるケースも危惧されています。

そのような中、市民の福祉に対するニーズの多様化などに対応するためには、市民や社会福祉関係者、ボランティアなどと連携していく必要があります。

市民がともに支えあう地域福祉活動に取り組むため、宇土市社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動への期待が大きくなっています。

また、障がいのある人や高齢者が快適に施設を利用し、サービスを受けることができるよう、計画的にユニバーサルデザイン<sup>1</sup>の導入やバリアフリー<sup>2</sup>化を継続して推進していく必要があります。

【施策の方針】

すべての人が住み慣れた地域で安心して生活し、お互いを支え合い、自立した生活ができるよう、社会福祉の充実を図ります。



1.ユニバーサルデザイン：障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること。

2.バリアフリー：障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリア）を排除しようという考え方のこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
11-1 地域福祉の推進	地域福祉の充実のため、「宇土市地域福祉計画」の推進に取り組みます。あわせて、宇土市社会福祉協議会の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇土市社会福祉協議会の活動支援</li> <li>各地域ネットワーク会議の開催</li> <li>自殺対策推進事業</li> </ul>
11-2 民生委員・児童委員の活動推進	民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手として活動するため、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と積極的に情報交換を行います。また、民生委員・児童委員が抱える困難事例に対しての活動支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員事業</li> <li>民生委員・児童委員協議会活動支援</li> </ul>
11-3 福祉教育の充実	社会福祉に対する啓発のため、学校教育や社会教育と連携して、福祉教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉体験学習の実施</li> </ul>
11-4 公共施設のバリアフリー化などの推進	障がいのある人や高齢者が快適に施設を利用できるようにするため、公共施設の整備は、ユニバーサルデザインやバリアフリーを念頭に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設バリアフリー化事業</li> <li>ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度(2014年度)
指標 No.22 小地域ネットワークグループ数	平成23年(2011年)3月31日現在 2団体	5倍増加 ↗	10団体
指標 No.23 福祉ボランティアグループ数	平成23年(2011年)3月31日現在 10団体	2倍増加 ↗	20団体
指標 No.24 宇土市健康福祉館(あじさいの湯)利用者数	平成21年度(2009年度)70,008人	10%増加 ↗	77,000人
指標 No.25 宇土市長浜福祉館利用者数	平成21年度(2009年度7月～)1,108人	10%増加 ↗	1,200人

第2章 施策12 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本市の高齢化率を国勢調査でみると、昭和50年(1975年)は11.1%、平成17年(2005年)は22.1%となっており、30年の間に約2倍になっています。今後も、昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)生まれの第一次ベビーブーム世代が65歳に達するなど高齢化率の上昇が予測されており、認知症や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれます。また、高齢者虐待や高齢者の安否確認などの社会問題も表面化してきました。

平成20年度(2008年度)に策定した「宇土市老人福祉計画介護保険事業計画」に基づき、老人保健や老人福祉行政全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進し、高齢化社会へ対

【施策の方針】

高齢者が健やかで心豊かに生きがいを持って地域で生活できるよう、健康づくりや生きがいづくりを促進するとともに、地域全体で支える地域ケア体制の確立を図りながら、高齢者福祉の充実に努めます。

応していく必要があります。

市内には33クラブ1,863人(平成22年(2010年)3月末)の会員で老人クラブが組織され、健康づくりや生きがいづくり、ボランティア活動などが行われています。高齢者が長年培ってきた知識や経験を積極的に活用し、社会参加活動などのため継続して支援を行うことが必要です。また、老人クラブの会員数が年々減少しているため、その対策も必要です。

12-1 高齢化等の状況

	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
65歳以上の人口(人)	8,648	8,816	8,966	9,126	9,244
高齢化率(%)	22.4	22.8	23.3	23.8	24.1
高齢者一人世帯数(世帯)	1,356	1,399	1,488	1,571	1,655
単体老人クラブ数(クラブ)	39	39	37	36	33
老人クラブ会員数(人)	2,306	2,306	2,142	2,009	1,863

(市福祉課:各年度3月31日現在)

12-2 地区別高齢者人口割合(福祉課)

地区名	総人口(人)	65歳以上			
		男性(人)	女性(人)	合計(人)	高齢化率(%)
宇土	12,842	1,106	1,600	2,706	21
花園	9,330	760	1,049	1,809	19.3
轟	3,084	295	404	699	22.6
走潟	2,121	194	296	490	23.1
緑川	3,072	338	472	810	26.3
網津	3,980	532	754	1,286	32.3
網田	3,871	589	855	1,444	37.3
合計	38,300	3,814	5,430	9,244	24.1

(市福祉課:平成22年3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
12-1 高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化社会に対応する総合的な福祉行政の充実に図るため、「宇土市老人福祉計画・介護保険事業計画」の推進に取り組みます。</li> <li>高齢者の権利を擁護し、安心して生活できる環境づくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人センター及び健康福祉館利用者送迎事業</li> <li>老人ホーム改修事業</li> <li>高齢者世帯等火災報知器設置事業</li> <li>高齢者虐待防止事業</li> <li>認知症サポート養成講座事業</li> <li>成年後見制度事業</li> </ul>
12-2 生きがいづくり、社会参加活動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブの活動を支援するため、サポートスタッフを配置するとともに、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。</li> <li>高齢者の就労機会の確保と社会参加活動を促進するため、シルバー人材センターの活用と支援を行います。</li> <li>高齢者が安心して気軽に外出し、また、地域への活動に参加しやすい施策に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ育成事業</li> <li>老人会活動のサポートスタッフ配置</li> <li>シルバー人材センターへの活動支援</li> <li>電動アシスト自転車購入費助成事業</li> </ul>
12-3 介護予防と高齢者の生活機能に応じた自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における自発的な介護予防活動の育成と支援を図るため、介護予防サポーターを養成するとともに、介護予防<sup>1</sup>に関する知識の普及や啓発に取り組みます。</li> <li>元気な高齢者がいつまでも健やかで自立した生活ができるよう、お元気クラブやスポーツ大会などの開催を通じた介護予防の促進や自立支援の推進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改造助成事業</li> <li>配食サービス事業・緊急通報事業</li> <li>ふれあいデイサービス事業</li> <li>地域支援事業</li> <li>グランドゴルフ等各種スポーツ大会の開催</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.26 老人クラブ会員数	平成22年(2010年) 3月31日現在 1,863人	13%増加 ↗	2,100人
指標 No.27 シルバー人材センター会員数	平成22年(2010年) 3月31日現在 305人	15%増加 ↗	350人
指標 No.28 宇土市老人福祉センター利用者数	平成21年度(2009年度) 13,088人	10%増加 ↗	14,400人
指標 No.29 宇土市西部老人福祉センター利用者数	平成21年度(2009年度) 2,080人	10%増加 ↗	2,300人

1.介護予防:要介護状態になることをできる限り遅らせること、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

第2章 施策13 障がい者(児)福祉の充実

【現状と課題】

平成21年度(2009年度)末現在で、身体・知的・精神障がい者の手帳所持者数は、身体障害者手帳1,930人、療育手帳260人、精神障害者保健福祉手帳277人となっており、年々増加の傾向にあります。これに伴い、障害福祉サービスについても利用者数が増加しており、障がいのある人の高齢化も相まって今後ますますサービスの利用が増えることが予想されます。

本市では、平成18年度(2006年度)に障害者基本法に基づき、障がい者行政全般にわたる将来の方向性を示した「宇土市障がい者プラン」と「第1期障がい福祉計画」を策定しました。続いて、平成20年度(2008年)に障害者自立支援法に基づきサービスの提供を計画的に行うため、「第2期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人にとって住みやすいまちづくりを推進しています。

障がい者福祉の方向は、「施設(福祉)から在宅(福祉)へ」と向かう流れにあり、地域社会での自立が課題となっています。今後は、障害福祉サービスを利用して、障がいのある人が

【施策の方針】

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し、住み慣れた地域社会で豊かに安心して暮らすとともに、自立した生活や社会参加が実現できるよう、障がい者(児)福祉の充実を図ります。

住み慣れた家庭や地域で安心して充実した生活を送れるよう、各種福祉サービスの拡充や生活環境及び支援体制の整備が必要です。また、障がいのある人が安心して地域で生活するためには、地域に住む人たちの協力が不可欠であり、障がいのある人への正しい理解を深めるための広報や啓発活動を通じて相互交流を図り、学校や地域での福祉活動やスポーツ、レクリエーション活動などを通じた社会参加の促進を図ることが必要です。

さらに、障がいのある人の社会生活を支援するうえで、就労の持つ意味は極めて重要であり、障がいのある人の雇用促進に向けて、啓発と情報提供を行うとともに、ハローワークや事業所などと連携を強化し、社会的自立の支援を行うことが重要です。

13-1 手帳所持者の推移 単位:人

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
身体障害者 手帳所持者数	1,739	1,915	2,012	1,872	1,930
療育手帳 所持者数	221	247	257	251	260
精神障害者 保健福祉 手帳所持者数	235	247	257	276	277

(市福祉課:各年度3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
13-1 障がい者 施策の充実・ 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送れるよう、「宇土市障がい者プラン・障がい福祉計画」の推進に取り組みます。</li> <li>障がい者への理解を深めるため、あらゆる機会を通じた障がい者問題に関する広報・啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者日常生活用具給付等事業</li> <li>障がい福祉制度に関する広報</li> <li>パンフレット等の作成</li> </ul>
13-2 生活の場の 確保・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が、在宅で自立した生活を送れるよう、生活援助サービスや介護者の負担軽減などを支援するとともに、就労の意欲のある人に生産活動の機会の提供や就労に必要な知識、能力を高める支援を行うなどの自立支援給付の充実を図ります。</li> <li>日常的な生活が安心して送れるような支援体制づくりのため、障がいのある人やその保護者などに対する相談体制の充実を図るとともに、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業の充実に努めます。</li> <li>障がいの内容や程度など、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談を行い、就労を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス事業</li> <li>地域生活支援事業</li> <li>障がい者支援相談員配置事業</li> </ul>
13-3 社会参加の 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種障がい者スポーツや学習活動、サークル活動などへの参加促進を図るため、参加の呼びかけを行うとともに、障がい者スポーツなどに関する啓発や情報提供を行い、指導者やリーダーの育成に取り組みます。</li> <li>障がい者の社会参加を促進するため、情報のバリアフリーに取り組み、必要な情報が入手しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉(障がい者)スポーツ大会推進事業</li> <li>地域生活支援事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	指標No.30 障がい者の一般 就労移行者(新規就労者)数	指標No.31 福祉(障がい者) スポーツ等への参加者数
現状値	平成21年度(2009年度) 2人	平成21年度(2009年度) 98人
増減	1人増加 ↗	84%増加 ↗
目標値 平成26年度 (2014年度)	3人	180人

第2章 施策14 社会保障制度の適切な運用

【現状と課題】

少子高齢化が急速に進む中、老後の生活設計の基盤として大きな役割を果たす国民年金は、景気低迷などの原因により収納率が低下している状況にあります。平成14年(2002年)から保険料収納業務が市町村から国に移行されましたが、不慮の事故に備え、また老後の生活が安定したものになるよう、年金の加入と納付を適正に推進する必要があります。

また、国民健康保険については、上昇し続ける医療費を抑制することができず、全国的に国民健康保険事業は一般会計からの繰入や国民健康保険財政調整基金の取り崩しをせずに運営することが困難となっています。

さらに、所得の少ない加入者の割合や滞納者の増加などが追い討ちをかけ、今後ますます財政状況は厳しさを増していくことが大いに懸念されます。

将来にわたって健全で安定的な事業運営を図っていくためには、医療費の一層の抑制に取り組むとともに、抜本的な滞納対策の強化や実態に即した保険税の見直しに取り組むことが極めて重要です。

平成18年(2006年)4月に国の介護保険制度が、介護の予防と地域でのサービスや支援活動を重視する制度に改正されました。本市では、第4期介護保険事業計画に基づき、サービス供給基盤の整備と適正な介護保険給付サービスの利用促進に努めているものの、要

【施策の方針】

国における制度改革の動向を見極めながら、市民が安心した生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用に努めます。

介護認定者数は、制度発足後年々増加し、介護給付費も増加しています。

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した日常生活を送れる社会の実現に向け、介護予防に努めるとともに、介護が必要な状態になっても適正なサービスを受けられるよう、総合的な支援体制を確立する必要があります。

生活保護世帯の保護率は平成22年(2010年)4月現在で5.7%<sup>1</sup>であり、全国の保護率14.7%、熊本県の11.5%と比較すると低い数値を示していますが、近年の経済不況の影響を受け、相談・申請件数とともに急激に増加しています。また、その相談内容も多岐にわたっているため、内容をしっかりと拝聴し、不安を取り除くとともに、要援助者・被保護者に応じた、細やかな援助・指導を推進していく必要があります。

さらに、管内の有効求人倍率が平成22年3月には0.31倍と急激に悪化しており、被保護者の自立に対する主な阻害要因となっているため、自立支援プログラムだけでなくその他の個別支援プログラムも活用し、被保護世帯の自立助長を図る必要があります。

14-1 生活保護の被保護世帯人員の推移

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
被保護世帯数 (世帯)	156	150	156	153	156
被保護人員(人)	198	185	191	187	192
保護率(%)	5.2	4.8	5	4.9	5.1

(市福祉課：各年度4月1日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
14-1 国民年金制度の啓発と加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金の加入及び納付の促進を図るため、国民年金制度の必要性と仕組みについての普及活動に取り組みます。</li> <li>免除申請などの活用により、無年金者の減少に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金給付事業</li> <li>免除申請事業</li> </ul>
14-2 国民健康保険事業の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な財政運営と保険税負担の公平性を確保するため、収納率の向上に向けた取り組みを強化するとともに、レセプト<sup>2</sup>点検の充実などにより、医療費の適正化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費適正化事業</li> </ul>
14-3 介護保険事業の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>公費負担と保険料により介護保険が成り立っているという制度を正しく理解し、協力をしてもらうため、普及啓発に取り組みます。</li> <li>適切な介護サービスの提供と体制を構築するとともに、家族介護に対する支援や地域における包括的なケア、地域に密着したサービスの提供に取り組みます。</li> <li>介護給付費の適正化を図るため、介護保険事業計画に基づく介護保険給付サービスの利用促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護支援事業</li> <li>介護給付等費用適正化事業</li> </ul>
14-4 生活保護世帯の自立支援プログラム及び就労支援員の活用による稼働年齢層 <sup>3</sup> の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯の自立のため、自立支援プログラムの活用により、就労阻害要因を的確に把握するとともに、関係機関と連携して、就労支援員による自立支援を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護扶助事業</li> <li>就労支援員事業</li> </ul>
14-5 生活保護世帯の医療扶助の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の適正な支出を図るため、扶助費の約50%を占める医療扶助について、個々の病状を把握するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護適正化事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.32 国民健康保険税 (現年分)の収納率	平成21年度(2009年度) 92.2%	現状維持 ➡	92.0%以上
指標No.33 介護保険料 (現年分)の収納率	平成21年度(2009年度) 98.6%	現状維持 ➡	98.2%以上
指標No.34 生活保護受給世帯 自立数	平成21年度(2009年度) 2世帯	3世帯増加 ➡	5世帯

1.%(パーミル):1000分の1を1とする単位のこと。

2.レセプト:患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療費の明細書のこと。

3.稼働年齢層:働くことができると推定される年齢層。概ね15歳から65歳の年齢層のこと。



# みんなが豊か！ 豊かで活気あふれる まちづくり

【産業・経済】

## 第3章 施策15 農林業の振興

### 【現状と課題】

本市の基幹産業として地域経済を支えている農業は、圃場整備がほぼ完了した平坦部の水田と、山間山麓に造成された畑（樹園地を含む）を生産基盤として、米や施設園芸、野菜、たばこ、果樹などを組み合わせた複合経営を中心に営まれています。平成22年（2010年）における総耕地面積は1,289ha、その内訳は田1,056ha、畑52ha、樹園地181haとなっています。また、主要な農産物としては、葉たばこや米、トマト、メロン、きゅうり、みかん、デコポン、ネーブルオレンジなどがあります。

近年、農業者の高齢化に伴う後継者不足がますます深刻化し、農家数は減少（平成12年（2000年）1,633戸→平成22年（2010年）918戸）しているものの、農家1戸当たりの規模は両極化しており、集約化による大規模専業農家と小規模農家が混在状態にあります。

15-1 農家戸数と農業従事者の推移

年	平成7年(1995年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)
農家戸数(戸)	1,799	1,633	1,465	918
農業従事者(人)	2,717	2,275	1,965	1,624

(農林業センサス:各年2月1日現在) ※平成22年は速報値

15-2 経営耕地面積の推移 単位:h a

年	平成7年(1995年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)
田	1,337	1,276	1,102	1,056
畑	101	87	63	52
樹園地	261	213	171	181
合計	1,699	1,576	1,336	1,289

(農林業センサス:各年2月1日現在) ※平成22年は速報値

### 【施策の方針】

豊かで魅力的な自然環境などを活かした農林業の充実を図るとともに、人と自然がふれあう活気あふれるまちづくりを推進するため、農林業生産基盤の整備や担い手の育成確保、特産品の開発、地産地消<sup>1</sup>の推進と安全で安心できる食環境の創出などにより、農林業の振興に努めます。

効率的な農業経営を目的とした田の圃場整備は、整備率71%（市全体の田面積1,056ha、圃場整備済の田面積751ha）であり、このうち、平坦部の田については、ほぼ圃場整備が完了し、コストの低減や大型集約化、水稻と高品質畑作物との輪作による経営基盤の強化が期待できます。このような状況を踏まえ、農業の振興を図るためには、地域（複数集落）での営農体制の確立や多様な「担い手」の確保が急務となっています。

林業について、本市には大規模林家はなく、森林所有者の約90%以上が5ha未満の小規模林家で、そのほとんどが農業に付随して経営を行っている状況です。

近年の国内の農業を取り巻く環境は、農産物の輸入拡大に伴い価格が下落するとともに、産

地間の競争が激化しています。一方、消費者の食に対する安全・安心の高まりに対応するため、生産現場での取り組みの強化が進められているとともに、地産地消の動きが活発化しつつあります。このような動向を踏まえ、農業の高

付加価値化を図るためには、地産地消の取り組みなどを通じ、特産品や農産加工品の開発、有機栽培などに取り組んでいく必要があります。

### 【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
15-1 農林業の生産 基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の有効利用を図るため、未整備地区における圃場整備事業に取り組むとともに、農道や用排水路の適切な維持管理や改修を行います。</li> <li>農地の保全と災害の防止を図るため、排水機場などの適切な維持管理に努めます。</li> <li>農地や農業用水などの保全を図るため、用排水路の維持管理などに取り組みます。</li> <li>農業や地域住民への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を行います。</li> <li>中山間地の農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加を抑制するため、中山間地域等直接支払交付金制度を活用した支援を行います。</li> <li>林業の生産コストの縮減及び労働時間の短縮を図るため、人工林の保育及び木材搬出等に利用する作業用道路を市道・農道と接続します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等直接支払交付金の交付</li> <li>耕作放棄地解消緊急対策事業</li> <li>林道整備事業</li> <li>県営排水対策特別事業</li> <li>農地、水保全管理支払交付金事業</li> <li>適正化事業</li> <li>農村集落整備単独事業</li> <li>農道整備事業</li> <li>農免農道整備事業</li> </ul>
15-2 農林業の経営 基盤の強化、担い 手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業の経営基盤を強化するため、農林業の経営者に対し、設備投資への助成や経営指導などの支援を行うとともに、認定農業者制度の活用を促して、経営感覚に優れた農業後継者・担い手の育成に取り組めます。</li> <li>農業経営の合理化や生産性の向上、農地の高度利用を進めるため、農業経営の法人化や集落営農等を促進するとともに、担い手農家等に農地を集積して経営規模を拡大するなど、農地の流動化を図り、生産の組織化・効率化に取り組めます。</li> <li>森林の持つ水源涵養や地球温暖化防止等の機能を維持・向上させていくため、市民に対し森林が担っている公益的機能の重要性を周知するとともに、住民団体による活動を積極的に支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営アドバイザーの任用</li> <li>農業担い手規模拡大推進事業</li> <li>経営体育成支援事業</li> </ul>
15-3 農産物の高付 加価値化の推進 や環境保全型 農業の定着・ 普及への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元産品の付加価値を高めるため、農産加工品の研究や特産品の開発などへの取り組みを支援します。</li> <li>消費者の食に対する安全・安心志向の高まりに対応するため、地産地消を推進するとともに、環境や人にやさしい環境保全型農業への取り組みを基本とする有機農法の導入の推進など、高品質・安定生産への取り組みを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消推進計画の推進</li> <li>環境保全型農業直接支援対策事業</li> </ul>

### 【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.35 農業生産組織数	平成22年(2010年)4月1日現在 16組合	25%増加 ↗	20組合
指標 No.36 認定農業者数	平成22年(2010年)4月1日現在 178経営体	20%増加 ↗	214経営体
指標 No.37 耕作放棄地の面積	平成22年(2010年)4月1日現在 49ha	16%減少 ↘	41ha

1.地産地消:地域(地元、地場)で生産されたものを、その地域で消費すること。

第3章 施策16 水産業の振興

【現状と課題】

本市の水産業は、水産資源や漁港の立地条件に適している西部地区を中心に営まれており、特に海苔養殖やアサリを主とした採貝やエビ・イカ漁などが盛んに行われています。

近年、水産業を取り巻く環境は、漁場の制約や荒廃などによる漁獲量の減少など厳しい状況にあります。アサリ漁については、これまで取り組んできた稚貝放流等管理型漁業への転換が実を結び、復活の兆しが見えてきました。今後も引き続き、つくり育てる漁業への転換と、資源管理体制の強化を図っていく必要があります。

平成21年度(2009年度)における本市の漁業協同組合員は707名ですが、後継者不足や兼業化などにより、漁業で生計を立てている人は、その半数にも満たない323名にとどまります。減少傾向にある漁業就業者数を維持又は増加させていくためには、将来への展望が可能な魅力ある漁業の振興に努めていく必要があります。

漁場となる有明海は、また大きな干潟の区域

【施策の方針】

資源管理型漁業の確立を図り、漁業資源の安定と漁獲量の増加を目指すとともに、経営主体の育成と経営の安定を図るため、水産業の振興に努めます。

を持つ浅い海となっていることから、緑川から運ばれてくる大量の土砂の沈殿と、河川などを通して海へと運ばれてくる家庭雑排水などによる大量の有機物質が漁場環境を悪化させ、漁業に大きな影響を及ぼしています。また、漁港内の泊地についても、大量の土砂が堆積していることから、漁船の入出港時間が制限され、漁に支障をきたしています。このため、計画的な浚渫<sup>1</sup>・作濤<sup>2</sup>・覆砂<sup>3</sup>などを実施し、漁場環境の改善を図っていく必要があります。

16-1 漁業種別陸揚金額の推移 単位:百万円

年	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
海苔養殖	1,937	1,801	1,897	1,818	1,761
採貝	388	236	392	266	1
刺し網	54	51	47	27	26
かご漁業	12	12	11	6	4
合計	2,391	2,100	2,347	2,117	1,792

(漁港港勢調査:各年12月31日現在)

1.浚渫:港湾・河川・運河などの底面から土砂を取り去る土木工事のこと。  
 2.作濤:滞留した水の通りを良くするため局部的に深い溝(濤筋)を作り、海水交換の促進を図る土木工事のこと。  
 3.覆砂:海底や湖底など底質改善を目的とした技術で、ヘドロなどが発生し底質が悪化した底面へ砂等により覆うこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
16-1 漁業生産 基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁場の生産性の向上と環境保全を図るため、漁港内堆積物の除去や浚渫、作濤などの漁場保全事業を実施するとともに、漁業者の生産活動や水産物流通の拠点として、漁港施設の整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産資源回復・基盤整備交付金事業</li> <li>漁業集落環境整備事業</li> <li>単独漁港改修事業</li> </ul>
16-2 漁業経営の 安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲量の確保や品質の向上、価格の安定化を図るため、種苗放流事業の強化と資源管理体制の確立に努めるとともに、稚魚の放流や母貝の育成等、つくり育てる資源管理型漁業に取り組みます。</li> <li>優れた水産業の担い手の確保や後継者の育成を図るため、漁協との連携による取り組みを強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稚エビや稚貝放流補助事業</li> <li>車エビ中間育成補助事業</li> <li>漁業後継者クラブ育成補助事業</li> </ul>
16-3 水産物の 高付加価値 と漁業振興 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産物の消費拡大を図るため、宇土マリーナ物産館での地産地消を促進するとともに、付加価値の向上に向けた水産加工品の研究や特産品の開発などの取り組みを支援します。</li> <li>計画的かつ戦略的に漁業の振興を図るため、漁業振興計画の策定に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消推進計画の推進</li> <li>漁業従事者を交えた「漁業振興計画」の策定</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.38 漁業陸揚金額	平成21年(2009年) 1,792百万円	23%増加 ↗	2,200百万円
指標 No.39 海面養殖業生産額	平成21年(2009年) 1,761百万円	8%増加 ↗	1,900百万円
指標 No.40 海面漁業生産量	平成21年(2009年) 7,618ト	8%増加 ↗	8,200ト

第3章 施策17 商業の振興

【現状と課題】

本市の商業は、商店数や従業員数、商品販売額ともに平成9年（1997年）から比べ徐々に減少している状況にあります。この傾向は、近隣都市への郊外型大型商業施設の進出やインターネットなどの情報媒体を介した販売形態の多様化、長引く景気の低迷などが原因と考えられます。

また、中心市街地においては、全国的な傾向として、経営者の高齢化や後継者不足による廃業から、空き店舗が増加傾向にあり、商業機能の空洞化が進んでいます。

今後は、賑わいと魅力ある中心市街地の再生に向け、船場橋（めがね橋）や市内各所に点在するお地蔵さん、お寺などの歴史的・文化的な地域資源を有効に活用し、地元事業者や商工会、関係機関などとの連携による経営基盤の強化や後継者の育成、空き店舗の解消を図る必要があります。

【施策の方針】

多様化、高度化する消費者ニーズに対応するため、商業の育成と市民が集う商店の形成など、まちづくりと一体となった商業の振興に努めます。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
17-1 商店経営の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業活動の効率化を図るため、商工会などと緊密な連携を保ち、各種講習会や店舗診断など指導体制の充実に努めます。</li> <li>経営力の強化を図るため、商業の連帯性を高める取り組みを促すとともに、経営者の意識改革や後継者の育成に取り組みます。</li> <li>小規模商店の経営基盤の強化や近代化、経営の安定化を図るとともに、市内での起業を促進するため、商工会及び関係機関と連携して、資金融資制度の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業家支援のための中小企業融資制度の検討</li> <li>商工振興事業</li> <li>各融資事業</li> </ul>
17-2 中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>にぎわいと豊かさがある元気のある商店街の形成に向け、地元事業者や商工会など関係機関と連携して、空き店舗の解消や空き店舗を活用した各種施策の検討を行います。</li> <li>中心市街地を郊外型大型店と共存可能な人々が集う活力あふれる場所とするため、各店舗の魅力の再創造に取り組むとともに、観光資源や伝統行事などの地域特性を活かした取り組みを促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街の空き店舗解消制度の新設</li> <li>商店街の空き店舗の解体助成制度の新設</li> <li>空き店舗等を利用した休憩スペースの設置</li> <li>中心市街地活性化事業</li> <li>中心市街地街路灯整備事業</li> </ul>

17-1 小売業商品販売額の推移

年	平成9年 (1997年)	平成11年 (1999年)	平成14年 (2002年)	平成16年 (2004年)	平成19年 (2007年)
販売額 (億円)	629	428	370	356	351

(商業統計調査：各年6月1日現在)

17-2 商店数と小売業従業者数の推移

年	平成9年 (1997年)	平成11年 (1999年)	平成14年 (2002年)	平成16年 (2004年)	平成19年 (2007年)
商店数(店)	473	422	418	414	383
従業者数 (人)	2,778	2,565	2,659	2,519	2,465

(商業統計調査：各年6月1日現在)

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.41 小売業年間商品販売額	平成19年(2007年) 6月1日現在 351億円	1%増加 ↗	356億円
指標No.42 小売業従業者数	平成19年(2007年) 6月1日現在 2,465人	2%増加 ↗	2,519人
指標No.43 中心市街地における 空き店舗数	平成22年(2010年) 4月1日現在 35店	現状維持 →	35店

第3章 施策18 工業の振興

【現状と課題】

本市の地場企業は、全国的な傾向と同様に欧米諸国の金融危機に端を発した世界規模での景気の減速や原材料価格の高騰などの影響により、厳しい経営状況が続いています。

工業統計調査によると、事業所数や従業員数、出荷額ともに、各年でバラツキはあるものの、平成21年(2009年)はここ5年間で最低となっています。

経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、地場企業の育成・強化を図るためには、技術力・経営力の向上はもとより、経営の革新や新事業の創出、販路の拡大、人材育成、異業種交流などによる新たな事業展開が求められています。

【施策の方針】

地域社会経済の活性化を図るため、中小企業の育成や経営支援、技術力向上支援、産業基盤の強化などにより、工業の振興に努めます。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
18-1 既存企業・ 地場産業の 育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場企業の経営安定化や市場拡大を図るため、新技術の開発や人材育成への支援に努めるとともに、融資・助成制度の利用を促進します。</li> <li>地元業者の育成を促進するため、事業発注制度の見直しを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業融資制度に関する周知、広報の実施</li> <li>地元業者育成のための事業発注制度の見直し</li> </ul>
18-2 企業間交流 の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場企業及び進出企業の情報収集や、新たな事業活動の創出に向け、企業間交流を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業の情報収集</li> </ul>

18-1 製造品出荷額等の推移

年	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
出荷額 (億円)	706	704	782	832	656

(工業統計調査:各年12月31日現在) ※平成21年は速報値

18-2 事業所数と従業者数の推移

年	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
事業所数 (事業所)	61	62	58	61	55
従業者数 (人)	2,405	2,360	2,507	2,228	2,178

(工業統計調査:各年12月31日現在) ※平成21年は速報値

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.44 製造品出荷額等	平成21年(2009年) 12月31日現在 656億円	12%増加 ↗	736億円
指標 No.45 製造業従業者数	平成21年(2009年) 12月31日現在 2,178人	7%増加 ↗	2,335人



第3章 施策19 企業誘致の推進

【現状と課題】

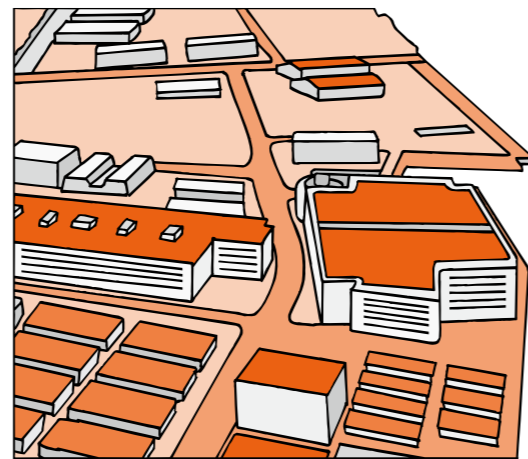
本市では、産業の振興と雇用機会の創出を図るため、市内3か所に整備した工業団地への企業誘致を積極的に推進してきましたが、停滞する経済情勢の中、企業の立地は鈍化傾向にあります。

また、宇土駅東口は本市の玄関口として早急な開発が望まれていますが、土地開発公社の所有地や広大な民有地を含め、企業の進出意欲は希薄な状況にあります。

企業の立地は、新たな雇用の創出や地元消費の拡大など、さまざまな面で高い経済波及効果が期待できることから、今後も引き続き、九州の中央部や交通の要衝という利点を活かし、積極的な企業誘致を推進する必要があります。

【施策の方針】

産業の振興と雇用の促進を図るため、県や関係機関等と連携しながら、工業団地などへの企業誘致を積極的に推進します。



19-1 工業団地の充足率及び進出企業数

団地名	充足状況				進出企業数
	総面積	充足面積	残地面積	充足率	
緑川工業団地	82,000	57,500	24,500	70%	14
花園工業団地	62,000	62,000	0	100%	1
宇土工業団地	209,000	209,000	0	100%	5
合計	353,000	328,500	24,500	93%	20

(市企業誘致課：平成23年3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
19-1 情報収集・発信強化などの推進	・優良企業の誘致と地元雇用の拡大を図るため、定期的な企業訪問等による情報収集やホームページなどによる企業立地情報の積極的な発信に取り組みます。	・トップセールスによる企業誘致・企業誘致アドバイザーの任用
19-2 優遇制度の拡充	・雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、新たに進出、あるいは増設する企業などに対して、市独自の優遇制度の拡充を図るとともに、多くの雇用が見込める情報通信関連企業に特化した優遇制度を創設します。	・情報通信関連企業などに特化した優遇制度の創設
19-3 宇土市の玄関口づくり	・宇土駅東口において、広大な民有地を含め、関連企業と連携した誘致活動を展開し、宇土市の新しい顔・玄関口づくりに努めます。	・宇土駅東側への企業誘致活動

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.46 工業団地の充足率	平成23年(2011年) 3月31日現在 93.1%	6.9% 増加 ↗	100%
指標 No.47 工業団地への新規進出企業の数	平成23年(2011年) 3月31日現在 20事業所	30% 増加 ↗	26事業所

第3章 施策20 観光・物産の振興

【現状と課題】

本市は、豊かな自然や文化・歴史、優れた伝統工芸品など多様な観光資源に恵まれています。市内の観光エリアは大きく花園方面の「東部エリア」、宇土・轟・緑川・走瀧方面の「中央部エリア」、網津・網田方面の「西部エリア」に分けられます。

「東部エリア」は、春には2,000本の桜が咲き誇る「立岡自然公園」を拠点として、スポーツ施設やキャンプ場などが整備されており、スポーツやレクリエーション活動の場として活用されています。さらに、「榑崎古墳」をはじめとした数多くの古墳群などの歴史的遺跡も点在しています。

「中央部エリア」は、日本名水百選の一つである「轟水源」や江戸時代後期につくられた26基の「雨乞い太鼓」を有する「大太鼓収蔵館」を含む「轟泉自然公園」や国指定の史跡「宇土城跡」、江戸時代のたたずまいを残す「船場橋」界限、武家屋敷跡など多くの歴史的文化遗产に恵まれています。また、県の三大夏祭りの一つである「うと地蔵まつり」の開催時には、市内はもとより県内外からも多数の人々が訪れています。

「西部エリア」は、古墳時代に大王の石棺として用いられた「馬門石」の産出地や日本の渚百選にも選定された「御輿来海岸」など、海水浴や潮干狩りも出来るエリアとして知られています。エリア内にある宇土マリーナは、

【施策の方針】

資源を有機的に連携させた特色ある観光地づくりを目指すため、市内に散在する観光資源の活用と新たな観光資源の発掘・整備など、観光の振興に努めます。また、地元経済の活性化を目指すため、自然に恵まれた農産物や海産物などを積極的にPRするなど、物産の振興に努めます。

県下の海洋レジャー・スポーツの拠点であり、平成18年(2006年)には西部地域の活性化の場として宇土マリーナ内に「道の駅宇土マリーナ物産館」がオープンし、市内外から多くの観光客でにぎわっています。

今後は、これらの観光資源を活かした特色ある地域づくりを図っていく必要があります。

また、まちの活性化を促進するための一つの要素として、平成23年(2011年)3月に全線開通した九州新幹線が挙げられます。県のほぼ中央に位置し、広域交通網の要衝にあるという立地的要件を十分に活かしつつ、積極的な観光PRを行うとともに、来訪者を迎える環境づくりや受け入れ体制の整備を推進する必要があります。

本市の物産には、個々の特色ある農・海産物や加工品・伝統工芸品があるため、観光物産協会と連携して物産展などを開催するとともに、新たな商品開発や食によるおもてなしを推進していく必要があります。

20-1 観光入込客数・観光消費額の推移

年	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
入込客数(人)	723,978	1,070,494	1,223,093	1,235,099	1,245,722
観光消費額(百万円)	4,233	3,333	5,570	3,870	3,121

(観光統計調査：各年12月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
20-1 観光資源の活用・開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光を基軸とするまちの活性化を促進するため、市内に点在する既存の観光資源の有効活用や新たな観光資源の発掘・整備を行うとともに、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークづくりに取り組みます。</li> <li>観光ニーズの多様化に対応するため、馬門石の彫刻や網田焼などの工芸品制作の体験教室の充実を図るとともに、潮干狩りや海洋レジャー・スポーツなどの海岸線を活かした体験型観光の開発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元産品を取り扱う直売所の設置</li> <li>物産振興対策事業</li> <li>マリーナ振興事業</li> </ul>
20-2 観光案内・PRの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客の受入態勢を強化するため、観光地への誘導看板の整備に取り組みるとともに、ボランティアガイドの育成に努めます。</li> <li>観光客の裾野を拡大するため、既存イベントの内容を充実させるとともに、各種メディアやインターネットなどを使い県内外に向けた積極的な情報発信に取り組みます。</li> <li>九州新幹線の全線開業を新たな観光客の掘り起こしにつなげるため、旅行会社や鉄道事業者と連携して、観光地としての魅力を高めるとともに、食と物産、文化を絡めた観光ルートの整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光マップの作成</li> <li>食と物産を絡めた観光ルートの整備</li> <li>公共サイン整備事業</li> <li>観光PRアドバイザーの任用</li> <li>観光案内所整備事業</li> </ul>
20-3 物産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>物産品のPRと販路拡大のため、観光物産協会と連携を図り、物産展などへの参加機会の提供に取り組みるとともに、県内外の観光物産PR用空きスペースなどを活用した物産展を開催します。</li> <li>観光客の地元消費を拡大するため、既存の物産品のPRなどにより消費拡大を促進するとともに、郷土豊かな個性ある新たな特産品・土産物品の開発を積極的に支援します。</li> <li>全国規模で行われている物産展などに出品できる体制を整えるため、観光物産協会や各種団体、市内事業者との連携強化に努めます。</li> <li>各種団体が開催する工芸展や物産展などを積極的に支援します。</li> <li>地産地消の拡大を図るため、地元産品を取り扱う直売店の設置に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種イベントへの参加</li> <li>空き店舗を利用した物産展の開催</li> <li>地元産品を取り扱う直売所の設置</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.48 観光入込客数	平成21年(2009年) 1,245千人	10%増加 ↗	1,370千人
指標No.49 外国人観光客数	平成21年(2009年) 109人	3倍増加 ↗	300人
指標No.50 観光消費額	平成21年(2009年) 30億円	10%増加 ↗	33億円
指標No.51 宇土マリーナ利用者数 (マリーナ関係)	平成21年度(2009年度) 7,185人	10%増加 ↗	7,900人
指標No.52 宇土マリーナ 利用者数(公園関係)	平成21年度(2009年度) 71,095人	10%増加 ↗	78,200人
指標No.53 宇土マリーナ 物産館 <sup>①</sup> 通過者数	平成21年度(2009年度) 268,596人	10%増加 ↗	295,500人

第3章 施策21 雇用対策の推進

【現状と課題】

長引く景気の低迷や近年発生した金融危機などの影響により、全国的にも失業者の数は急激に増加の一途をたどっており、安定した雇用環境の維持は極めて難しい状況にあります。

このような厳しい雇用情勢の中、安定した雇用環境の維持・確保を図るためには、企業誘致はもちろんのこと、地場企業の育成・強化をはじめ、新たな就労支援制度の創設や各種雇用関連施策の積極的な情報発信が必要といえます。また、宇土市地域職業相談室での求人情報の提供など、求職者の支援機能をさらに強化させていくことも重要です。

【施策の方針】

雇用を促進するため、宇土市地域職業相談室などの関係機関との連携強化を図りながら、雇用対策を推進します。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
21-1 雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した雇用環境の維持・確保に向け、市内企業への雇用に関する各種施策の積極的な情報発信に取り組みます。</li> <li>就労希望者が求める情報を十分に提供できるよう、宇土市地域職業相談室（公共職業安定所）と連携して、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県等の雇用対策事業を活用した雇用の確保</li> <li>市内企業への積極的な情報発信</li> <li>地域職業相談室事業</li> </ul>
21-2 若年者への就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年者の地元就業を促進するため、ジョブカフェ・宇城ランチ<sup>1</sup>と連携して、適職診断や各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチングなどきめ細やかな就職支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年未就業者への積極的な情報発信</li> </ul>

21-1 有効求人倍率の推移

年	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
宇城地域	0.61	0.61	0.63	0.43	0.27
熊本労働局	0.76	0.82	0.79	0.55	0.38

(ハローワーク宇城「労働市場情報」：(各年度3月31日現在)



【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.54 宇土市地域職業相談室相談件数	平成21年度(2009年度) 4,910件	6%増加 ↗	5,200件
指標 No.55 宇土市地域職業相談室利用後の就職件数	平成21年度(2009年度) 261人	6%増加 ↗	276人

1.ジョブカフェ・宇城ランチ：地域における若年者の就職率の向上や早期離職の防止を図るため、県が設置した総合的な就職支援センターのこと。

みんなが便利！  
快適な生活を支える  
まちづくり 【都市基盤】

第4章 施策22 土地利用の推進

【現状と課題】

市域の広さが東西24.8km,南北7.6km,面積74.20km<sup>2</sup>である本市の地形は,山間部・平坦部・沿岸部に大きく分けることができます。このうち,市西部に位置する山間部には,大岳山など標高300m~500mの山々が連なり,一部の国有林を除き民有林,樹園地などが広がっています。

平野部は,市の東部から中央部にかけて大きく広がり,産業系や住居系の土地利用に供されていますが,現在も多くの優良農地が残っています。

沿岸部は,宇土半島に沿った有明海に面し,干満の差が大きい干潟を利用した海苔等の栽培漁業を営む漁業集落が点在しています。また,近年における土地利用の動向をみると,市

【施策の方針】

限りある土地を有効活用しながら,豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の創出を図るため,自然と調和した総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

の中心部から東部地域において,住宅地や商・工業用地が増加傾向にあります。

今後とも,都市化の進展に的確に対応しながら,秩序ある土地利用を誘導し,本市の自然的・社会的・文化的諸条件に配慮した均衡ある発展を図る必要があります。

22-1 土地利用区別面積の推移 単位:km<sup>2</sup>

区分	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)
総数	74.17	74.19	74.2
宅地	7.40	7.65	7.72
田	15.39	15.09	14.7
畑	9.07	8.98	9.09
池沼	0.50	0.49	0.49
山林	15.45	20.19	23.92
原野	1.02	0.78	0.44
雑種地	2.25	2.23	2.54
その他	23.08	18.77	15.32

(土地に関する概要調査等報告書:各年1月1日現在) ※総数及びその他を除く

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
22-1 計画的な土地利用の調査研究	・市域全体の土地利用の方向性を定めるため,地籍調査 <sup>1</sup> の事業を計画的に行うとともに,豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した土地利用に係る調査研究に取り組みます。	・地籍調査事業 ・土地利用に係る調査研究の実施
22-2 魅力ある農村空間の形成	・農用地の機能を明確にし,集団的な農地利用を促進するため,農業振興地域整備計画の見直しを行います。	・農業振興地域整備計画の見直し
22-3 良好な都市環境の形成	・一体的かつ計画的なまちづくりに向け,各種計画に沿った整備を推進します。 ・市街地の整備・開発にあわせ,用途地域等の都市計画の見直しを行い,計画的な土地利用の誘導を促進します。	・都市計画マスタープラン <sup>2</sup> の推進

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度(2014年度)
指標No.56 地籍調査の進捗率	平成23年(2011年) 3月31日現在 96.2%	3.8%増加 ↗	100%



1.地籍調査:主に市町村が主体となり,一筆ごとの土地の所有者,地番,地目を調査し,境界の位置と面積を測量する調査のこと。  
2.都市計画マスタープラン:おおむね20年後の長期的視点に立ち,土地利用や都市整備の総合的な指針を示すものであり,市町村における都市計画の基本となる計画のこと。



第4章 施策23 道路・交通網の整備・充実

【現状と課題】

本市の骨格を形成している主要な幹線道路網は、国道3路線と県道6路線によって構成されています。また、国道57号の渋滞解消を主な目的とする地域高規格道路として、海路口～城塚間が平成8年度に整備区間、城塚～網田間が平成21年度（2009年度）に整備区間として指定されています。しかし、地域高規格道路は、事業進捗が遅いため、早期整備、早期供用開始に向け、実施機関である国をはじめとした関係機関への働きかけが必要となっています。

その他にも、県道川尻宇土線の宇土駅周辺の整備や本町通りを経由する大型車の通過交通など、今後改善すべき点も多く、一層の整備促進に向けて関係機関への働きかけを行うとともに、交通の要衝という本市の優位性をさらに活かすため、市道と一般国道、県道を機能的に接続し、広域的な視点からの道路網整備を行う必要があります。

都市計画道路<sup>1</sup>については、国道3号から宇土駅東口に通じる宇土駅東中央線の開通など、だれもが使いやすくゆとりある都市空間

【施策の方針】

安全で快適な交通環境の確立を図るため、主要道路の整備や市内の道路網の体系的な整備及び維持管理などにより、道路・交通網の整備・充実に努めます。

を創出し、良好な市街地の形成に向けた整備を推進していくとともに、主要幹線道路と市内幹線道路の一体的なネットワーク形成を目指し、広域的な視点での道路網の整備を推進していく必要があります。

市道は、1級・2級市道を幹線として細かな道路整備網が形成され、計1,010路線、全長498.7kmとなっています。現在の整備状況は、改良率44.0%、舗装率81.5%であり、前者は県平均の改良率57.3%を下回っています。このため、今後も、早急に整備を進めていくとともに、広く環境に配慮した道路整備を推進し、緊急自動車などの大型車輛の円滑な通行と歩行者や自転車利用者の安全を確保していくことが必要です。

農道は、市街地と集落、あるいは集落間を結ぶ重要な役割を果たしています。特に、県営

の農免農道整備事業及び市が行うふるさと農道の整備は、地域間を結ぶ重要な農道として、農業生産活動の促進と農業生産基盤の充実に目的としています。今後も関係機関や地域住民の協力を得ながら地域の利便性を考慮し、整備を推進していく必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
23-1 主要道路の 整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な連携強化や国道57号線における交通混雑の緩和、地域振興の観点から、熊本天草幹線道路整備促進期成会など等による運動を展開し、海路口～城塚間の整備促進及び城塚～網田間の早期着工に向け、関係機関に働きかけを行います。</li> <li>市街地への大型車などの通過交通やそれによる交通混雑を抑制するため、県及び関係機関に広域的な道路網の整備促進に対する働きかけを行います。</li> <li>市民生活の広域化に対応し、円滑で快適な交通環境を確保するため、関係機関に新松原交差点から八代市間までの4車線拡張整備など国道の整備に対する働きかけを行います。</li> <li>関係機関に県道郡浦・網田線、県道宇土・不知火線及び県道川尻・宇土線の宇土駅前歩道整備の早期着工に対する働きかけを行います。</li> <li>だれもが使いやすくゆとりのある都市空間を創出し、良好な市街地を形成するため、ユニバーサルデザインや景観などにも配慮した都市計画道路の計画的整備を図ります。また、都市計画道路の整備においては、効果的な整備を図るため、県道への接続に伴う交差点改良や県道の付替えなど、必要により県への要望を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本環状道路建設促進期成会による要望活動の実施</li> <li>熊本天草間幹線道路整備促進期成会による要望活動の実施</li> <li>国道3号整備促進期成会による要望活動の実施</li> <li>都市計画道路の整備や見直しの検討</li> <li>国、熊本県に対する要望活動の実施</li> </ul>
23-2 生活道路 などの整備・ 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要幹線道路への交通アクセスを円滑化し、日常生活の利便性や快適性を確保するため、生活基盤道路である市道の体系的な整備及び維持管理に取り組みます。</li> <li>道路整備にあたっては、段差の解消に努め、高齢者や障がい者、子どもたちが利用しやすい道路環境の充実に努めます。</li> <li>農免農道やふるさと農道など、農業生産活動や農産物流通などの基幹的な農道整備については、関係機関との連携による整備促進を図ります。</li> <li>市道等の生活関連道路と連携した道路網の確立を図るため、一般農道の改良拡幅に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共的道路等にかかる原材料支給制度の実施</li> <li>臨時地方道路整備事業</li> <li>地域活力基盤創造交付金事業</li> <li>橋梁長寿命化修繕計画策定事業</li> <li>辺地道路整備事業</li> </ul>

23-1 種類別路線数・延長・舗装の状況

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
国道路線数(路線)	3	3	3	3	3
延長(m)	25,787	25,784	25,784	25,784	25,784
県道路線数(路線)	6	6	6	6	6
延長(m)	18,914	18,914	18,914	18,920	18,919
市道路線数(路線)	984	988	988	992	1,010
延長(m)	493,734	494,637	494,785	495,021	498,748
上の舗装済延長(m)	392,867	399,244	400,456	402,179	406,312
同末舗装延長(m)	100,867	95,393	94,329	92,842	92,436
計 路線数(路線)	993	997	997	1,001	1,019
延長(m)	538,435	539,335	539,483	539,725	543,451

(国土交通省熊本維持出張所、宇城地域振興局土木部、市土木課：各年度3月31日現在)

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.57 市道の舗装率	平成22年(2010年)4月1日現在 81.5%	0.5%増加 ↗	82%
指標No.58 市道の改良率	平成22年(2010年)4月1日現在 43.9%	7.0%増加 ↗	51%

1.都市計画道路：都市計画で定められる都市施設のうち、都市計画決定された道路のこと。

第4章 施策24 市街地の整備

【現状と課題】

現在、市域面積74.20km<sup>2</sup>の約25%を占める18.32km<sup>2</sup>を都市計画区域<sup>1</sup>として指定し、さらに、そのうちの約5.05km<sup>2</sup>を用途地域<sup>2</sup>に指定して快適な都市空間づくりに努めています。

本市は、県中央部に位置し、交通の利便性に恵まれているとともに、豊かな自然環境や優れた居住環境を有し、今後も大きく発展する可能性を含んでいます。しかし、中心市街地では、市民生活の多様化・広域化に伴い、購買力が市外へ流出するなど既存商店街の空洞化が進んでいます。

このような中、平成21年(2009年)3月には、新しい宇土市の玄関口として宇土駅及び広場の整備が完了し、駅東側からも駅利用が可能となり、東西間での一体的な市街地の形成が図れるようになりました。

今後は、駅周辺を核としながら、平成23年(2011年)3月に開通した九州新幹線の全線

【施策の方針】

子どもから高齢者まで快適で便利な住み心地のよい市街地の形成を図るため、地域の特性に応じた都市景観や自然景観を保全・活用しながら、計画的な市街地の整備に努めます。

開通の波及効果や隣接する熊本市の政令市移行も視野に入れ、優位的な立地条件を活かした魅力ある市街地の形成を図っていくことが必要です。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
24-1 都市計画区域・用途地域の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活の多様化・広域化に対応するため、都市計画区域の拡大などについて検討を行います。</li> <li>都市化の進行に伴う土地利用の実態と動向を踏まえ、今後の本市のあるべきまちづくりの方向性を見定めた用途地域の変更を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の変更の検討</li> <li>用途地域の変更の検討</li> </ul>
24-2 良好な居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインに基づき、子どもや高齢者、障がい者にもやさしいまちづくりと景観に配慮したまちづくりに取り組みます。</li> <li>適正な土地利用のもとに、快適な市街地空間を確保するため、良好な居住環境や都市公園の充実、生活道路網等の整備改善に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱による補助</li> <li>都市計画道路整備・都市公園指定等の検討</li> </ul>
24-3 広域拠点性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>人や物、情報の広域交流拠点の創出を図るため、宇土駅のさらなる利便性向上に取り組むとともに、駅周辺の活性化を促進します。</li> <li>商業・流通機能を有する都市型産業の集積を図るなど、市街地における民間活力の誘導促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇土駅広場管理事業</li> <li>宇土駅周辺地区整備事業</li> </ul>

24-1 用途地域の指定状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)	
都市計画区域(宇土市域)	1,832	24.7	
用途地域	505	27.6	
	第一種低層住居専用地域	36	7.1
	第一種中高層住居専用地域	135	26.7
	第一種住居地域	65	12.9
	第二種住居地域	16	3.2
	準住居地域	5	1
	近隣商業地域	47	9.3
	商業地域	24	4.8
	準工業地域	62	12.3
	工業地域	77	15.2
工業専用地域	38	7.5	
市域面積	7,420	100	

(市：都市計画課：平成19年8月現在)



JR宇土駅

1.都市計画区域：健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の確保に向け、都市計画法及びその他の関連法令の規制を受ける土地の範囲のこと。  
 2.用途地域：計画的な土地利用を進め、種々雑多な建築物が混在するのを防ぐ観点から、建築物の用途によって地域を区分するとともに、建ぺい率及び容積率等を定めた地域のこと。

第4章 施策25 住宅・住環境の整備・充実

【現状と課題】

本市への定住・転入を促進するためには、国道3号の4車線化による通勤時間の短縮や利便性が向上した宇土駅などの立地条件を活かし、良好な住宅開発などを誘導する施策の検討が必要となります。

また、昭和40～50年（1965～1975年）代に建設した市営住宅は、現在の多様化した生活様式に対応できない状況となっているため、近年の社会情勢の変化や市営住宅に対するニーズ、さらには民間賃貸住宅との役割分担を踏まえながら、今後の必要性や適正な管理戸数を検討するほか、老朽化した住宅の計画的な維持保全に努めることが必要です。

このほか、本市における民間住宅の耐震化率は約51%と、国の平均値75%を下回っているため、良好な住環境の形成のためには、国が掲げる目標90%の早期実現に努める必要があります。

【施策の方針】

積極的な定住・転入を促進するため、良質な住宅供給や良好な住環境の形成を図るとともに、地区計画<sup>1</sup>や建築協定<sup>2</sup>など、まちづくりのルールを取り入れた適正な民間開発の誘導を図り、住宅・住環境の整備・充実に努めます。



25-1 住宅の種類と所有関係

年	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
一般世帯数	9,106	9,493	10,380	11,583	12,295
住宅に住む一般世帯持ち家	7,050	7,296	8,041	8,719	8,981
公営民営借家	1,610	1,841	1,882	2,400	2,861
供給住宅	232	192	219	199	204
間借り	71	44	114	164	152
総数	8,963	9,373	10,256	11,482	12,198
住宅以外に住む一般世帯	143	120	124	101	97

(国勢調査：各年10月1日現在)

1.地区計画：地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を定め、その実現に向けたまちづくりを進めていく手法のこと。  
2.建築協定：建築基準法に基づくまちづくりの制度であり、地域住民が自らの手で建築物に関するルールを定め、このルールを互いに守りあうことで、現在の良好な街並みなどを将来にわたり守り育てていく制度のこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
25-1 計画的な住宅の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住水準の向上を図るため、「公営住宅長寿命化計画」を策定し、既存市営住宅の計画的な改良や改善に取り組むとともに、改良や改善にあたっては、バリアフリー化など高齢者や障がい者の生活にも十分配慮するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅維持管理事業</li> <li>公営住宅等ストック改善事業</li> <li>公営住宅等機能向上事業</li> <li>既設公営住宅再編事業</li> </ul>
25-2 快適な居住環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な居住環境を確保するため、地区計画や建築協定などを活用した適正な民間住宅の建設を促進します。</li> <li>宅地開発にあたっては、人為災害の発生を未然に防ぐため、開発の事前協議を行うとともに、給排水施設や消防防災施設、緑地の整備など開発者に対する適正な指導を行います。</li> <li>若者や高齢者、障がい者などに配慮した特定目的住宅の建設など、多様な公的住宅の整備を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画の活用</li> <li>建築協定の締結</li> <li>人為による災害防止に関する条例に基づく事前協議の実施</li> </ul>
25-3 耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修促進計画に基づき、公共建物の耐震化に取り組みます。</li> <li>耐震改修促進計画に基づき、民間建築物の耐震化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建物耐震化の実施</li> <li>民間建築物耐震化に関する啓発</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.59 民間住宅の耐震化率	平成23年(2011年) 3月31日現在 51.0%	39%増加 ↗	90%

第4章 施策26 公園・緑地の整備・充実

【現状と課題】

公園・広場は、子どもから高齢者まで多くの人々に親しまれる憩いの場であるとともに、災害時には避難地として活用され、かつ地域における貴重な緑の景観を形成しています。

本市には、8か所の都市公園<sup>1</sup>と6か所の自然公園<sup>2</sup>のほか、農村・海岸公園や広場、景勝地があります。これらの公園・広場は、豊かな水や緑、良好な環境にも恵まれ、各種イベントなどの催しやくつろぎの空間としても親しまれています。しかし、都市公園等の整備水準を示す指標である「1人当たり都市公園等面積」は5.8㎡であり、全国平均の9.7㎡（平成21年度（2009年度））を大きく下回っています。

このため、今後も引き続き、駐車場や周辺道路の整備を含めた質の高い新たな公園・広場の整備を推進していく必要があります。あわせて、既設公園についても、駐車場などの整備

【施策の方針】

利用者満足度の高い公園・緑地を創出するため、地域の特性や環境保全に配慮した公園・緑地の維持管理や景観の保全など、公園・緑地の整備・充実に努めます。

を進め、利用率を高める必要があります。

また、良好な景観形成を図る上でも公園・緑地の果たす役割は大きく、今後も四季折々の潤いとやすらぎのある景観づくりを目指していく必要があります。さらに、近年、市民ボランティア団体などの緑化推進活動の輪が広がってきており、これらの活動による地域で進める景観づくりが必要となっています。

26-1 都市公園の状況

名称	面積 (ha)
中央公園	0.2
境目児童公園	0.6
宇土駅前公園	0.2
宇土運動公園	6.4
宇土城山公園	1.7
入地北公園	0.1
入地南公園	0.3
宇土城跡西岡台公園	4.5

(都市計画課：平成23年3月31日現在)

1.都市公園：国又は地方公共団体が土地所有権等の権根を取得し、環境の保全、遊び場、防災等を目的とした都市施設として整備するもの。  
2.自然公園：一定区域を公園として指定し、土地利用の制限等により自然景観を保全するもの。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
26-1 公園・広場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の満足度を高めるため、運動公園や街区公園<sup>1</sup>（中央公園等）及び近隣公園<sup>2</sup>（城山公園等）など、既存公園における施設の整備・充実に努めるとともに、都市公園の指定や新たな都市公園の整備を検討します。</li> <li>自然環境の保全と人と自然との共生を基本として、住吉自然公園や立岡自然公園、轟泉自然公園、御輿来海岸公園など市民に親しまれる自然公園の整備・維持管理に努めます。</li> <li>市民広場においては、市民の交流拠点となるよう、屋外多目的ステージの設置に取り組みます。</li> <li>市内を流れる船場川などの水辺環境の保全を図るため、市民に身近な親水空間としての整備を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民広場屋外多目的ステージの建設</li> <li>都市公園管理事業</li> <li>緑地公園管理事業</li> <li>農村公園管理事業</li> <li>海岸公園管理事業</li> <li>街路樹管理事業</li> <li>自然公園管理事業</li> </ul>
26-2 緑地・景観保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい街並み景観を創出するため、違反広告物などの規制や景観条例を検討するとともに、歴史や文化遺産、自然景観、農村景観など優れた景観の保全に取り組めます。</li> <li>市民と行政との協働による景観づくりとさらなる市民意識の啓発を図るため、花いっぱい運動や緑化運動など市民活動を支援するとともに、道路整備にあたっては、沿道の緑化に取り組めます。</li> <li>良好な都市景観を形成するため、市民や企業、行政の連携により、地区計画や緑化協定<sup>3</sup>などの制定を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観行政団体である県との連携</li> <li>花いっぱい運動事業</li> <li>史跡宇土城跡保存整備事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.60 都市公園面積	平成23年(2011年) 3月31日現在 14.0ha	23%増加	17.2ha

1.街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園であり、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置。  
2.近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供する事を目的とする公園であり、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置。  
3.緑化協定：良好な自然環境を保全し、緑化を推進するため、土地所有者等と締結する協定のこと。

第4章 施策27 上水道等の整備・充実

【現状と課題】

従来、本市の上水道はすべて地下水に依存していましたが、水質や必要水量の確保などの関係から、平成10年(1998年)2月に上天草・宇城水道企業団を組織し、平成16年(2004年)2月から球磨川の上質水を飲料水として供給開始し、地下水との併用体制をとっています。今後も、安全でおいしい水を安定的に供給するため、水量の確保はもとより、水道施設の維持管理や改修、拡張を推進していく必要があります。

また、簡易水道施設利用地区及び水道未普及地区においても、地域住民の意向を尊重しながら、地域の実態にあった飲料水の安定的確保が必要です。

さらに、水は日常生活において最も大切なライフライン<sup>1</sup>のひとつであり、災害時などにおける供給制限や停止は市民生活や経済活動に極めて重大な影響を及ぼします。そのため、基幹施設の耐震化や非常時の給水体制の確保など、災害時における水道供給対策を充実す

【施策の方針】

安全で安定した飲料水を供給するため、水資源の確保や適切な施設整備、非常時における給水体制の確保など、上水道の整備・充実に努めます。

る必要があります。

水道事業は、水道料金を利用者から徴収し公営企業として運営しています。そのため、事業の健全化が重要であり、今後も人件費の抑制や管理経費等の節減など支出を押さえるとともに、水道料金の収納率の向上が必要です。

また、本市における水道料金は、上水道、簡易水道の別で水道施設の建設費用やその維持費などにに基づき算定されているため、個々の利用料金が設定されています。今後は、水道利用者の料金格差などから生じる不公平感の解消に配慮し、その統一に取り組む必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
27-1 水の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全でおいしい水を安定的に供給するため、適切な水道水質の管理、老朽管の更新など浄水施設・管路などの水道施設の計画的な整備に取り組みます。</li> <li>地域特性に合った水の安定供給のため、簡易水道を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管整備事業</li> <li>定期的な水質検査の実施</li> <li>水道施設の適切な維持管理</li> </ul>
27-2 危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における水道システム全体の安定性を高めるため、基幹施設の耐震化や主要な施設の多系統化などを進めるとともに、緊急時における給水体制の確保など災害を想定した水道水供給対策に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用給水袋の備蓄</li> <li>緊急用補修材の確保</li> </ul>
27-3 事業の安定運営の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な水道事業経営の確保に向け、管理経費の削減のために行政経費を見直すとともに、収納率の向上のために本市にあった収納システムの導入検討や徴収活動を強化します。また、有収率の向上と、水道料金の適正化を図ります。</li> <li>利用者の不公平感を解消するため、上水道と簡易水道における給水サービスの対価(水道料金)の格差是正を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な給水停止</li> <li>水道使用料徴収員による訪問徴収</li> <li>簡易水道料金の見直し</li> </ul>

27-1 水道給水戸数・給水人口・普及率の推移

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
上水道給水戸数(戸)	7,811	7,728	7,846	8,558	8,622
給水人口(人)	23,122	22,870	23,063	23,460	23,660
簡易水道給水戸数(戸)	1,713	1,864	1,870	1,880	1,881
給水人口(人)	5,923	5,653	5,462	5,494	5,334
普及率	75.1	73.9	73.9	75.4	75.5

(市水道課：各年度3月31日現在)

27-2 有収率の推移(水道課)

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
有収率 <sup>2</sup> (%)	76.7	75.5	77.3	80	85.5	88.0

(市水道課：各年度3月31日現在)

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.61 水質基準不適合率	平成21年度(2009年度) 0.0%	現状維持 ➡	0%
指標 No.62 水源利用率	平成21年度(2009年度) 65.4%	9.2%増加 ↗	75%
指標 No.63 水道管耐震化率	平成21年度(2009年度) 9.4%	2.0増加 ↗	11%
指標 No.64 有収率	平成21年度(2009年度) 85.5%	7.5%増加 ↗	93%

1. ライフライン：電気・ガス・水道など、市民が日常生活を送る上で必要不可欠な公共施設のこと。

2. 有収率：配水した水のうち、料金の対象となった水の割合のこと。

第4章 施策28 下水道等の整備・充実

【現状と課題】

本市の公共下水道は、昭和48年度（1973年度）から整備に着手し、現在、認可区域864haのうち、公共下水道区域\*は762haに達しています。これを市域全体の人口割りで見ると、70.3%が公共下水道により処理されていることとなります。今後も引き続き、生活排水及び汚水を適切に処理するため、下水道の整備拡大を図り、未整備区域の解消に取り組む必要があります。また、終末処理場についても、認可区域拡大に伴う流入下水量の増加にあわせた計画的な整備を行っていく必要があります。

現在、公共下水道区域外及び集落排水事業認可区域外における生活排水・汚水処理については、浄化槽設置などにより対応しています。しかし、し尿汲み取りや、し尿などの汚水のみを処理する単独処理浄化槽については、その他の生活雑排水を未処理のまま排水路などに流出していることなどから水質汚濁の主な要因となっています。今後も、公共用水域の水質を保全するため、浄化槽の普及の促進と適正な維持管理の助言・指導及び啓発を推進する必要があります。

28-1 公共下水道の普及率の推移

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
普及率(%)	67.6	68.2	69	69.5	70.3

(市下水道課：各年度3月31日現在)

【施策の方針】

快適で衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業や集落排水事業、浄化槽設置事業など、その地域の特성에あった最も効果的・効率的な下水道等の整備充実に努めます。

また、昭和40年度（1965年度）に設立された宇城広域消防衛生施設組合については、公共下水道の普及により、し尿処理量に変動が見られることから、効率的な施設の運用が必要です。

【施策の展開】

施策	個別施策の概要	主な取り組み
28-1 下水道の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道未整備区域の解消を図るため、認可区域を計画的に見直しなが、認可区域内の整備と土地利用動向に合わせた未整備地区の整備に取り組みます。</li> <li>生活排水・汚水の処理を適切に行うため、管路施設などの適正な維持管理に努めます。</li> <li>終末処理施設の運転に支障を来さないよう、老朽化に対応して早急な改修更新を図るとともに、より高度で環境に配慮した処理を行います。</li> <li>廃棄物循環型社会の構築に向け環境への負荷を軽減するため、汚泥・処理水などを有効に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管の埋設工事</li> <li>公共樹の設置工事</li> <li>公共樹の修理</li> <li>管内清掃（汚物の除去及び洗浄）</li> <li>終末処理場改築更新</li> <li>下水道施設の改築と機能増設実施による環境負荷の軽減</li> <li>下水処理により発生する脱水汚泥の有効利用</li> </ul>
28-2 その他の生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道認可区域及び集落排水事業認可区域外における適切な生活排水処理及び汚水処理のため、浄化槽の設置に取り組みます。また、適正な維持管理が図られるよう指導・監視体制を強化します。</li> <li>公共下水道の普及によるし尿処理量の変動に対応した効率的な施設運用のため、収集体制の適正化を図るとともに、処理施設の老朽化などに対しては、必要に応じた補補・改修を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽設置補助事業等</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.65 水洗化率(公共下水道+漁業集落排水+浄化槽)	平成22年(2010年) 4月1日現在 68.7%	6.5%増加 ↗	75%
指標 No.66 普及率(公共下水道+漁業集落排水+浄化槽)	平成22年(2010年) 4月1日現在 79.6%	4.8%増加 ↗	84%

第4章 施策29 生活交通手段の充実

【現状と課題】

本市の公共交通は、JR鹿児島本線・三角線の鉄道と、国道や県道を中心に走る路線バスが運行されています。公共交通機関は、市民の貴重な日常交通手段として不可欠であり、本格的な高齢化社会の到来や環境への負荷低減の必要性の観点から、その役割がますます重要になっています。

鉄道は、本市に6つのJR駅がありますが、利用者は年々減少傾向にあります。各駅の地理的特性に応じ、利便性の向上を図る必要があります。

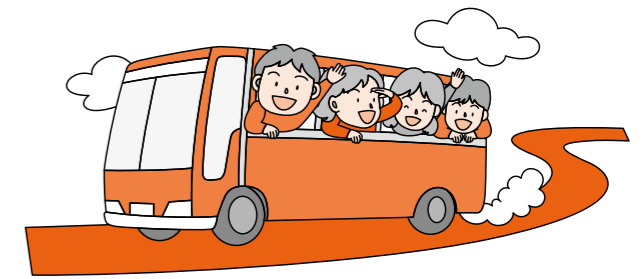
路線バスについても同様に利用者が年々減

【施策の方針】

市民の交通需要に対応するため、公共交通体系の整備を促進するとともに、地域の実情を踏まえた体系的かつ効率的な公共交通機関の運行を図るなど、生活交通手段の充実に努めます。

少し、バス事業者だけの努力では路線の維持ができない状況にあります。本市では、バス事業者が運行する赤字路線に対して、地域住民の交通手段を確保するため補助を行っていますが、年々補助額が増大しています。今後は、利用促進に向けた取り組みを行うとともに、さらなる市民生活の利便性向上を図るた

め、市民のニーズと地域の実情を踏まえたきめ細かな公共交通施策を検討する必要があります。



29-1 宇土駅及び三角線各駅乗降客数 単位：人

駅名	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
宇土駅	1,219,720	1,223,110	1,236,160	1,241,690	1,189,880
緑川駅	52,490	53,740	51,290	53,460	59,030
住吉駅	122,830	117,030	115,630	114,800	111,420
肥後長浜駅	47,290	45,900	43,950	41,360	41,190
網田駅	137,570	126,040	116,240	109,740	102,610
赤瀬駅	12,160	14,870	13,370	10,320	7,000

(JR九州：各年度3月31日現在)

29-2 市内を走るバスの路線

事業者名	起点	経由地	終点
九州産交バス(株)	松橋産交	宇土駅前～川尻市道(旧道)	県会議事堂前
	松橋産交	宇土駅前～川尻市道(旧道)	水道庁
	松橋産交	国町～川尻町(旧道)	交通センター
	松橋産交	宇土入口～元三町(3号バイパス)	交通センター
産交バス(株)	宇土本町1丁目	走湯農協前～並建	交通センター
	宇土市スポーツセンター	宇土入口～川尻町(旧道)	交通センター
	平木橋	緑川橋～川尻駅前(旧道)	交通センター
	松橋産交	済生会病院～県庁前	交通センター
	宇土駅前	赤瀬(三角)～東港	三角産交
熊本バス(株)	宇土本町2丁目	松橋	砥用中央
	宇土駅	城南～田迎	交通センター
	宇土駅	城南～クリア	中の瀬車庫
	宇土駅	城南	城南

(市企画課：平成23年3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
29-1 公共交通 体系の整備 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本市と直結している利点を最大限に活用するため、JR三角線の6つの駅の利便性の向上を促進します。</li> <li>地域住民の公共交通機関を確保するため、近隣市町やバス事業者との協議を行い、地方バス路線維持対策に取り組みます。</li> <li>公共交通機関を利用する通勤・通学者のための駐車場を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方バス路線維持対策事業</li> <li>宇土駅東新幹線高架下駐車場整備事業</li> </ul>
29-2 効率的な 公共交通の 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が利用しやすい公共交通体系確立のため、公共交通未整備地区へのコミュニティバス<sup>1</sup>や乗合タクシー<sup>2</sup>の導入など市民ニーズや地域の実情に応じた公共交通施策に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活交通確保対策事業</li> <li>地域公共交通会議の開催</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.67 コミュニティバス・乗合 タクシー導入地区数	平成23年(2011年) 3月31日現在 0地区	7地区増加 ↗	7地区

1.コミュニティバス：地域の共同体、もしくは自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバスのこと。

2.乗合タクシー：10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車のこと。

第4章 施策30 情報通信基盤整備の充実

【現状と課題】

自治体の行政情報システムは、各自治体独自のサーバ構築によって運用されています。そのため、サーバ等の高額機器の調達コストや運用費などが、個々の自治体の財政を圧迫しています。今後は、近隣自治体や同じシステムを利用している自治体と共同で利用できるソフトウェア<sup>1</sup>の開発や共同で運用できる環境整備の検討が必要です。

また、ネットワーク機器の老朽化により、トラブルが発生する確率も高くなり、行政サービスの効率化を妨げる要因となっています。今後は、情報システムの高度化に向けた機器整備などを行い、管理コストの低減に向けた取り組みが必要です。

現在、電子自治体サービスとして、電子入札などの電子申請受付システムを運用しています。今後も同システムの利用を推進するとともに、住民のニーズを踏まえた上で、利用でき

【施策の方針】

行政情報システムの強化や低コスト化を実現するため、電子自治体クラウド<sup>2</sup>化による電算システムの共同利用及び統合・集約化、自治体のサーバ<sup>3</sup>群のクラウド化、地域情報化の推進など、情報通信基盤整備の充実を図ります。

る業務の拡大や効率化、住民サービスの向上を図るために、どこからでも各種申請手続きが可能となる電子自治体の整備が求められています。

このため、市内情報格差の是正に向けて、高速インターネット接続サービスが提供されていない地域も、電子自治体のサービスを受けられるように、情報通信事業者のエリア拡大が必要です。



1.ソフトウェア：コンピュータシステム上で何らかの処理を行うプログラムや手続き、およびそれらに関する文書のこと。  
 2.クラウド：クラウドコンピューティングの略称のこと。クラウドコンピューティングとは、データを自分のパソコンや携帯電話ではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのこと。  
 3.サーバ：利用者からの要求に対して何らかのサービスを提供するシステムで、業務用の比較的大型のコンピュータのこと。  
 4.ICT：情報・通信に関連する技術一般の総称。従来ひんぱんに用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられる。  
 5.住民基本台帳カード：電子政府・電子自治体の申請において必要となる、個人情報を記録したカードのこと。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
30-1 電子自治体クラウド化への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムの効率化・低コスト化に向けて、電算システムのクラウド化を推進するとともに、可能なものから順次システムの統合化や集約化を行い、情報システムの再構築を進めます。</li> <li>運用コストを削減するため、情報化に対応できる人材を育成するとともに、情報セキュリティを確保しつつ、「所有」から「利用」への手法に転換します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新電算システム事業</li> </ul>
30-2 情報クラウド化の推進と低コスト化の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の標準化・システム運用コストの削減・情報セキュリティ対策の強化を実現するため、情報システムのクラウド化に取り組みます。</li> <li>情報セキュリティ対策を強化するため、データをパソコン内部で管理しないシンクライアント方式の検討や情報通信機器の整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理事業</li> </ul>
30-3 ICT <sup>4</sup> 活用の行政の電子化及び行政サービスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の利便性と行政事務の効率化を高めるため、電子申請受付システムの利用拡大を図るとともに、利用者の需要見込みを検証しながら、インターネットを利用した電子申請の環境整備に取り組みます。</li> <li>市民が便利だと実感できるICTを活用した電子行政サービスの効率化を図るため、電子申請などの基盤となる住民基本台帳カード<sup>5</sup>の普及などに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子自治体の体制整備事業</li> </ul>
30-4 地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内情報格差の是正を図るため、情報通信事業者へ高速インターネット接続サービス提供地域のエリア拡大を要請します。</li> <li>公共施設（地区公民館や会議室など）においては、市民が利用できるインターネット環境の基盤整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット環境整備に伴う要望活動の実施</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.68 電子申請利用者数	平成23年(2011年) 3月31日現在 72人	40%増加 ↗	100人
指標 No.69 インターネット接続会議室・地区公民館など	平成22年(2010年) 4月1日現在 1箇所	7箇所増加 ↗	8箇所



第5章 みんなで育む！  
伝統と学びに感謝の  
まちづくり 【教育・文化】

第5章 施策31 就学前教育の充実

【現状と課題】

幼児期は、基本的な生活習慣をはじめとした関心や意欲、心情などが著しく発達し、人間として「生きる力」が育まれ、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児期の健全な育ちのためには、親子の信頼関係や、地域において家庭外の様々な人々とのふれあいを体験するといった環境が必要です。

しかし、近年は、少子高齢化や核家族化、高度情報化など社会環境が大きく変化しており、教育の原点である家庭の教育力の低下が指摘されています。そのため幼児期教育を通して適切な教育環境を提供することが重要となっています。

本市では、「幼児期の特性を生かし、遊びを重要な学習として位置づけ、一人ひとりの幼児に生きる力の基礎を育成する」という基本

【施策の方針】

子どもが豊かな感性を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、組織的、計画的な指導のもと、自ら学ぶ意欲や学ぶ力を養い、一人ひとりの特性に応じて発達の課題に即した指導を行い、小学校入学以降の発達を見通した幼児教育の充実を図ります。

理念に基づき、公立の宇土幼稚園及び花園幼稚園で幼児教育を行っています。今後も、本市公立幼稚園を地域の幼児期教育の拠点として、家庭教育に対する支援機能を充実する必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
31-1 幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの幼児に生きる力の基礎を育成するため、公立幼稚園において、自我の形成を図りながら、小学校入学以降の発達を見通した社会性・道徳性を身につけていくための学習機会の充実に努めます。</li> <li>保育所や小学校との連携に努めるとともに、施設の整備やスタッフの充実を図ります。</li> <li>幼稚園教育の振興を図るため、幼児の就園にかかる子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園就園奨励事業</li> </ul>
31-2 家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭における教育の向上を図るため、子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに地域社会全体で幼児を育成する体制づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園通信による子育て情報提供</li> </ul>

31-1 幼稚園児童数の推移 単位：人

年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
宇土幼稚園	169	150	150	139	129
花園幼稚園	95	92	78	98	105
合計	264	242	228	237	234

(市学校教育課：各年度5月1日現在)



第5章 施策32 学校教育の充実

【現状と課題】

平成20年(2008年)に学習指導要領が改訂され、小学校においては平成23年度(2011年度)から、中学校においては平成24年度(2012年度)から新学習指導要領が完全実施されます。新学習指導要領においては、「生きる力を育む」という基本理念は受け継がれており、基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力などの育成が唱われております。

本市では、基礎・基本の定着や個性を伸ばす教育を推進しています。また、外国語指導助手(A L T)<sup>1</sup>5名体制で国際理解教育や外国語教育にあたるとともに、全ての小・中学校にパソコンを整備し、インターネットを活用した情報教育を行うなど、社会の変化に対応した国際化・情報化教育を推進してきました。今後とも、指導体制の充実のため職員研修を充実するとともに、情報ネットワーク化を推進し、その有効な活用を図っていく必要があります。

【施策の方針】

「知・徳・体」の調和のとれた、人間性豊かで自己教育力と社会の変化に主体的に対応できる能力を備え、心身ともに郷土愛に燃えるたくましい子どもを育成するため、学校教育の充実を図ります。

また、「生きる力」においては、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力の育成も唱われており、体力向上のための取り組みの充実を図るとともに、道徳教育や体験学習などを通して、思いやる心や感動する心など豊かな人間性を培い、心身ともに健全な児童生徒を育くむための教育がますます重要になります。

学校給食については、給食センターから幼稚園や小学校、中学校へ1日約4,050食前後の配食をしています。児童・生徒の心身の健全な育成を図り、健康に生活するための基礎を培うという教育的意味合いは大きく、適切な栄養管理と衛生管理のもと地域の特色を活かした学校給食を推進していく必要があります。

市立の学校施設は、幼稚園が2園、小学校が7校、中学校が3校あり、平成23年度完了を目標に耐震性の向上のための改築又は改修及び就学の多様化に伴うバリアフリー化改修を実施しています。今後も、学校施設の老朽化

に伴う改修整備を計画的に進めていく必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
32-1 学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>確かな学力と充実した体力を備えたたくましい子どもの育成に努めます。</li> <li>地域に密着した特色ある教育を行うため、家庭や地域社会、ボランティアなどと連携して、開かれた学校の構築に取り組みます。</li> <li>いじめや不登校、問題行動など教育上の諸問題に対応するため、学校や家庭、地域社会との連携を強化します。</li> <li>健全な食生活に関する知識の習得と心身の健全な育成を図るため、郷土食や地元産の食材を使用するなど地域の特色を活かした学校給食を実施するとともに、食育を推進します。</li> <li>大学や専門学校等への修学を支援するため、奨学金制度を創設します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・専門学校等奨学金制度の創設</li> <li>そろばんの時間指導員派遣事業</li> <li>学力向上支援事業</li> <li>特別支援教育事業</li> <li>適応指導教室事業</li> <li>心の教室相談員活用事業</li> </ul>
32-2 教育施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性、防災性を備えた快適な学校環境を整備するため、学校の施設・設備の整備及び維持管理の徹底を図るとともに、老朽化した施設の調査及び改善を計画的に行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴城中第2グラウンドの整備</li> <li>老朽化対策事業</li> <li>エコ対策事業</li> </ul>

32-1 小学校生徒数の推移 単位:人

年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
宇土小学校	890	887	857	833	838
花園小学校	583	593	600	593	613
走湯小学校	160	152	147	143	133
緑川小学校	119	129	131	128	127
網津小学校	213	216	195	189	185
網田小学校	182	166	152	140	127
宇土東小学校	352	345	336	331	326
計	2,499	2,488	2,418	2,357	2,349

(市学校教育課:各年度5月1日現在)

32-2 中学校生徒数の推移 単位:人

年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
鶴城中学校	944	953	994	953	897
住吉中学校	192	185	169	165	148
網田中学校	108	95	92	90	87
計	1,244	1,233	1,255	1,208	1,132

(市学校教育課:各年度5月1日現在)

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.70 学校施設耐震化率	平成22年(2010年) 4月1日現在 88.9%	11.1%増加 ↗	100%

1.外国語指導助手(A L T):Assistant Language Teacherのこと。日本人外国語担当教員の助手として職務に従事する他、教育教材の準備や課外活動などに従事する。

第5章 施策33 スポーツの推進

【現状と課題】

健康志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い、スポーツに対するニーズが高まっています。本市では、幼児から高齢者までの幅広い年齢層の市民が多様なスポーツ活動に参加できる機会の提供を目的とした「NPO法人うとスポーツクラブ」が県内でいち早く結成され、より多くの市民がスポーツに親しむ機会を提供するなど活発な活動を行っています。今後も、その活動を支援するとともに、市民のニーズに応じたスポーツ大会や教室などを開催し、スポーツ参加による市民の健康体づくりを推進していく必要があります。

また、宇土市運動公園や宇土市スポーツセンターをはじめ、各地区のグラウンド・体育館などの体育施設については、いつでも安心安全な環境の下でスポーツができるよう、市民

【施策の方針】

すべての市民が、健康の増進と体力の向上を目指して、生涯を通じて日常的にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツを推進します。

が利用しやすい施設環境の整備や管理が必要です。

競技スポーツにおいては、本市出身者が国民体育大会や県民体育祭で活躍し、全国大会においても入賞を果たすなど、着実に競技力の向上が見られるため、今後も継続して強化していく必要があります。しかし、スポーツは優劣を争う競技スポーツだけではなく、スポーツ自体を楽しむレクリエーションスポーツも大事であり、市民総スポーツ参加を目指してスポーツ人口を拡大する取り組みが必要です。

このほか、市民のスポーツに対する多様なニーズに対応するためには、体育協会や体育指導委員協議会、各地区体育会、スポーツ振興審議会などの機関と連携を図り、指導体制の確立や普及推進を図っていく必要があります。

す。また、各種目協会指導者や体育指導委員、うとスポーツクラブ指導者など、質の高い指導者の確保にむけて取り組んでいく必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
33-1 多様なスポーツ 機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い年齢層の市民が気軽にスポーツに参加する市民総スポーツ参加を通じた体づくりを推進するため、各種団体などへの活動支援を行うとともに、市民のニーズにあったスポーツ大会・教室を開催します。</li> <li>市民の多様なスポーツに対するニーズに対応するため、競技スポーツの競技力向上やコミュニティスポーツによる体づくりを推進します。また、だれでも気軽に参加できるニュースポーツの振興や海洋スポーツの普及を図ります。</li> <li>安全安心な環境の下で施設が利用できるよう社会体育施設の改修を行うなど施設の適正な維持管理に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯スポーツ環境の整備</li> <li>各種大会開催事業</li> <li>社会体育施設の整備及び維持管理</li> </ul>
33-2 スポーツの 推進体制の 強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての市民が主体的に取り組む多様なスポーツの振興を支援するため、各種団体の育成と強化に取り組めます。</li> <li>地域に密着した指導者の発掘と養成のため、市民から広く指導者の募集を行うとともに、指導者の能力育成のため、様々な指導者講習会の受講を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体の育成、強化</li> <li>ニュースポーツの普及</li> <li>指導者の育成</li> </ul>

33-1 運動公園・スポーツセンター利用状況の推移(スポーツ振興課) 単位:人

年度		平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
運動公園	グラウンド	32,105	28,036	26,797	25,410	30,564
	テニスコート	13,041	11,819	24,543	23,553	23,870
	弓道場	2,842	2,362	2,485	4,052	2,860
	プール	9,800	10,174	10,759	11,308	9,273
	武道館	12,898	13,332	16,715	16,087	15,529
	体育館	60,638	76,559	72,651	77,613	77,785
	合計	131,324	142,282	153,950	158,023	159,881
スポーツセンター	体育館	19,348	18,547	16,118	19,077	15,945
	グラウンド	20,495	19,471	27,848	20,390	19,501
	プール	638	547	769	702	855
	テニスコート	8,454	10,824	8,802	7,731	8,607
	キャンプ場	20	8	85	430	746
	合計	48,955	49,397	53,622	48,330	45,654

(市スポーツ振興課:各年度3月31日現在)

33-2 NPO法人うとスポーツクラブの会員数及び指導者数の推移(スポーツ振興課) 単位:人

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
会員数	1,312	1,069	1,064	1,083	1,041
指導者数	187	202	195	182	181

(市スポーツ振興課:各年度3月31日現在)

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.71 うとスポーツクラブ会員数	平成21年度(2009年度) 1,041人	25%増加 ↗	1,300人
指標No.72 運動公園利用者数	平成21年度(2009年度) 159,881人	10%増加 ↗	175,900人
指標No.73 スポーツセンター利用者数	平成21年度(2009年度) 45,654人	10%増加 ↗	50,200人

第5章 施策34 生涯学習の推進

【現状と課題】

今日、余暇時間の増大や価値観の多様化、高齢化の進展など社会構造の変化の中で、ゆとりと生きがいのある生活が求められており、生涯にわたる主体的な学習に対する市民の関心は高まっています。このような中、本市では、生涯学習講座や各公民館での成人講座、子ども地域活動など様々な生涯学習活動を展開しています。

また、図書館を生涯学習の拠点として位置づけ、様々な年齢層のニーズに対応した図書の実質や、本に親しむための読書環境の整備に取り

【施策の方針】

市民一人ひとりが、生涯学習活動を通じて、心豊かに生き生きとした生活を営むことができるよう、子どもから高齢者まで自主的な学習ができる生涯学習を推進します。

組んでいます。平成17年(2005年)には「宇土市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成21年度(2009年度)策定の宇土市教育立市プランにおいても次世代を担う子どもの健全な成長や豊かな情操を育むため、子どもの読書活動の推進を位置づけています。なお、子ども

の読書には保護者への働きかけが重要です。

今後も、市民の主体的な学習を促す情報の提供や学習機会の提供に取り組んでいく必要があります。



34-1 生涯学習講座・地区公民館等講座等開設状況の推移

年度		平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
生涯学習講座	講座数(講座)	9	11	18	16	15
	受講者数(人)	1,722	2,060	2,376	2,019	1,476
地区公民館・成人講座	講座数(講座)	7	7	7	7	7
	受講者数(人)	2,392	1,826	1,582	1,819	1,533
地区公民館・生涯学習講座	講座数(講座)	10	5	5	5	5
	受講者数(人)	867	556	630	410	406
その他	講座数(講座)	33	35	35	34	36
	受講者数(人)	1,855	2,745	2,796	2,201	1,964
合計	講座数(講座)	59	58	65	62	63
	受講者数(人)	6,836	7,187	7,384	6,449	5,379

(市生涯学習課:各年度3月31日現在)

34-2 図書館貸出状況の推移

年度		平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
貸出者数(人)	一般	18,622	18,434	18,358	18,516	18,858
	児童	6,143	5,793	5,995	6,276	5,575
	総数	24,765	24,227	24,353	24,792	24,433
貸出冊数(冊)	一般	51,405	50,141	47,222	48,018	49,240
	児童	30,884	34,399	38,479	40,004	35,889
	総数	82,289	84,540	85,701	88,022	85,129

(市生涯学習課:各年度3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
34-1 学習の機会及び情報の提供	・市民が主体的に取り組む学習活動のきっかけとするため、学習の機会と情報を提供します。	・生涯学習講座の実施 ・地区公民館成人、生涯学習講座の実施
34-2 生涯学習環境の整備	・生涯学習の場として、公民館・学校施設の有効活用や図書館の整備に取り組めます。	・地区公民館施設整備改修 ・保育園や幼稚園、小中学校との連携
34-3 読書活動の推進	・市民の読書活動を促進するため、図書館の蔵書を充実しサービスの向上に取り組むとともに、地区公民館など図書コーナーの活用を促進します。 ・子どもが読書に親しみ、知る喜びを感じることができるよう、ブックスタート事業など家庭や学校、地域が一体となった読書環境づくりに取り組めます。	・ブックスタート事業 ・読み聞かせ事業 ・公民館等への配本 ・図書館まつり ・ボランティアの育成

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.74 生涯学習講座・地区公民館講座等の参加者数	平成21年度(2009年度) 5,379人	10%増加 ↗	5,900人
指標No.75 市民一人当たりの図書貸出数	平成21年度(2009年度) 2.2冊	14%増加 ↗	2.5冊

第5章 施策35 青少年の健全育成

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行,都市化,情報化の進展などにより,青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。また,家庭や地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んでいる中で,次代を担う青少年の育成を地域社会全体の課題として考えていくことが重要となっています。

本市では,小中学校での職場体験やボランティア活動などの体験学習や,各地区における地域の資源や人材などを活用しながら,様々な体験活動を行う取り組みが進められています。

今後も,地域活動や青少年の団体活動を通じて,子ども同士や地域の人達との交流を図るとともに,心豊かな青少年を育成する環境を整備していく必要があります。

【施策の方針】

青少年が社会的に自立し将来の目標を掲げ,その実現に向けて取り組んでいくことを促進するため,地域や家庭,学校,関係機関・団体と連携し,家庭における教育力の向上や多様な交流・体験活動の機会の提供に取り組むなど,青少年の健全育成に努めます。



【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
35-1 家庭教育の強化と地域社会の連携	・ 青少年の地域外活動や社会参加を促進するため,学校や家庭,地域社会が連携してボランティア活動や体験活動の機会の充実を図ります。	・ 地区公民館子ども地域活動の実施 ・ 児童通学合宿活動
35-2 非行防止,相談活動の推進	・ 青少年の悩みの解決や非行を防止するため,青少年センターを核として,関係機関との連携を強化し,補導や相談活動を推進するとともに,健全な環境づくりのための啓発活動や環境浄化活動に取り組めます。	・ 補導活動の実施 ・ 広報紙による啓発 ・ 相談活動の実施

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度(2014年度)
指標 No.76 青少年の不良行為者数	平成21年度(2009年度) 85人	20%減少 ↓	68人
指標 No.77 検挙された非行少年数	平成21年度(2009年度) 33人	20%減少 ↓	26人
指標 No.78 地区公民館子ども地域活動の参加者数	平成21年度(2009年度) 965人	4%増加 ↑	1,000人

第5章 施策36 人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人権問題は、憲法が保障する基本的人権を侵害する重大な問題であり、同和問題をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関する様々な人権問題が依然として存在しています。平成12年(2000年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権施策の実施が地方公共団体の責務として位置づけられました。本市においても平成22年(2010年)3月に「宇土市人権教育・啓発基本計画」を策定し、地域の実情を踏まえ推進していくこととしています。

本市では、地区公民館成人講座など、さまざまな人権課題についての学習会の開催や各種研修会への参加を促進するとともに、人権意識の高揚を図るため、人権フェスタの開催や広報などを通じた啓発活動を行ってきました。

また、市職員に対しても、人権研修会を定期的に開催しており、外部で開催される研修会などについても積極的に参加し、人権問題の解決に向けた意識啓発に努めています。

さらに、学校教育においては、児童・生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

今後も、市民一人ひとりが、人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、同和問題をはじめとするあらゆる差別や偏見をなくすよう啓発や教育に取り組んでいく必要があります。

【施策の方針】

すべての人の基本的人権が尊重され、共に生きることができる社会を構築するため、人権教育・啓発を推進します。



【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
36-1 研修会等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員をはじめとして、市民に対しても人権問題に対する認識と理解を深めるために学習会の開催や研修会等への積極的参加を促進します。</li> <li>児童生徒の人権問題に対する認識と理解を深めるため、学校教育において、人権教育推進体制を確立するとともに教職員研修の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育事業</li> <li>人権啓発事業</li> <li>職員人権研修事業</li> <li>人権の花運動の実施</li> </ul>
36-2 広報、啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の人権問題に対する認識と理解を深めるため、広報などを通じて人権尊重のための啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙による啓発</li> </ul>
36-3 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権を侵害された市民の救済を図るため、関係機関と連携して、人権相談体制などの充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特設人権相談所の開設</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.79 人権学習出前講座の参加者数	平成21年度(2009年度) 66人	50%増加 ↗	100人

第5章 施策37 文化財の保存・活用

【現状と課題】

長い間にわたって継承されてきた有形文化財や埋蔵文化財、民俗文化財などの文化遺産を後世に保存継承していくことは、現代に生きる私たちの責務であるといえます。

本市には、国指定の史跡「宇土城跡」や「肥後向野田古墳出土品」をはじめ、県指定9件、市指定106件の指定文化財があり、全国的にみても誇るべき数多くの文化財が残されています。このような文化遺産を見学するために訪れる市内外からの来訪者が増加していることから、文化財の除草清掃や解説板設置を継続的に実施していますが、文化財の保存施設や誘導サインなどの整備が充分とはいえず、受け入れ体制が整っているとはいえないのが現状です。

また、開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査については、年々、開発事業者からの照会件数や試掘確認調査件数が増加しており、開発にかかる埋蔵文化財の調査と保護が課題となっ

【施策の方針】

地域に継承されてきた貴重な文化遺産を後世に正しく伝えていくため、調査・研究などを通じた掘り起こしやその成果を積極的に公開するなど、文化財の保存・活用に努めます。

ています。さらに、県指定文化財の「宇土御獅子舞」や「雨乞い大太鼓」などの古くから継承されてきた民俗文化財についても、後継者の育成や担い手不足が課題といえます。

今後は、文化財の保存はもちろん、長年の調査研究で明らかになった宇土の歴史を積極的に公表するとともに、発掘調査や市史編纂事業などで蓄積された膨大な資料を積極的に公開し、行政と市民やボランティア団体との協働によって郷土の文化遺産の価値を磨き上げ、まちづくりに活かす取り組みを推進する必要があります。

37-1 指定文化財の状況 ※平成22年(2010年)3月31日現在

■ 国指定

種別	名称	所在地	指定年月日
記念物(史跡)	史跡宇土城跡	神馬町	昭和54年(1979年)3月12日
重要文化財(考古資料)	肥後向野田古墳出土品	浦田町	昭和54年(1979年)6月6日

■ 県指定

種別	名称	所在地	指定年月日
記念物(史跡)	仮又古墳	恵塚町	昭和57年(1982年)8月28日
// (史跡)	楢崎古墳	花園台町	昭和50年(1975年)11月11日
// (史跡)	網田焼窯跡	上網田町	昭和51年(1976年)2月12日
// (天然記念物)	栗崎の天神樟	栗崎町	昭和44年(1969年)3月20日
有形文化財(彫刻)	木造釈迦如来坐像	岩古曾町	昭和44年(1969年)3月20日
// (彫刻)	木造弥陀如来坐像	岩古曾町	昭和44年(1969年)3月20日
// (彫刻)	木造薬師如来坐像	岩古曾町	昭和44年(1969年)3月20日
民俗文化財	宇土雨乞い大太鼓及び関連資料	宮庄町	平成14年(2002年)10月18日
民俗文化財(無形)	宇土の御獅子舞	本町1丁目	昭和36年(1961年)6月26日

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
37-1 文化遺産の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な文化財の掘り起こしと保存に努めるとともに、市内に所在する城跡や古墳などの文化財を適正に管理し、来訪者の受け入れ体制を整え、全国的にも著名な曾畑貝塚や轟貝塚の出土品をはじめとする膨大な資料についても適切に管理し、公開します。</li> <li>伝統芸能や地域文化を後世に継承するため、保存などに取り組む活動団体を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護関連事業</li> <li>史跡宇土城跡保存整備事業</li> <li>指定文化財管理事業</li> </ul>
37-2 文化遺産の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>名所旧跡をまちづくりに活用するため、ルート整備やパンフレットの作成、ボランティアガイドの育成に取り組めます。</li> <li>郷土への誇りや郷土愛の醸成を図るため、これまで収集した歴史・文化資料を積極的に公開するとともに、歴史探訪講座や出張(出前)講座、展覧会を開催します。</li> <li>郷土の歴史を肌で体感できるよう、古代船「海王」体験乗船イベントや宇土城跡体験発掘、復元作業が行われている藩窯・網田焼を活用した参加体験型イベントを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小西行長関連事業</li> <li>歴史資料保存活用事業</li> <li>馬門石調査活用事業</li> <li>市内重要遺跡保存活用事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度(2014年度)
指標 No.80 網田焼の里資料館 来館者数	平成21年度(2009年度) 705人	20%増加 ↗	850人
指標 No.81 大太鼓収蔵館来館者数	平成21年度(2009年度) 3,908人	20%増加 ↗	4,700人
指標 No.82 歴史探訪講座参加者数	平成21年度(2009年度) 169名	40%増加 ↗	240名

第5章 施策38 文化・芸術活動の推進

【現状と課題】

文化・芸術活動は、心ゆたかで活力ある社会を築いていくうえで重要な役割を持っています。

本市では、市民の芸術活動を促進し、また、市内各文化団体及び個人相互の連絡協調を図るとともに、本市文化の振興に寄与することを目的とした、「宇土市文化協会」があります。同協会には、57団体、約600名が所属しています。主な活動としては、11月3日の文化の日にあわせて開催される、生け花展や美術品の展示、詩吟、日舞など各団体の日々の文化活動の発表の場となっている宇土市芸術文化祭

【施策の方針】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、活動環境の整備や文化団体の育成、NPOや地域団体などと連携した文化体験プログラムの実施など、文化・芸術活動を推進します。

があげられます。

また、江戸時代から残る「雨乞い大太鼓」は、本市を代表する芸術文化のひとつであるため、毎年開催されている「宇土大太鼓フェスティバル」への支援や、市民を対象とした太鼓教室の開催など、太鼓文化の保存継承と活用

に取り組んでいます。市民会館では、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的とした文化体験プログラムを実施するとともに、市内の文化団体と連携を図りながら、市民が親しみを持てる質の高い舞台芸術を提供するなど、「文化の香り高いまちづくり」を推進しています。

市民の芸術・文化活動に対するニーズに柔軟に対応していくためには、市民会館を芸術

文化の発信拠点とし、NPOや各文化活動団体などと連携しながら、市民が文化活動に参加できる機会を創出するとともに、文化団体などが主体的に活動できるよう支援していく必要があります。

38-1 宇土市文化協会所属団体一覧 ※平成22年(2010年)4月1日現在

種目名	団体名	会員数	団体名	会員数	団体名	会員数	
児童文化	児童文化	3					
俳句	宇土俳句会	8					
音楽	コールブレイセス	24					
箏曲	宇土里弦会	13					
謡曲	宇土喜多会	7					
美術	宇土美術協会	5	宇土水墨画の会	15			
手芸	押し絵	1	紙粘土教室	5	木目込人形愛好会	20	
	戸塚刺しゅう	6	手描友禅	7	刺し子の会	10	
	プリザーブドフラワー	7	押し花	1			
茶道	表千家うと村木会	40	裏千家外井社中	10	表千家谷口社中	5	
	表千家森社中	13					
華道	小原流熊本南支部	19	華道池坊谷口社中	8	市老人福祉センター華道部	5	
	池坊森社中	18	華道高野山	1			
舞踊	金もくせいの会	13	藤間扇一会	3	花柳寿靖代社中	8	
	豊悦会	7	藤間裕太伽会	11	藤波吟祥会	17	
	藤間重美広会	8	花柳純志津会	3	西崎恭史洋会	9	
	日本舞踊紫扇会	8	夕凧会	6	日本舞踊日向会	1	
	あじさい会	8	網舞会	7	吉浪会	2	
	卯月会	14					
ダンス	オラ・ビューティフルフラム	5	叔・ワスダオ中田教室	16			
民謡	金秀会	8					
吟詠	蘇山流宇土支部	12			日本吟声流下野教室	2	
	三城吟詠道	20	桜玉流	6	詩吟道吟心流	2	
歌謡	あじさい会	6	宇土第三カラオケ	23	ふれ愛会	12	
	みずき会	11	はまゆう会	20	宇土愛好会	24	
	五月会	6					
写真	写真部	1					
						56団体	550人

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
38-1 市民の文化・芸術活動の支援	・市民の主体的な文化・芸術活動を促進するため、芸術祭や大太鼓フェスティバルを支援するとともに、関連情報の提供や文化活動団体への支援に取り組みます。	・文化・芸能活動の支援強化 ・文化振興対策事業 ・大太鼓活用事業
38-2 文化体験機会・鑑賞機会の提供	・様々な市民が日常的に文化に触れ、その魅力を実感できるよう、文化体験プログラムの充実を図ります。 ・多くの市民が優れた芸術・文化に接することができるよう、市民会館を文化の発信拠点と位置づけ、多くの優れた公演などを招致します。また、演奏家による地域や学校での演奏を支援します。	・市民会館施設管理事業 ・自主文化事業 ・アウトリーチ事業

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度(2014年度)
指標No.83 宇土市文化協会所属団体数	平成22年(2010年)4月1日現在 56団体	7%増加 ↗	60団体
指標No.84 宇土市文化協会所属会員数	平成22年(2010年)4月1日現在 550人	9%増加 ↗	600人
指標No.85 自主文化事業参加者数(延べ人数)	平成21年度(2009年度) 5,900人	70%増加 ↗	10,000人
指標No.86 宇土市民会館利用者数	平成21年度(2009年度) 49,143人	10%増加 ↗	54,000人



第6章 7地区のまちづくり

第6章 施策39 宇土地区のまちづくり

【地区の特性】

宇土地区は、人口12,842人（平成22年4月1日現在）、面積3.92km<sup>2</sup>の市東部に位置する本市の中心地区です。国道3号と57号が走り、また、JR鹿児島本線と三角線との分岐点である宇土駅があるなど、交通の利便性が高い地域で、古くは宇土細川藩3万石の城下町として栄え、その街並みは今も受け継がれています。

【住民が考える地区の課題】

■元気がない中心部

宇土地区の中心部である本町通りは、長引く景気の低迷や商店の後継者不足、郊外型大型店の進出などの影響で元気がなくなっています。また、宇土地区には「船場橋」界隈や武家屋敷跡の歴史的建造物などが豊富にありますが、PR不足などから集客や観光につながっていません。今後は、本町通りの元気を取り戻すため、商業の振興や地域資源の活用を通じた、交流人口と定住人口増加策が求められています。

■人口の減少とコミュニティの希薄化

宇土地区は、市の中心部であるにも関わらず、人口が減少傾向にあり、少子高齢化や核家族化も進んでいます。また、市外からの転入者と既存住民との交流機会が少ないため、地域の一体感や連帯感が薄くなり、地域コミュニティが希薄化しています。このため、幅広い交流活動や地域活動の仕組みづくりが求められています。

■公共施設などの不足

宇土地区は、市の中心部であるにも関わらず、総合病院や小児科医などの医療施設が十分に整っておらず、公園や図書館、子育て施設など身近な生活環境も住民ニーズを満たしているとは言えません。今後は、身近な公共施設を充実し、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境づくりが求められています。

【まちづくりに対する住民の思い】

●活気のあるまちにしたい

宇土地区は、市の中心部として多くの商業施設や公共施設が集中しており、公共交通の便にも恵まれています。その利点を更に活かし、車がなくても買い物しやすい、生活するのに便利な活気あるまちづくりが望まれています。

●地域資源や交通の利便性を活かしたまちにしたい

宇土地区は、豊富にある史跡や宇土細川藩の文化財などを活用し、市内外の方が散策を楽しめるような工夫を行うことで、集客につなげていくことが望まれています。また、JRやバスなどの公共交通機関の利便性が良く、通勤や通学、観光などにも便利であるという利点をPRし、定住や観光客の増加につなげていくことが望まれています。

●住んでいるひとに優しいまちにしたい

宇土地区は、住民が安心して暮らせる人に優しい安らぎのあるまちとして、高齢者が快適に暮らせるためのきめ細かい配慮や子育て環境の充実が望まれています。また、情報提供の充実が必要とされており、宇土独自の取

り組みなどを幅広くお知らせするために、IT（情報通信）などを活用した広報・PRが望まれています。



船場橋付近

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み（※再掲含む）
39-1 中心市街地の活性化	・元気の源である中心市街地を郊外型大型店と共存可能な人々が集う活気あふれる場所とするため、商店経営の強化に努めるとともに、中心市街地の活性化に取り組みます。	・中心市街地活性化事業 ・地元産品を取り扱う直売所の設置 ・市民広場多目的ステージの建設
39-2 歴史的資源を活用したまちづくりの推進	・船場橋や歴史的建造物など豊富な地域資源を活かした歴史情緒あふれるまちを目指すため、地域資源の活用に取り組みるとともに、観光案内・PRの充実を図ります。 ・小西行長の人物像や国内外における功績を再評価するとともに、顕彰を行い、新たな地域資源の発見とこれからの宇土市の地域づくりに努めます。	・観光案内所整備事業 ・観光マップの作成 ・観光ルートの整備 ・小西行長関連事業 ・市内重要遺跡保存活用事業
39-3 コミュニティの活性化	・子どもから高齢者まで、幅広い世代の交流が活発に行われるまちを目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	・まちづくり活動支援事業 ・地区公民館の環境整備 ・自治公民館等整備事業
39-4 医療及び公共施設の充実	・住民がずっと住み続けたいと思える安心・安全で、安らぎのあるまちを目指すため、安心できる医療体制の充実にも努めるとともに、身近な公共施設の充実にも努めます。	・在宅輪番医制事業
39-5 JR宇土駅周辺の整備	・JR宇土駅を核とした熊本都市圏のベッドタウンを目指すため、JR宇土駅の積極的な活用を図るとともに、公共交通機関の利便性向上に努めます。	・宇土駅東幹線高架下駐車場整備事業
39-6 企業誘致の推進	・住民の働く場の確保を目指すため、JR宇土駅東口前に広がる広大な民間の未利用地を中心に、地場産業と競合しないサービス産業などの企業誘致に努めます。	・情報通信関連企業等に特化した企業誘致制度の新設

第6章 施策40 花園地区のまちづくり

【地区の特性】

花園地区は、人口9,330人（平成22年4月1日現在）、面積11.30km<sup>2</sup>の市東部に位置する地区です。雁回山や五色山の山裾、県道14号（旧国道3号）沿いに集落が形成され、その中間地帯には平坦な農地が広がっています。また、農村工業導入地域などには多くの企業が立地し、近年は市街地近くに商業施設の建設も進んでいます。

【住民が考える地区の課題】

■地域内交流の希薄化

花園地区は、人口流入により、近年人口が増加していますが、既存住民と新規転入者などとの交流の機会が少ないため、地域の連帯感が薄れつつあります。また、子どもが多い地域と高齢化が進む地域が偏在するため、花園地区内での世代間交流を盛んにし、地域コミュニティの醸成を図っていくことが求められています。

■子育てに関する施設などの不足

花園地区は、市内各地区の中で比較的に子どもが多い地域ですが、子育て環境が十分に整っているとは言えません。地元の保育園や児童クラブの収容人員は少なく、小児科医もないため、隣接する宇土地区や他市の保育園、病院などを利用している状況です。また、遊具を備えた公園が少なく、親と子が気軽に遊べる場が不足しているため、子育て世代が安心して子どもを育てられる環境づくりが求められています。

■交通・生活利便性が低い

花園地区も市内の他の地区と同様に農業の振興や雇用の場の確保が重要な課題として挙げられます。

また、花園地区は、国道3号・県道14号が通る交通の要衝地です。しかし、路線バスは県道14号及び花園町の一部しか通っておらず、市中心部への交通アクセスは非常に不便です。さらに、地区内には、道路整備や街灯設置が必要な箇所、防火設備が少ない区、水害の多い区があるなど、多くの課題を抱えています。今後見込まれる人口増加にも対応した生活基盤の整備が求められています。

■地域資源の活用不足

花園地区には、桜の名勝地である立岡自然公園や市スポーツセンターがあり、年間を通じて多くの人々が訪れているため、今後も施設管理などを更に徹底し、より利用しやすい施設にしていく必要があります。また、花園地区には、史跡や文化財も豊富にあります。整備が十分に行き届いていない箇所も見受けられるため、今後、地域資源を十分に活用したまちづくりを行うことが求められています。

【まちづくりに対する住民の思い】

●活気あるまち、明るいまちにしたい

花園地区に住み、働き、生き生きと暮らすため、雇用機会の確保や農業振興への取り組みが求められています。また、地区内で行われている様々な地域活動をより一層充実させ、地域コミュニティの強化を図り、魅力的で明るいまちを実現することが求められています。

●子ども達が将来も住み続けるようなまちにしたい

花園地区は、市内各地区の中で比較的若い世代が多い地域ですが、子ども達が地元を誇りや愛着を持ち、将来にわたって住み続けることが、地域の活力を維持するうえで重要です。そのために、子育てや福祉、道路、公共交

通などの生活環境が整った安心・安全で住みよいまちづくりが望まれています。

●環境と共生し、歴史と文化の香りが漂うまちにしたい

花園地区には、立岡自然公園に代表される豊かな自然や宇土の歴史を語るうえで欠くことができない重要な文化財が点在しています。花園の宝ともいえるこのような地域資源を市内外にPRし、これらの貴重な財産を未来の市民に引き継ぐことが望まれています。



【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み（※再掲含む）
40-1 コミュニティの活性化	・地域内の人と人のつながりや、地域に対する愛着の醸成を目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者などとの交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	・まちづくり活動支援事業 ・地区公民館の環境整備 ・自治公民館等整備事業 ・老人クラブ育成事業 ・老人会活動のサポートスタッフ配置
40-2 子育て環境の整備	・安心して子どもを育てることができる環境整備を目指すため、子育て支援体制の整備に努めるとともに、公園・広場の充実に努めます。	・次世代育成支援対策事業 ・学童保育事業 ・立岡自然公園管理事業
40-3 農業経営の確立	・元気な農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化を図ります。	・農業経営アドバイザーの任用
40-4 企業誘致の推進	・住民の働く場の確保を目指すため、花園工業団地への企業誘致の推進に努めます。	・トップセールスによる企業誘致 ・雇用促進活動
40-5 交通環境の整備	・将来的な人口増加に対応した生活環境を目指すため、生活道路の整備を図るとともに、効率的な公共交通の導入に取り組みます。	・生活交通確保政策事業 ・臨時道路整備事業 ・辺地道路整備事業 ・自然災害防止事業
40-6 防災・防犯の整備	・住民がずっと住み続けたいと思える安心・安全で、安らぎのあるまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、防犯体制の整備・充実に取り組みます。	・ため池等整備事業策定調査 ・農業用排水路整備事業 ・臨時道路整備事業 ・辺地道路整備事業 ・自然災害防止事業 ・防犯灯新設補助金の拡充
40-7 自然・文化資源を活かしたまちづくりの推進	・豊かな自然環境や文化財などの豊富な地域資源を活かした魅力あるまちを目指すため、地域資源の活用を図るとともに、観光案内・PRの充実に取り組みます。	・市内重要遺跡保存活用事業 ・観光案内所整備事業 ・観光マップの作成 ・観光ルートの整備

第6章 施策41 轟地区のまちづくり

【地区の特性】

轟地区は、人口3,084人(平成22年4月1日現在)、面積7.93km<sup>2</sup>の市街地の西南部にある宇土半島の付け根に位置する地区で、「轟水源」や「中世宇土城跡」など豊富な文化・観光資源に恵まれています。地区西部には樹園地が広がり、山の谷間に農地や集落が分布しています。また、地区の東側は市街地に隣接しているため宅地化が進んでいます。

【住民が考える地区の課題】

■交通基盤整備の不足

轟地区には良質な水があり、静かで住みやすい住環境のため、平成12年(2000年)頃まで人口が増加していましたが、近年は減少に転じています。市道南段原線が開通し交通アクセスは改善したものの、地域内道路はまだ狭小で、その多くは自動車の離合もできない状態です。定住を促すためには、きめ細かな交通基盤の整備を行い、住環境をさらに向上させることが求められています。

■観光資源の活用不足

轟地区には、「轟水源」や「大太鼓収蔵館」をはじめ、多くの史跡、名勝地が点在していますが、有効的な観光資源とはなっていません。魅力ある観光資源をPRするため、点と点を結ぶ観光ルートの整備が求められています。また、観光客から地元の経済効果を生み出すための受け皿づくりも求められています。

■農業人口の高齢化・後継者不足

轟地区は、農業が盛んな地域で、タバコや施設園芸などが多く営まれています。農業従事者の高齢化や後継者不足が顕在化しているため、後継者を育成する環境の整備が求められています。

【まちづくりに対する住民の思い】

●定住者が増えるまちにしたい

轟地区は、平地が多く市街地に隣接しており、近隣地域に比べて地価も安価です。また、地下水や河川ともに水質が良く、下水道など生活基盤の整備も充実している住宅地に適した地域です。しかし、近年は人口が減少しているため、地域の魅力を積極的にPRし、定住者の増加を図ることが望まれています。

●地域内交流が盛んなまちにしたい

轟地区は、住民活動が盛んで連帯意識が強い地域ですが、世代間交流や既存住民と新規転入者などとの交流の機会が減少しているため、地域の連帯感が薄れつつあります。そのため、地域内での交流機会の増加を図ることが望まれています。

●観光資源の活用と道路が整備されたまちにしたい

轟地区は、観光資源を豊富に有しているため、観光資源までの道路整備や駐車スペースの確保、特産品の販売などによる経済効果の仕組みづくりが望まれています。しかし、一方で、観光客の増加による住環境の悪化も懸念されているため、地域の住環境を維持した観光推進が望まれています。

●元気な農業のまちにしたい

轟地区では、夢の持てる元気な農業のまちづくりのため、統計指標などに基づいた現状の分析や耕作放棄地の解消、関係団体との連携、若い農業後継者を育てる環境整備など、将来を見据えた農業政策が望まれています。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み(※再掲含む)
41-1 生活環境の整備	人々が移り住みたくなる魅力的なまちを目指すため、快適な居住環境の確保に努めるとともに、生活道路などの整備を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用排水路整備事業</li> <li>臨時道路整備事業</li> <li>臨時河川整備事業</li> </ul>
41-2 コミュニティの活性化	地域内での人と人のつながりや、地域に対する愛着の醸成を目指すため、世代間交流や既存住民と新規転入者との交流機会の創出を図るとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり活動支援事業</li> <li>地区公民館の環境整備</li> <li>自治公民館等整備事業</li> </ul>
41-3 自然・文化資源を活用したまちづくりの推進	轟水源や大太鼓収蔵館などの豊富な地域資源を活かして、観光客が訪れたいまちを目指すため、地域資源の活用を図るとともに、観光案内・PRの充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光マップの作成</li> <li>観光ルートの整備</li> <li>公共サイン整備事業</li> <li>指定文化財管理事業</li> </ul>
41-4 文化遺産の継承	豊富な地域資源を後世に伝えていくため、文化活動の促進に努めるとともに、文化遺産の継承に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内重要遺跡保存活用事業</li> <li>史跡宇土城保存整備事業</li> </ul>
41-5 農業経営の確立	基幹産業である農業の振興による元気な田園都市を目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営体育成支援事業</li> <li>農業後継者育成対策協議会への支援</li> </ul>



中世宇土城跡

第6章 施策42 走潟地区のまちづくり

【地区の特性】

走潟地区は、人口2,121人（平成22年4月1日現在）、面積4.28km<sup>2</sup>の市北部に位置する地区です。一級河川緑川と浜戸川に囲まれた島状で平坦地の水田地帯が広がります。集落は地区内数か所に散在分布し、地区のほぼ中央を南北に縦断する国道501号沿いなどで小規模な宅地開発が見られます。

【住民が考える地区の課題】

■後継者不足による農業の衰退化

走潟地区は、稲作を中心とした農業が盛んに行われていますが、ここでも農業後継者不足が顕在化しており、耕作放棄地の増加による美しい田園風景の喪失が懸念されています。また、農業の衰退は、排水機場などの農業施設の整備の停滞にも繋がり、大雨時の河川の氾濫や家屋の冠水を引き起こし、住民の生命・財産に危険を及ぼす可能性が高くなることが予測されます。地域の宝でもある田園を守り育てるためにも、走潟地区には農業振興が求められています。

■住環境の整備不足

走潟地区には、スーパーマーケットや医療施設、介護施設などがなく、また、隣接する地域までの公共交通機関の整備も十分とは言えません。さらに、交番や駐在所もなく、防犯灯も少ないため、防犯面の不安も大きな課題です。世代を超えて、誰もが快適に安心して生活できるよう、住環境の整備が求められています。

■地域住民の交流の希薄化

走潟地区には、新興住宅地が形成されているため、新興住宅地の住民と、既存住民との交流が求められています。また、既存住民間の

交流も、幅広い世代の交流機会の減少などにより少しずつ希薄になってきています。走潟地区の活性化には、世代を超えた地域住民相互の活発な交流が求められています。

【まちづくりに対する住民の思い】

●美しい田園風景を後世に残すまちにしたい  
走潟地区は、圃場整備が完了し、景観的に優れた田園風景が続いています。この景観を後世に残していくため、農業基盤である用排水路及び農道の適切な維持管理を望まれています。また、耕作放棄地や荒地などの解消も景観保持には不可欠であるため、農業経営面においては、農業後継者の育成や農業経営の法人化、集落営農の促進、農用地の集積など、効率的な営農システムを確立するとともに、生産技術の向上を図っていくことが望まれています。

●こころの幸福度を高めるまちにしたい  
走潟地区は、市街地の生活とは違うこの地区特有のやすらぎのある地域性や人間性があります。また、子どもから高齢者まで世代間の親睦と融和が図られています。こころの幸福度を高めるためには、住民がこの地区の素晴らしさに気づき、誇りを持つとともに、地区の特性を活かした「やすらぎのあるまち」を創造し、世代間交流を活性化させることで、郷土を愛する人間づくりを高めることが望まれています。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み（※再掲含む）
42-1 田園環境の整備	美しい田園風景を後世に伝えていくため、自然環境と共存する農業農村整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営排水対策特別事業</li> <li>農業用排水路整備事業</li> <li>耕作放棄地解消対策事業</li> </ul>
42-2 農業経営の確立	効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業後継者育成対策協議会への支援</li> <li>農業担い手規模拡大推進事業</li> </ul>
42-3 防災・防犯の整備	住民誰もが安心して生活できる安全なまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、防犯体制の整備・充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯新設補助金の拡充</li> </ul>
42-4 交通環境の整備	生活環境が充実した住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に取り組むとともに、快適な居住環境の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活交通確保政策事業</li> <li>臨時道路整備事業</li> <li>臨時河川整備事業</li> </ul>
42-5 コミュニティの活性化	人間づくりや郷土を愛する心の醸成を目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者などとの交流機会の創出を図るとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校校庭芝生化整備事業</li> <li>まちづくり活動支援事業</li> <li>地区公民館の環境整備</li> <li>自治公民館等整備事業</li> </ul>



走潟の田園風景

第6章 施策43 緑川地区のまちづくり

【地区の特性】

緑川地区は、人口3,072人（平成22年4月1日現在）、面積9.07km<sup>2</sup>の市中央部に位置し、国道57号とJR三角線が東西に並行して走っています。国道南側の山麓・丘陵地には樹園地や畑が広がり、国道北側の大半は水田で、米や葉たばこなどの耕作が盛んです。また、農免道路沿いには工業団地が形成されています。

【住民が考える地区の課題】

■人口減少

緑川地区は、雇用環境や住宅供給の受け皿不足などによる若年層の転出などが人口減少の要因と考えられます。このため、企業誘致による働く場の確保や緑川駅周辺の宅地化など、人口定住・増加策が求められています。

■高齢者の活動の場の不足

緑川地区は、高齢者が活躍できる機会や場所が少ないため、高齢者の生きがいづくりが課題となっています。そのため、地域の行事などを通して、地域の伝統や慣習を継承することはもちろん、地域内交流を促進し、高齢者が活動する機会や場所を増やすことが求められています。

■農業人口の減少

緑川地区は、農業が盛んな地域で、葉たばこや施設園芸などが多く営まれています。農業従事者の高齢化や後継者不足が顕在化しているため、魅力ある農業政策や後継者を育成する環境の整備が求められています。

【まちづくりに対する住民の思い】

●魅力ある農業ができるまちにしたい

緑川地区には、米や葉たばこなどを中心とした農家が多くあります。しかし全国的に農

家は厳しい経営状況にあるため、農作物のブランド化など、魅力ある農業政策の推進が望まれています。

●JR緑川駅を中心に活気あるまちにしたい

緑川地区は、緑川駅から宇土駅までわずか5分、熊本駅までは約16分です。また、九州新幹線の全線開業により、博多駅まで約1時間で行くことができます。この地域の利便性を活かし、昔のように子どもの多い活気のあるまちにするため、踏切の拡張や道路整備、緑川駅周辺の宅地化など緑川駅周辺の整備が望まれています。

●人情あふれるまちにしたい

緑川地区は、地域の行事を通じた住民間の交流が活発に行われており、ご近所づきあいも盛んでしたが、近年は、衰退傾向にあるため、地域内交流の活性化が望まれています。また、緑川地区に現存する4基の「雨乞い大太鼓」は、この地区に豊かな地域共同体があったことを示しています。その伝統を受け継ぎ、後世に引き継いでいくため、住民交流が盛んな昔ながらの人情あふれるまちになることが望まれています。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み（※再掲含む）
43-1 企業誘致の推進	若者の雇用の場を確保するため、緑川工業団地への企業誘致の推進に努めます。	・トップセールスによる企業誘致 ・雇用促進活動
43-2 農業経営の確立	魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化を図ります。	・経営体育成支援事業 ・農業後継者育成対策協議会への支援
43-3 JR緑川駅周辺の整備	緑川駅を核とした熊本都市圏のベッドタウンを目指すため、緑川駅の積極的な活用を図るとともに、快適な居住環境の確保に努めます。	・定住対策事業
43-4 良好な土地利用の推進	地域高規格道路「熊本宇土道路」城塚ICの整備を見据えた人々が移り住みたくなる魅力的なまちを目指すため、自然と都市とが調和した土地利用に努めます。	・地域高規格道路整備に対する要望活動の実施
43-5 歴史・文化資源を活用したまちづくりの推進	恵まれた自然環境や歴史・文化資源などの豊富な地域資源を活かして、地域内交流が盛んなまちを目指すため、地域資源の活用に取り組みむとともに、文化活動の推進に努めます。	・市内重要遺跡保存活用事業
43-6 コミュニティの活性化	昔ながらの伝統文化を守り、人情あふれるまちを目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者などとの交流機会の創出を図るとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	・まちづくり活動支援事業 ・地区公民館の環境整備 ・自治公民館等整備事業



地域で守る緑川駅

第6章 施策44 網津地区のまちづくり

【地区の特性】

網津地区は、人口3,980人（平成22年4月1日現在）、面積15.77km<sup>2</sup>の市西部に位置する宇土半島の山間部を多く含む地域で、網津川沿いの山間部とその下流の平坦部や有明海沿岸部からなり、平坦部のほぼ中央を国道57号とJR三角線が東西に並行して走っています。また、国道南側の山間部や網津川中流域には農林集落が広がっており、国道北側の有明海沿岸部には漁業集落が広がっています。

【住民が考える地区の課題】

■自然災害への対応不足

網津地区を流れる網津川は、大雨や台風の際には常に氾濫をおこす危険性をはらんでおり、地域住民は大きな不安を抱えています。このため、災害に強い基盤整備が求められています。

■住環境の整備・公共交通の不足

網津地区内の公共交通機関には、JR三角線や国道57号を走る路線バスがありますが、利用者は一部の住民に限られています。このため、住民の多くが駅やバスの停留所までの距離が遠く、自家用車が利用できない高齢者などは、著しく不便な生活を余儀なくされています。また、地区内を通る県道58号（宇土・不知火線）は基幹道路にも関わらず、道幅が狭く、多くの場所で自動車の離合ができない状況にあります。そのため、自動車や自転車、歩行者が安心して通れる交通基盤整備が求められています。

■農業・漁業の不振

網津地区では、農業生産額や漁業生産額が減少しています。特にアサリの漁獲高が激減しており、有明海の再生は漁業従事者にとっ

て、まさに死活問題となっています。このため、有明海の再生による漁業振興や、農業振興が求められています。

【まちづくりに対する住民の思い】

●安心して暮らせるまちにしたい

網津地区は、少子高齢化が進んでおり、高齢者も安心して住むことができる住環境整備が望まれています。特に網津川沿いの住民は、大雨のたびに冠水の不安を強いられており、河川・堤防などの改修が強く望まれています。また、人のつながりを大切にしたい、高齢者も若者も生涯安心して暮らせる、心の安らぎのあるまちが望まれています。

●公共交通機関の充実したまちにしたい

網津地区では、駅やバスの停留所までの距離が遠く自家用車を利用できない多くの高齢者などのため、福祉バスや乗り合いタクシーなどの充実が望まれています。

●地域資源を活かしたまちにしたい

網津地区には、たくさんの地域資源があり、その中でも馬門石は「大王のひつぎ実験航海」で全国的に有名になったため、それらの地域資源を活かした地区の活性化が望まれています。また、網津川上流の棚田はホテルも飛び交う風光明媚な地であり、あじさいの名所である「住吉自然公園」や天然温泉「あじさいの湯」とともに網津地区観光の拠点として、活用していくことが望まれています。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み（※再掲含む）
44-1 生活環境の整備	住民誰もが安心して生活できる安全なまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、生活道路の整備に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部3期農免農道整備事業</li> <li>適正化事業</li> <li>臨時道路整備事業</li> <li>臨時河川整備事業</li> <li>自然災害防止事業</li> <li>辺地道路整備事業</li> </ul>
44-2 交通環境の整備	自家用車を利用できない住民などの移動手段を確保し、住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活交通確保政策事業</li> </ul>
44-3 コミュニティの活性化	これまで培われてきた住民同士のつながりを大切に、住民みんなが生涯安心して暮らせるまちを目指すため、世代間の交流や既存住民と新規転入者などとの交流機会の創出を図るとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり活動支援事業</li> <li>地区公民館の環境整備</li> <li>自治公民館等整備事業</li> </ul>
44-4 農業経営の確立	恵まれた自然環境を活かした魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営体育成支援事業</li> <li>農業後継者育成対策協議会への支援</li> </ul>
44-5 漁業経営の安定化	有明海の再生による元気な漁業のまちを目指すため、自然環境と共存する漁業・漁村整備を図るとともに、漁業経営の安定化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業従事者を交えた「漁業振興計画」の策定</li> <li>水産資源回復・基盤整備交付金事業</li> </ul>
44-6 自然・文化資源を活用したまちづくりの推進	恵まれた自然環境や馬門石などの豊富な地域資源を活かして、魅力あるまちを目指すため、地域資源の活用を図るとともに、観光案内・PRの充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光マップの作成</li> <li>観光ルートの整備</li> <li>公共サイン整備事業</li> <li>馬門石調査活用事業</li> </ul>
44-7 文化・技術遺産の継承	豊富な地域資源を守り、後世に伝えていくため、環境保全対策の充実を図るとともに、文化・技術遺産の継承に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内重要遺跡保存活用事業</li> </ul>

第6章 施策45 網田地区のまちづくり

【地区の特性】

網田地区は、人口3,871人（平成22年4月1日現在）、面積21.93km<sup>2</sup>の市最西部に位置し、地区内を国道57号線やJR三角線が通っており、宇土半島の高峰大岳の裾野に広がる山間部や丘陵部、平坦部、有明海海岸部で形成されています。海と山の豊富な農海産物などの地域資源を有し、近年、マリナーや物産館といった観光資源も整備されていますが、人口減少が顕著で過疎化が進んでいます。

【住民が考える地区の課題】

■人口減少

網田地区は、市内7地区の中で最も人口減少の激しい地区で、昭和33年（1958年・市政施行時）の人口約7,700人から平成21年度（2009年度）末現在では約3,900人までに激減しています。人口減少の要因は、地理的要因、雇用環境、住宅供給の受け皿不足、さらには人口減少から波及した地域商店の衰退など、様々な要因が複合して人口減少に陥っていると考えられます。これらのことから、人口減少に早急に歯止めをかけることが求められています。

■生活基盤整備の遅れ

網田地区は、国道57号と県道243号（郡浦・網田線）など主要道路とのアクセスが悪く大きな交通障害となっており、早急な改善が求められています。また、JRを利用する場合は熊本駅まで約35分しか要しない恵まれた立地条件を活かし、網田駅南乗降口の整備とそれに附帯する市道の新設などにより、民間による住宅供給を誘導するなど、生活基盤の整備促進が求められています。

■農林水産業の不振

網田地区は、基幹産業である農林水産業において近年、自然環境の変化に伴い安定的な収量が望めない状況にあり、特にアサリ貝の不漁は深刻で漁業環境の早急な改善が望まれます。加えて一般的に後継者不足による高齢化や兼業化などによる構造的な弱体化が進んでいます。今後は、販売・流通体制の強化による経営の安定化が求められています。

【まちづくりに対する住民の思い】

●教育と福祉の充実したまちにしたい

網田地区の海と山の豊かな自然環境や子育てに対する住民意識の高さは、健全な児童生徒を育む場に適し、また高齢者にとっては余生を楽しみながら生活できる里山の落ち着いた環境でもあることから、教育と福祉の充実したまちづくりが望まれています。

●地域資源を活かしたまちにしたい

網田地区は、豊かな自然に育まれた農海産物や御輿来海岸などの景勝地、網田焼に代表される陶芸及び観光施設であるマリナーや物産館、さらにはJR三角線の肥後長浜駅、網田駅、赤瀬駅の3駅や国道57号、県道243号といった交通基盤も含めた地域資源に恵まれています。これらの地域資源を観光拠点として活かしたまちづくりが望まれています。

●地域力を活かしたまちにしたい

網田地区は、住民の地域に対する愛着心が強く、住民相互の交流も盛んで、まちづくりやイベントなども自発的にできる「地域力」が現存する地域です。この「地域力」を活かしたまちづくりが望まれています。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み（※再掲含む）
45-1 教育のまちの推進	・恵まれた自然環境や子育てに対する住民意識の高さを活かして、充実した教育のまちを目指すため、幼児・学校教育の充実を図るとともに、青少年の健全育成に努めます。	・学力向上支援事業
45-2 高齢者福祉の推進	・余生を楽しみながら生活できる里山の落ち着いた環境を活かして、充実した福祉のまちを目指すため、高齢者福祉サービスの強化を図るとともに、社会参加と生きがい対策の推進に努めます。	・電動アシスト付自転車購入費助成事業
45-3 居住環境の整備	・JR3駅を核とした、住んでみたい・住み続けたいまちを目指すため、生活道路などの整備を図るとともに、快適な居住環境の確保に努めます。	・適正化事業 ・農業用排水路整備事業 ・臨時道路整備事業 ・辺地道路整備事業 ・臨時河川整備事業 ・定住対策事業
45-4 公共交通環境の整備	・自家用車を利用できない住民などの移動手段を確保し、住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に取り組みます。	・生活交通確保政策事業
45-5 良好な土地利用の推進	・地域高規格道路「宇土道路」の開通を視野に入れた、新しいまちを目指すため、自然と都市とが調和した土地利用に努めます。	・地域高規格道路整備に対する要望活動の実施
45-6 農業経営の確立	・魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農産物の高付加価値化を図ります。	・農業経営アドバイザーの任用
45-7 漁業経営の確立	・元氣な漁業のまちを目指すため、自然環境と共存する漁業・漁村整備に努めるとともに、漁業経営の安定化に努めます。	・漁業従事者を交えた「漁業振興計画」の策定 ・水産資源回復・基盤整備交付金事業
45-8 コミュニティの活性化	・住民力を活かしたまちを目指すため、コミュニティ活動の促進に努めます。 ・環境力を活かしたまちを目指すため、恵まれた自然環境だけではなく住民個々が地域とのつながりを大事にする風土づくりに努めます。	・まちづくり活動支援事業 ・地区公民館の環境整備 ・自治公民館等整備事業
45-9 地域資源を活用したまちづくり	・地域資源力を活かしたまちを目指すため、地域資源の活用に努めるとともに、観光案内・PRの充実に取り組みます。	・マリナー振興事業 ・観光マップの作成 ・観光ルートの整備 ・公共サイン整備事業 ・網田焼の里資料館運営事業

第7章 みんなで実現するまちづくり【協働・行財政運営】

第7章 施策46 地域コミュニティの再生

【現状と課題】

市民ニーズの多様化,少子高齢化の進行は,本市においても地域内の連帯感や相互扶助といったコミュニティ機能の低下を招いています。とりわけ,中山間地の過疎地域では,人口の減少や後継者の不足,農地や山林の荒廃,伝統行事や地域行事の衰退など集落機能の維持が難しくなることが予想されます。こうした地域社会の連帯感の形成に変化が生じている中で,新しい時代に対応した,より強い連帯感を持った地域社会の創造が求められています。

これからの地域づくりは,行政主導ではなく,地域住民が主体的に参加し,積極的に役割を担う地域住民主導の地域づくりが必要です。伝統文化の継承や住環境の整備,福祉の充実,教育・スポーツなど住民の自主的な活動を通して住民一人ひとりが地域に対して愛着と関心を深め,地域の諸問題の解決に向けて力を合わせるコミュニティづくりを促進する必要があります。

【施策の方針】

地域住民同士の協力による支え合いのまちづくりを促進するため,市民の多様なニーズに対応したコミュニティの形成と活動の拠点となるコミュニティ施設の整備に取り組むなど,地域コミュニティの再生に努めます。



46-1 公民館等利用者数の推移

施設名	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
中央公民館	36,386	29,455	33,925	36,680	30,640
地区公民館	32,016	31,593	30,501	27,222	26,097
網津公民館 網引分館	—	929	1,497	1,082	1,249

出典:中央公民館(各年3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
46-1 まちづくり 支援体制の 充実	・市民との協働によるまちづくりを促進するため,地域や市民団体が行うまちづくり活動などに対する支援に取り組みます。	・まちづくり推進課による市民活動の支援
46-2 自治活動の 推進	・地域住民同士の協力による支え合いのまちづくりを促進するため,地域の自治活動の活性化に努めます。	・まちづくり活動支援事業
46-3 コミュニティ 施設環境の 整備	・コミュニティとして利用しやすい環境づくりを推進するため,コミュニティ活動の場や地域住民の交流の場として利用されている公民館や集会施設,各種体育施設,公園などの環境整備に取り組みます。	・地区公民館の環境整備 ・自治公民館等整備事業

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.87 中央公民館利用者数	平成21年度(2009年度) 30,640人	10%増加 ↗	33,700人
指標 No.88 地区公民館利用者数	平成21年度(2009年度) 26,097人	10%増加 ↗	28,700人
指標 No.89 網津公民館網引分館 利用者数	平成21年度(2009年度) 1,249人	10%増加 ↗	1,400人



第7章 施策47 市民参画の推進

【現状と課題】

地方分権の進展により、自治体の自己決定、自己責任が問われる一方、市民ニーズはますます多様化しており、その状況に的確に対応するため政策の形成過程などへの市民参画の拡充が求められています。

また、市民参画による協働のまちづくりを推進するためには、行政に関する情報の積極的な提供や、市民参画型のまちづくりへの関心を高めることが必要です。

本市では、「広報うと」や「市ホームページ」などの媒体を利用するとともに、情報公開制度などを活用し、市民への市政情報を提供するほか、各種審議会等の委員の市民公募制や「市民ふれあい座談会」、「パブリックコメント<sup>1</sup>制度」、「市長への直行便」など、市民の声を市政に反映さ

【施策の方針】

市民・地域主体のまちづくりを目指し、広報・広聴の充実や積極的な情報公開の推進に取り組むなど、市民参画を推進します。

せることに努めています。また、政治へ参加する第一歩である、各種選挙の際には投票に対する呼びかけや啓発を実施しています。

しかし、各種審議会等の委員や「パブリックコメント制度」への応募は少なく、選挙においても有権者の関心は低く投票率の低迷が続いているのが現状です。

市民と行政が良好なパートナーとしてまちづくりを進めるためには、市政に関する行政の説明責任を果たすとともに、必要な情報を共有することが重要です。情報を市民へ提供するだけでなく、理解してもらい、まちづく

47-1 各種選挙投票状況

選挙名	執行年月日	有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
衆議院選挙 (小選挙区)	平成17年9月11日	30,524	19,387	63.51
	平成21年8月30日	30,665	21,031	68.58
参議院選挙 (県選出)	平成19年7月29日	30,595	18,038	58.96
	平成22年7月11日	30,666	17,726	57.80
県知事選挙	平成16年4月4日	30,251	10,355	34.23
	平成20年3月23日	30,520	13,757	45.08
県議会議員 一般選挙	平成15年4月13日	30,044	20,676	68.82
	平成19年4月8日	30,530	無投票	
市長選挙	平成18年4月2日	30,155	20,591	68.28
	平成22年4月4日	30,299	21,113	69.68
市議会議員 一般選挙	平成18年10月8日	30,253	23,150	76.52
	平成22年10月3日	30,447	22,035	72.37

(市選挙管理委員会：平成23年3月31日現在)

りに関する市民参画の意識をいかに高めるかが課題です。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
47-1 広報・広聴の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの市民が市政を理解できる実効性の高い広報を実現するため、広報うとやホームページを充実します。</li> <li>積極的に市民の声を把握し、情報のやり取りができる仕組みづくりを推進するため、行政と市民との対話集会などを開催します。</li> <li>市政運営に係る各種計画策定にあたり、市民の声を積極的に反映させるため、パブリックコメント制度を活用します。</li> <li>市民の意見を市政に反映させるため、ホームページを活用したアンケートシステム(インターネットモニター制度)を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報うとの発行</li> <li>ホームページの掲載情報の充実</li> <li>市民ふれあい座談会の実施</li> <li>市長との昼食懇談会の実施</li> <li>パブリックコメントの実施</li> </ul>
47-2 情報公開の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と行政との相互理解と信頼関係を深め、市政への参加を促すため、行財政情報などの市民への公表及び提供に取り組みます。</li> <li>行政の現状や課題を市民と行政が共有するため、まちづくり出前講座を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行財政情報の徹底提供</li> <li>文書管理事業</li> <li>陳情・要望の内容公表</li> <li>まちづくり出前講座の実施</li> </ul>
47-3 市民に開かれた 審議会・委員会 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の政策に多様な主体の声を反映するため、各種審議会や委員会においては、市民代表委員の固定化の解消、重複任用の制限などに努めます。</li> <li>市政に多様な市民の声を反映させるため、市民公募委員の積極的な登用に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会・委員会の公募制を推進</li> </ul>
47-4 公正公明選挙の 啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙が公明かつ適正に行われるよう、積極的な啓発活動に取り組むとともに、政治意識の向上と宇土市の明るい選挙の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙啓発事業</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.90 行政と市民との対話 集会などへの参加者数	平成22年度(2010年)10月～ 100人	2.6倍増加 ↗	260人
指標 No.91 各種選挙の投票率	平成23年度(2011年) 3月31日現在 別表47-1 参照	3%増加 ↗	

1.パブリックコメント：市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定に生かしていく仕組みのこと。

第7章 施策48 男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化、経済的格差の拡大など、社会情勢が年々大きく変化する中で、国では、新たに「第3次男女共同参画基本計画（平成22年（2010年）12月17日閣議決定）」が策定されました。本市でも、その流れを受け、また、社会情勢の変化に的確に対応するため、「第2次宇土市男女共同参画推進計画」を策定し、更なる男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。

市男女共同参画に関する市民意識調査結果（平成21年度（2009年度）実施）の社会全体における男女の地位の平等感について、『男性の方が優遇されている』67.2%と依然として「男性優遇感」が強く表れています。今後も男女が対等な立場で参画することができる社会を目指して、引き続き男女平等意識の浸透や、女性の積極的な社会参画及び男性の家庭や地域への参画を促進する必要があります。

また、下表は一例ですが、本市における政策・方針決定過程への女性の参画は未だ充分とは言えず、その拡大が今後の課題となっています。男女それぞれの意見が対等に社会に反映

【施策の方針】

男女が自分らしさを発揮し、ともに参画し支えあう地域社会の実現を目指して、男女共同参画を推進します。

し、個人の能力発揮に繋げる意味でも、当該施策の推進が重要となります。

今後も、これらの課題を「推進計画」の重点目標として掲げ、男女がお互いの人権を尊重しながら、参画し支えあうことができるような地域社会の実現を目指し、様々な施策の充実に努める必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
48-1 男女平等意識が浸透した社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識改革のための広報・啓発活動に取り組みます。</li> <li>多様な選択を可能にする学校教育や家庭教育、生涯学習に取り組みます。</li> <li>国際理解と国際交流の推進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会</li> <li>講座の実施</li> <li>学校教育全体における男女共同参画の推進</li> <li>国際的動向を視野に入れた情報の収集と提供</li> </ul>
48-2 あらゆる暴力を根絶し、男女の人権が尊重される社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性・子どもに対するあらゆる暴力の防止・根絶に努めます。</li> <li>セクシュアル・ハラスメントなどの防止・根絶に努めます。</li> <li>メディアにおける人権への配慮に努めます。</li> <li>生涯を通じた男女の健康支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVやセクハラに関する調査の実施</li> <li>メディアリテラシーの向上</li> <li>各種相談体制の充実</li> </ul>
48-3 あらゆる分野へ男女が対等に参画できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。</li> <li>働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に努めます。</li> <li>農林水産業</li> <li>商工業などの自営業に従事する男女の参画を促進します。</li> <li>地域・社会活動への男女の参画を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種審議会</li> <li>委員会等への女性の登用促進</li> <li>男女の均等な機会と待遇の確保</li> <li>地域の政策</li> <li>決定方針過程への女性の参画促進</li> </ul>
48-4 男女がともに仕事と生活の調和を実現できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。</li> <li>男性の家庭・地域への参画を支援します。</li> <li>多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業制度の周知と取得促進</li> <li>男性のための料理、子育て、介護等実践講座の開催</li> <li>多様な保育の実施</li> </ul>
48-5 家庭で、地域で、男女がともに支えあい、健康で安心して暮らせる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭・地域での男女共同参画を推進します。</li> <li>様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。</li> <li>高齢期の生きがいづくりと生活の支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や家庭における男女共同参画意識の浸透</li> <li>ひとり親家庭への家事や保育サービスの提供</li> <li>高齢男女の社会参画の推進</li> </ul>

48-1 市の審議会等委員に占める女性の割合

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
女性委員の割合(%)	22.3	20.8	23.5	25.2	22.6

(市総務課：各年度3月31日現在)

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.92 市の審議会等委員に占める女性の割合	平成22年度(2010年) 3月31日現在 22.6%	7.4%増加 ↗	30%

第7章 施策49 効率的な行政運営の推進

【現状と課題】

平成12年(2000年)に地方分権一括法が施行されて以来、「国から地方へ」、「官から民へ」という分権型社会の流れの中で各自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しています。さらに、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下、本格的な人口減少時代に突入した我が国では、市民に身近な基礎的自治体による主体的な政策の展開が、効率的かつ効果的な行政サービスの実現への寄与が期待されていることから、今後、地方分権改革は一層進展することが予想されます。その結果、国や県から本市へ様々な事務・権限の移譲が進む見

【施策の方針】

最小の経費で最大の効果の実現を図るため、市の業務全般にわたる改革の推進と分権型社会にふさわしい行政システムを確立するなど、効率的な行政運営を推進します。

込みです。

本市では、職員の意識改革と効率的で質の高いサービスを目指して、平成18年度(2006年度)に「宇土市第6次行財政改革大綱」を策定し、効果的・効率的な行政運営に取り組んできました。これからも、複雑多様化する市民ニーズに対応していくため、新しい視点に

49-1 指定管理施設数の推移

年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
導入施設数	8	8	13	14	14

(市企画課:各年度3月31日現在)

49-2 指定管理施設

	施設名	条例	指定管理導入日
1	宇土市健康福祉館(あじさいの湯)	宇土市健康福祉館条例	平成18年(2006年)4月1日
2	宇土市養護老人ホーム芝光苑	宇土市老人ホーム設置条例	//
3	宇土市軽費老人ホーム(B型)芝光苑	宇土市老人ホーム設置条例	//
4	宇土市老人福祉センター	宇土市老人福祉センター条例	//
5	宇土市西部老人福祉センター	宇土市老人福祉センター条例	//
6	宇土市網津公民館網引分館	宇土市公民館条例	//
7	宇土マリナー	宇土マリナー条例	//
8	宇土マリナー物産館	宇土マリナー物産館の設置及び管理に関する条例	平成18年(2006年)4月18日
9	宇土市民会館	宇土市民会館条例	平成20年(2008年)4月1日
10	宇土市運動公園	宇土市都市公園条例	//
11	宇土市民体育館	宇土市民体育館条例	//
12	宇土市武道館	宇土市武道館条例	//
13	宇土市スポーツセンター	宇土市スポーツセンター条例	//
14	宇土市長浜福祉館	宇土市長浜福祉館条例	平成21年(2009年)7月1日

(市企画課:平成23年3月31日現在)

立って不断の行政改革に取り組み、分権型社会にふさわしい行政システムを構築することが求められています。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
49-1 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的で質の高い行政サービスの向上を図るため、「宇土市行財政改革大綱」の推進に取り組みます。</li> <li>公共サービス提供手法の拡大を図るため、PFI手法<sup>1</sup>や指定管理者制度<sup>2</sup>等の活用による公共分野への民間参入を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7次宇土市行財政改革大綱の策定・推進</li> </ul>
49-2 行政システムの改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務改善を推進するため、これまでの慣例に捉われることなく庁内のすべての事業・業務を積極的に改革します。また、職員が主体となった改革を推進するため、職員提案制度に取り組みます。</li> <li>客観性・透明性を確保し、施策や事業の評価・見直しを行うため、公共サービスの受益者である市民による事業仕分け<sup>3</sup>を実施し、次の改革に結びつける総合的な行政評価システムの構築に取り組みます。</li> <li>国・県からの事務・権限移譲や新たな市民ニーズへの対応、政策目的に応じた柔軟な組織運営を図るため、市長部局だけでなく行政委員会など総合的な組織機構や事務分掌の見直しに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員提案制度の実施</li> <li>事業仕分けの実施</li> <li>組織機構の見直し</li> <li>事務分掌の見直し</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.93 指定管理者・PFI導入件数	平成23年(2011年) 3月31日現在 14件	7%増加 ↗	15件以上
指標No.94 第7次行財政改革大綱達成割合	平成23年(2011年) 3月31日現在 0%	80%増加 ↗	80%

1.PFI手法:公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。  
2.指定管理者制度:地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。  
3.事業仕分け:行政の事業の必要性ややり方を公開の場で外部の視点を入れて問い直すことで、国や地方自治体の事業を再構築するための手法のこと。

第7章 施策50 財政健全化の推進

【現状と課題】

国が進める税財政構造の改革により、地方の財政環境は大きく変化し、厳しさを増しています。加えて長引く景気低迷により市税収入が減少し、必要とする財源の確保に苦慮している状況にあります。

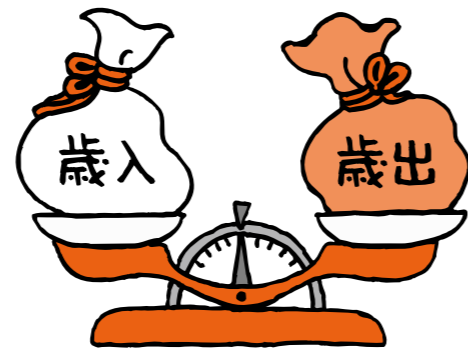
そのため、歳入の最も根幹をなす市税の徴収体制の強化を行なうとともに、使用料・手数料や分担金・負担金などの「その他の自主財源」も受益と負担のバランスを考えた適正な水準を設定し、財源を確保する必要があります。

また、歳出では、扶助費や公債費などの義務的経費をはじめ、今後、公共施設の維持管理経費や特別会計などへの繰出金が増加することも予測されるため、行財政改革大綱のもとで、更なる歳出の抑制と財源の重点的配分を行っていく必要があります。

将来にわたり、安定的な財政運営を堅持するとともに、市民との協働・連携による行財政経営を進めていかなければなりません。

【施策の方針】

将来にわたって持続可能な行財政経営を実現するとともに、道路や河岸などの社会基盤の整備や多様化する市民ニーズに的確に応えるため、財政健全化を推進します。



50-1 経常収支比率 単位:%

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
宇土市	96.6	95.1	94.9	92.9	90.7
類似団体 平均	94.1	93.7	94.8	92.8	90.9
熊本県14市 平均	94.5	94.6	95.5	94.0	92.4

(市財政課:各年度3月31日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
50-1 自主財源の 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主財源の充実確保のため、市民の納税意識の向上や徴収体制の強化・充実に努め、地元産業振興の支援や課税客体の的確な補足等により、税収の拡大を図ります。</li> <li>公平な税負担及び、受益者負担の原則から使用料・手数料や負担金・分担金の適正化に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料等「その他の自主財源」の定期的な見直し指導の実施</li> <li>口座振替の推進</li> <li>収納率向上特別対策事業</li> </ul>
50-2 財源の重点 的配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の「選択と集中」を実現するため、行政評価と予算配分との連動を行うなど、事業の緊急度、重要度の検討を十分に行い、効率的な事業選択と財源の重点的配分を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業評価の実施</li> <li>実施計画の策定</li> </ul>
50-3 健全な財政 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>公債費の平準化を推進するため、中期的な財政計画のもと、計画的に事業を推進します。</li> <li>市債発行高(臨時財政対策債や地域総合整備資金貸付事業債等を除く通常分)は、原則として当該年度の公債元金の範囲内とし、市債残高の減少に努めます。</li> <li>市の財政を健全化するため、特別会計が市の財政を圧迫することがないように、経営健全化計画のもと収支両面にわたる抜本的見直しに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算執行における職員研修の実施</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.95 経常収支比率	平成21年度(2009年度) 90.7%	1.7%減少 ↓	89.0%以下
指標 No.96 実質公債費比率	平成21年度(2009年度) 14.5%	0.5%減少 ↓	14.0%以下
指標 No.97 市税(現年分)の収納率	平成21年度(2009年度) 98.3%	現状維持 →	98.0%以上

第7章 施策51 職員の育成と組織づくり

【現状と課題】

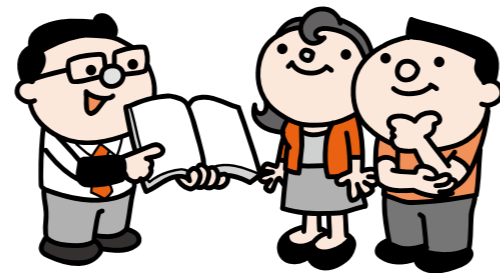
今後は分権型社会への動きが本格化し、国や県から本市への権限の移譲が進むことが予想されます。その結果、本市が担う事務・権限は、種類・量の増加が見込まれます。このように、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の行政活動は、一層の効率性と有効性の向上が求められています。

これまでにも計画的な定員管理による職員数削減や職員の能力開発を行ってきましたが、複雑化・多様化する行政課題に対応して、市民の様々なニーズに即応できる能力の習得と組織体制の整備が不可欠です。

今後は、組織全体をレベルアップさせるため、職員研修を充実することにより職員個々の能力向上を図るとともに、人事考課制度を柱とした取り組みを継続して実施します。また、職員の能力が最大限に発揮され、行政サービスの向上が図られるよう、継続的に組織の見直しに取り組む必要があります。

【施策の方針】

今後の地方分権の進展に伴う事務・権限の増加に対応するため、市民のニーズを自ら感じることができる職員の育成と、その実現に向けて効率的に機能する組織づくりに努めます。



51-1 市職員数の推移 単位：人

年度	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
第3次定員 適正化計画数	293	289	284	280	274
職員数	293	284	279	276	271

(市総務課：各年度4月1日現在)

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
51-1 職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>時代に応じた行政サービスを提供するため、新たな研修科目を設定するなど、職員研修の充実を図ります。</li> <li>きめ細かな行政サービスを提供するため、地域活動に対する職員の意識高揚を図り、地域に根差した職員を育成します。</li> <li>職員個々の能力向上のため、人材育成を目的とした人事考課制度の効果的な運用を図るとともに、その充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員一般研修事業</li> <li>職員特別研修事業</li> <li>人事考課制度の効果的な運用</li> <li>法制執務等専門研修の実施</li> </ul>
51-2 能率的な 組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい財政状況に対応するため、部門ごとに目標数値を定め、平成26年度までに5%の職員数削減に取り組みます。</li> <li>住民ニーズに直ちに対応するため、組織体制を見直します。</li> <li>民間の意識とノウハウを取り入れるため、民間企業への職員派遣、人事交流に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業との交流による行政営業マンの育成</li> <li>定員適正化計画の推進</li> <li>住民目線での組織再編の実施</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.98 適正な定員管理	平成22年(2010年) 4月1日現在 271人	5%減少 📉	257人

第7章 施策52 行政サービスの向上

【現状と課題】

これまで、本市においても、時代に応じた行政サービスの充実に向けての施策を実施してきました。しかし、近年、市民のライフスタイルの多様化に伴い、更に質の高い行政サービスが求められています。

特に市民生活に密着した市役所の窓口サービスは、市役所の顔であり、市民が直接利用する頻度も高いため、重要な部門です。

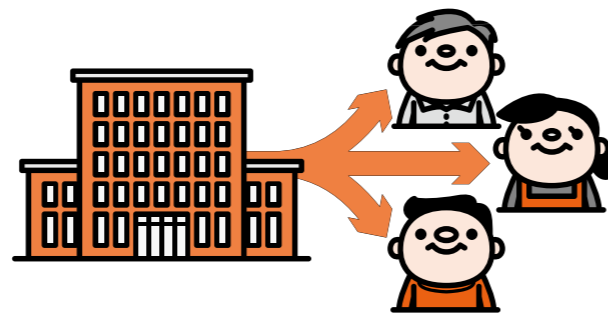
現在、各種手続きにおける申請届出等の窓口は、原則、各担当部署に設置されています。市役所でも、市民の利便性を考慮して可能な限り1階フロアで手続きができるように努めていますが、手続き内容によっては、別棟や別フロアへの移動が必要です。このようなことから「担当部署がわかりにくい」、「複数の窓口へ出向くのが面倒だ」、「手続きの方法がわからない」などの部署配置および業務処理に関する意見や、「市役所が開いている時間内には手続きに行けない」など開庁時間に関する意見を頂いています。また、現在の窓口手続き等は複雑化しているため、市民に対して、正確で迅速な説明責任を果たす能力、接客能力の向上が職員に求められています。さらに、個人情報の保護に関する市民の意識も高まっていることから、情報セキュリティの強化を図ることも不可欠です。

今後は、市民の立場にたった利便性の高い、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に取り組むとともに、増大する行政需要などに対応した庁舎の機能についての検討を行う必要があります。

【施策の方針】

高度化・多様化する市民ニーズに対応し、市民の利便性や市民の満足度の向上を図るため、市民生活に密着した、迅速で質が高くわかりやすい行政サービスを提供します。

求められる行政サービスを



【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
52-1 市民窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の利便性向上を第一に考え、事務の簡素化や迅速化、効率化のため、各種の制約を考慮しながら市民窓口サービス体制を見直します。</li> <li>市民のライフスタイルや生活サイクルの多様化などに対応した市民窓口サービスの向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所窓口ワンストップサービスの導入</li> <li>証明書発行窓口の時間延長の試行</li> </ul>
52-2 他の行政機関等との連携による市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民サービスの向上を目指して、民間事業者及び他の行政機関等との連携方法について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局等との連携による市民サービスの検討</li> </ul>
52-3 職員の窓口サービス能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と職員の信頼関係を構築し、市民の立場に立ったサービスを提供するため、職員の意識改革に取り組みます。特に、職員の接客能力や説明能力、専門知識力の涵養、個人情報保護意識の養成を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス向上研修への派遣及び庁内での実施</li> </ul>
52-4 市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>増大する行政需要などに対応し、市民サービスの更なる向上を目指した庁舎の機能について検討を行います。</li> <li>市民ニーズに即した行政サービスを実施するための指標により、住民ニーズを把握し、その結果をフィードバックしサービス向上策立案に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケートの実施</li> </ul>

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標 No.99 サービス向上研修の受講者数	平成21年度(2009年度) 1名	4名増加 ↗	5名

第7章 施策53 積極的な広報PR

【現状と課題】

地方分権の進展により、地域の個性を活かし地域の魅力を高める自治体運営が求められており、まさに自治体間競争の時代を迎えています。その状況に的確に対応するためには、市民だけでなく、市外を意識した戦略的な広報が必要です。

現在、市政情報や市内のイベント情報については、市ホームページやマスコミ等への情報提供などにより市外への情報発信を行っていますが、本市外への知名度は十分ではありません。

本市の豊かな自然やロマンある歴史や文化など、さまざまな魅力を効果的、積極的にPRし、いかに市の知名度を高めていくかが課題です。

【施策の方針】

本市の知名度を高めるため、市の魅力を効果的に発信していくとともに、自治体間競争に対応した戦略的な広報に取り組むなど、積極的な広報PRに努めます。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
53-1 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の魅力を効果的に発信するため、広報マニュアルの作成や市ホームページ、マスコミなどを活用した積極的な情報発信に取り組みます。</li> <li>自治体間競争に対応するため、地域の名品や名所を全国的にPRするとともに、ブランド化を目指した広報活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報うと、ホームページ情報の充実</li> <li>マスコミなどへの積極的な情報提供</li> </ul>
53-2 広報体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な市のPR活動の充実を実現するため、広報PRの専任スタッフにより、市の観光や文化などのさまざまな魅力を戦略的に発信します。</li> <li>市政情報や市内イベント情報をいち早く発信するため、職員研修を実施し、各部署に市ホームページの更新可能な人材を配置します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報PR専任スタッフの任用</li> <li>ホームページ研修の実施</li> <li>観光ボランティアの育成</li> </ul>

53-1 ホームページアクセス数の推移

年度	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
アクセス数 (件)	201,758	365,369	395,729	257,671	237,761

(市企画課：各年度3月31日現在)

【施策の指標】

指標名	現状値	増減	目標値 平成26年度 (2014年度)
指標No.100 市ホームページへの アクセス件数	平成21年度(2009年度) 237,761件	68%増加 ↗	400,000件
指標No.101 マスコミ等への情報 発信件数	平成21年度(2009年度) 77件	30%増加 ↗	100件



第7章 施策54 広域交流(連携)の推進

【現状と課題】

本市では、小・中学校を対象に外国語指導助手(A L T)を活用した授業を展開し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、市民向けの外国の文化・言語などの理解を深めるための学習講座を開催することで、子どもから大人までを視野に入れた『世界に羽ばたく人材』の育成に取り組んできました。また、観光パンフレットの英語訳、韓国語訳の記載や、民間団体の各種国際交流事業に対する支援にも取り組んできました。

国際化社会の中で本市の活力を維持・向上させるためには、本市の魅力在海外に積極的に情報発信するとともに、市民の国際理解を一層深め、国際的視野をもった人材を育成していく必要があります。

市民の日常生活圏の広がりや市民ニーズの多様化・高度化、情報通信網の急速な発展により、自治体単位では完結できない行政課題が増大しています。このような社会の変化に対応するため、近隣の市町村がそれぞれの地域特性を活かして行政サービスの充実や機能分担を図る広域的な連携がこれまで以上に重要視されています。

【施策の方針】

市民生活の多様化・広域化に対応した行政サービスを効率的に提供するため、国際文化交流の推進や他地域との広域的な連携に取り組み、それぞれの地域が持つ特色ある資源や魅力を共有し、人や地域が多様な交流・活動を展開できるよう、広域交流(連携)を推進します。

本市は現在、「宇城広域連合」等の構成団体として広域連携を推進しています。これからも効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、広域的に対応することが望ましい取り組みについて検討する必要があります。

宇城広域連合は平成10年(1998年)2月に設立され、構成市町における消防衛生や清掃、火葬、介護保険の認定審査業務などを行っていますが、合併による構成市町の減少により、残された構成市町での体制維持が課題となっています。これからの広域連合体制について構成市町と連携を図り協議を行う必要があります。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
54-1 国際理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な視野を持った人材の育成を図るため、子どもから高齢者までを対象に、外国語や国際理解などを学習する機会の創出に努めます。</li> <li>多くの市民が気軽に参加できる国際交流環境をつくり市民レベルでの交流活動を定着させるため、外国人との交流に取り組む個人・団体の活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イングリッシュ</li> <li>サマーキャンプ事業</li> <li>外国青年招致事業</li> <li>英語指導事業</li> <li>人づくり推進事業</li> </ul>
54-2 自治体連携による地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市を取り巻く地域課題の解決や自治体間に共通する地域ビジョンの実現を検討するため、さらなる広域連携に努めます。</li> <li>近隣市町村相互の特徴を活かした地域資源と人との交流を促進するため、近隣市町との連携・協調により、イベントなど広域振興事業に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本都市圏協議会事業</li> </ul>
54-3 広域連合との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な地域づくりを推進するため、富含町・城南町の宇城広域連合からの完全離脱後(平成25年以降)の体制維持について、構成市町と協議・連携を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合事業</li> </ul>

54-1 広域行政で取り組んでいる事務事業の一覧

団体名	構成市町村(宇土市以外)	事務事業
宇城広域連合	熊本市・宇城市・美里町	消防衛生、清掃、火葬、介護保険の認定審査業務 など
熊本県市町村総合事務組合	八代市他73団体	市町村職員の退職手当、消防補償、市町村自治会館の設置・管理・運営、市町村非常勤職員の公務災害補償 など
熊本県後期高齢者医療広域連合	熊本県内全市町村	被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業 など

(市企画課:平成23年3月31日現在)





第7章 施策55 定住・転入促進対策の充実

【現状と課題】

本市の活力を維持・向上させるためには、地域の活性化や時代のリードを担う多様な人材で構成される人口の維持・増大が必要です。

特に、将来の本市の担い手の中心となる若者の定住と、若者の発想や意見、能力を積極的に地域づくりに活かしていくことが重要です。そのためには、若者に魅力ある雇用の場づくりや都市機能づくりなどを行い、若者の市内定住を促進するとともに、様々な分野で若者がその能力を発揮できる機会の創出が必要です。また、若い世代のニーズに対応した、働きながら子どもを生み育てることのできる育児環境の整備や住環境整備、都市機能整備などが求められています。

一方、平成19年(2007年)3月から団塊世代の退職が始まっています。団塊世代には、「田舎暮らし」を希望している人も多いことから、豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を活かしながら、若者定住とともに団塊世代などのUJターンを進め、地域活力の向上を目指す必要があります。

【施策の方針】

定住及び転入を促進し人口の維持増大を図るため、基本構想に掲げる全ての分野で様々な定住・転入施策を充実させるとともに、だれもが「宇土市に住みたい、住み続けたい」と思える元気と魅力あふれるまちづくりを目指し、定住・転入促進対策の充実に努めます。

【施策の展開】

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
55-1 定住・転入 促進対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「宇土市に住みたい、住み続けたい」と思えるまちを目指し、定住に係る基礎調査の実施や、転入促進策の検討を行います。</li> <li>定住・転入の促進を図るため、市内に新たに居住用家屋を建築した場合など、固定資産税の軽減に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定住対策事業・新築家屋に対する固定資産税の減額</li> <li>九州新幹線熊本総合車両基地従業員に対する宇土市居住促進策の検討</li> </ul>
55-2 通勤・通学 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市外に通学・通勤する市民や転入希望者の利便性の向上を図るため、自家用車による市内各駅の利用環境の整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇土駅東新幹線高架下駐車場整備事業</li> </ul>

# 附属資料

第5次宇土市総合計画策定の経緯・・・・・・・・・・ 160

宇土市総合計画策定審議会への諮問・・・・・・・・・・ 163

宇土市総合計画策定審議会答申(基本構想)・・・・・・ 164

建議書・・・・・・・・・・ 166

宇土市総合計画策定審議会委員名簿・・・・・・・・・・ 169

宇土市総合計画策定に関する規定・・・・・・・・・・ 170

宇土市総合計画策定審議会設置条例・・・・・・・・・・ 171

宇土市民憲章・・・・・・・・・・ 172

○第5次宇土市総合計画策定の経緯

平成22年(2010年)  
2月8日  
～21日

**市民アンケート調査実施**

宇土市の今後のまちづくりの方向性のほか、現在の第4次総合計画で掲げた39の施策について、市民の皆様がどのように感じ、また今後の行政運営において、どのような点に注力すべきかを検討するための、基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象者数	2,600人
対象抽出方法	満20歳以上の市民から無作為抽出
回収結果	有効回収数1,261票,回収率48.5%

5月18日

**市長インタビュー**

まちづくりの大きな指針であり市の最上位計画である総合計画について、元松市長に策定に対する思いを聞きました。

7月12日

**第1回準備委員会**

7月14日  
～27日

**小学6年生・中学3年生アンケート調査実施**

総合計画の根幹となる基本構想の作成段階から、市民の声を取り入れるため、市内の小学6年生・中学3年生全員を対象にアンケートを実施しました。

調査対象者数	回収結果
小学6年生456人 中学3年生418人 計874人	有効回収数860票, 回収率98.4%

7月22日  
～30日  
(うち7日間)

**第1回まちづくり座談会開催**

市内7地区の公民館で、「第1回まちづくり座談会」を開催しました。まちづくり座談会は、第5次総合計画の策定にあたり、総合計画の根幹となる基本構想の作成段階から、市民の声を取り入れるために開催したものです。市からは、市長や副市長、教育長、市職員など約10名が参加し、住民は、地区ごとに25～66人、全体で306人が参加されました。座談会では、市全域に関することとして、インフラの整備や公共交通の拡充などの意見・提案が出され、地域に関することとして、地域資源の活用や雇用の確保、農漁業後継者の育成、JR三角線の活用などの意見が出されました。

座談会テーマ	1.宇土市をどういうまちにしたいか? 2.自分の住んでいる地区をどういうまちにしたいか?
市出席者	市長,副市長,教育長,総務企画部長,準備委員,企画課職員
対象者	宇土市民
開催周知方法	1.広報うと7月号掲載 2.ホームページ掲載 3.案内文配布(宇土市議会議員,各地区囁託員約160名,市内約80団体)
参加者数	306人(参加者アンケート回収数249枚)

8月31日  
9月6日  
～17日  
(うち7日間)

**第2回準備委員会**

**第2回まちづくり座談会を開催**

市内7地区の公民館で、「第2回まちづくり座談会」を開催しました。市からは、市長や副市長、教育長、市職員など約10名が参加し、住民は、地区ごとに21～73人、全体で315人が参加されました。座談会では、市民アンケートや子どもアンケート、第1回まちづくり座談会などで出された意見を取りまとめて作成した地区ごとの基本構想の素案を示しました。参加者からは、基本構想の素案に対する意見や、具体的な事業の提案などの活発な意見が出されました。

座談会テーマ	宇土市総合計画の基本構想(案)について
市出席者	市長,副市長,教育長,総務企画部長,準備委員,企画課職員
対象者	宇土市民
開催周知方法	1.広報うと8月号全世帯チラシ折り込み 2.地区掲示板掲載(A3用紙) 3.ホームページ掲載 4.案内文配布(宇土市議会議員,各地区囁託員約160名,市内約80団体)
参加者数	315人(参加者アンケート回収数247枚)

9月6日  
～30日

**基本構想に係るパブリックコメント実施**

第5次宇土市総合計画の基本構想(案)について、広く市民の皆様のご意見・ご提案を反映させるため、パブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。  
○意見件数:1件

9月15日  
～30日

**市民のハガキ実施**

宇土市が今後「住みたい」「住み続けたい」まちになるためには、何をどうすべきか、返信ハガキを使い、市民の皆様から『意見』や『提案』を募集しました。  
○意見件数:90件

10月14日

**第1回策定委員会**

10月22日

**総合計画策定審議会設置**

**第1回総合計画策定審議会**

市がまとめた第5次宇土市総合計画の基本構想(案)について審議していただくため、公募委員2名を含む各団体の代表ら20名で構成する総合計画策定審議会を設置しました。

11月2日

**第2回総合計画策定審議会**

11月9日

**第3回総合計画策定審議会**

**総合計画策定審議会答申**

第5次総合計画の基本構想(案)を「妥当」として市長に答申されました。

11月15日	<b>第2回策定委員会</b>
12月20日	<b>第5次宇土市総合計画の基本構想(案)を議会承認</b> 総合計画策定審議会の答申を踏まえ修正した第5次宇土市総合計画の基本構想(案)を,地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定により,平成22年第4回宇土市議会定例会に提案し,平成22年12月20日に承認されました。
平成23年(2011年) 1月25日	<b>第3回策定委員会</b>
1月27日 ~2月25日	<b>基本計画に係るパブリックコメント実施</b> 第5次宇土市総合計画の基本計画(案)について,広く市民の皆様のご意見・ご提案を反映させるため,パブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。 ○意見件数:0件
3月1日	<b>第4回策定委員会</b>
3月8日	<b>第5次総合計画策定</b>

○宇土市総合計画策定審議会への諮問

宇土市企第332号  
平成22年10月22日

宇土市総合計画策定審議会  
会長 明石 照久 様

宇土市長 元松 茂樹

第5次宇土市総合計画基本構想(案)について(諮問)

このことについて,宇土市総合計画策定審議会設置条例(平成12年条例第5号)第2条の規定に基づき,貴審議会の意見を求めます。

## ○宇土市総合計画策定審議会答申(基本構想)

平成22年11月9日

宇土市長 元松 茂樹 様

宇土市総合計画策定審議会  
会長 明石 照久

### 第5次宇土市総合計画基本構想(案)について(答申)

平成22年10月22日付け宇市企第332号で諮問された、「第5次宇土市総合計画基本構想(案)」について審議した結果、下記のとおり答申します。

また、基本構想の策定にあたっては、答申の趣旨を十分に尊重するとともに、基本構想に掲げた施策の着実な実現を要望します。

## 記

### 1 基本理念について

- (1) 基本理念にある3つのキーワード「安心」「元気」「協働」どれもが市民の願いであり、これからの宇土市を築いていくためにはどれも重要であるが、文章表現は、より明るく印象的で市民を主役とした表現・編集を心がけて下さい。
- (2) 「協働」という言葉については、「安心」「元気」と同じように、市民誰もがイメージできる表現・編集を心がけて下さい。

### 2 将来像について

1 平成30年の目標人口として、「41,000人」という具体的な数値を示してあるが、少子高齢化による人口減少が進行する時代の流れの中で、宇土市の人口を増加させるためには、より積極的な定住促進施策が必要である。このため、重点的に取り組むプロジェクトなどをとおして、教育立市を目指した学校教育環境の整備や子育て支援環境の創出、農業・漁業や商工業など地元産業の振興、企業誘致の促進、道路など都市基盤の整備、幅広い環境問題への対応など、総合的な取り組みによって積極的な定住環境の整備と宇土市の魅力を伝える情報発信を心がけて下さい。

### 3 まちづくりの柱(施策の大綱)について

- (1) 宇土市の将来像を実現するための5つのまちづくりの柱(施策の大綱)については、広範囲にわたる行政施策を包含しており妥当であるが、まちづくりの柱(施策の大綱)については、基本計画の中で、具体的な方向性を示すよう心がけて下さい。
- (2) 宇土市の将来像を実現するための5つのまちづくりの柱(施策の大綱)の文章表現は、教育立市やスポーツ振興など宇土市の特色を表した印象的で、明るく、将来を担う子どもや子育て世代に留意した表現・編集を心がけて下さい。

### 4 地区別構想について

- (1) 地区別構想は、市民アンケートやまちづくり座談会などの意見を反映しており妥当であるが、今後策定される基本計画の中で、各地区の個性や特徴を示すよう心がけて下さい。
- (2) 地区別構想に掲げられた地区の将来像を達成するためには、各地区それぞれが有する個性ある地域力を活かし、足りない部分を補完し合いながらまちづくりを行うことが重要である。このため、各地区がネットワークで繋がり、それぞれの力を発揮できる仕組みづくりを心がけて下さい。
- (3) 地区別構想は、地区住民にとってより見やすい共通の計画となるよう、表現・編集を心がけて下さい。

### 5 総合計画の推進に向けて

- (1) 宇土市の将来像を達成するためには、市民・企業・行政などが、それぞれの役割の中で共通の目標に向け力を合わせてまちづくりを行うことが重要である。このため、市民・企業・行政などがネットワークにより結ばれ、総合力を発揮できる仕組みづくりを心がけて下さい。
- (2) 本計画の実現を図るためには、市民との協働や連携はもとより、市外の企業や行政などとの連携が必要である。このため、本構想の趣旨と内容の十分な周知に努め、目指す将来像実現のため、市外の企業や行政などとの連携に心がけて下さい。
- (3) 宇土市のまちづくりを推進するためには、市の魅力ある資源を活用し、市の現状を的確にとらえた独自の取組を行うことが必要である。このため、自然環境や水、歴史文化遺産など宇土市の特色を活かしたまちづくりを心がけて下さい。
- (4) 本計画は、より市民に分かりやすい計画にするため、宇土市の将来像を市民がイメージできるような図や写真で示すとともに、宇土市らしさの表現についても心がけて下さい。
- (5) 基本構想は、今後8年間のまちづくりの方向性を総括的に示したものであり、この構想に基づく基本計画の策定及び総合計画の推進にあたっては、上記をはじめ別紙「建議書」に付記する内容に十分留意するよう心がけて下さい。

平成22年11月9日

## 1 総合計画全般について

- 市民の思いとして、3つのキーワード「安心」「元気」「協働」どれもが市民の願いでもあり、これからの宇土市を築いていくためにはどれも大切なことですが、宇土市のイメージとして、若干明るさに欠け、インパクトが弱いようにも感じます。宇土市再生のためにも、夢のある明るくインパクトのある文言になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「安心」の文章表現は、将来を担う子ども達を対象とした文言を追加するなど、前向きな表現になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「元気」の文章表現は、市民が元気になるような表現になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「協働」という言葉は、他にふさわしい表現があれば、「安心」「元気」と同じように、市民誰もがイメージできる言葉になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「協働」の文章表現は、「協働」を市民によるネットワークと前向きに明るく考え、市民が繋がることで、宇土が盛り上がるというような表現になるよう心がけて下さい。
- 総合計画で大切なことは、市民の力を合わせた「市民力」やそれぞれの地域の特徴を活かした「地域力」だと思います。
- 総合計画を前向きで明るい計画にするため、市民が主役になるような文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 文中にある「市民」という言葉は、「市民」という言葉でひとくくりにするのではなく、市民団体や企業、学校などそれぞれの役割に応じて記載するよう心がけて下さい。
- 総合計画の推進にあたっては、市民を交えた恒常的な会議を開催し、具体的な施策等についての検討を行うよう心がけて下さい。
- 総合計画にある「みんな」という表現については、指し示す対象が明確になるよう心がけて下さい。
- 市民に分かりやすい総合計画とするため、宇土市が目指す姿を市民がイメージできるよう、何らかの形（絵、立体、シンボル）にして示すよう心がけて下さい。
- 宇土市に対する市民の意識を高めるため、宇土市のシンボルマークなどを公募するよう心がけて下さい。
- 人口増加を図るため、インパクトのある情報を発信するなど、宇土市の認知度を上げる施策に取り組むよう心がけて下さい。
- 人口増加を図るためには、転入者を増やす必要があると思いますので、強烈的なコピーやメッセージを使い、市外に対し積極的なPRを行うよう心がけて下さい。
- 新幹線開業効果等を視野に入れ、どうすれば人が訪れ、人が増え、外貨を得、税収が増えるのかを考えながら市政に取り組むよう心がけて下さい。
- これからの生活で避けて通れない高齢化社会、地域における過疎化問題、温暖化問題などへの取組が他の地域への発信源となるよう期待します。それは元気な宇土市に繋がることと思います。

## 2 生活・環境について

- “環境”に関する文言が全体を通して少ないと思いますので、地球温暖化や食育など、環境を大きくとらえたところで、総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- “防犯”や“安全・安心”など、住民を不安にさせる文言が多いと思いますので、表現を和らげるなどの工夫を心がけて下さい。
- 宇土市に転入しても、子ども達がのびのび安心して暮らせるという趣旨の文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。

## 3 保健・福祉・医療について

- 子育て世代の方々を引き寄せる、魅力ある文言を総合計画の中に盛り込むよう心がけて下さい。
- 宇土市の魅力の一つである「スポーツが盛んなまち」を総合計画に盛り込むとともに、子育て世代の方々に分かりやすく、積極的なPRを行うよう心がけて下さい。
- 適正な受益者負担に対する市民意識を変えていく必要があると思います。

## 4 産業・経済について

- 宇土市の活性化のため、宇土市のシンボルとなるイベントをつくり、積極的なPRを行うなど、他市との連携も視野に入れたインパクトのある取り組みを行うよう心がけて下さい。
- 宇土市には、御興来海岸や網田焼き、ネーブル、木造の駅舎など他地域に負けない素晴らしい地域資源が多数あるにもかかわらず、そのほとんどが活かされていないと思います。そのため、これらの資源の積極的な活用及びPRに努めるよう心がけて下さい。
- 熊本県は井戸水で有名な県であり、宇土市には日本最古の上水道という素晴らしい地域資源がありますので、それを存分に活かす取り組みを行うよう心がけて下さい。
- まちの活性化のためには、「地産地消」は非常に重要であると思いますので、総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 海の現状は、地球温暖化などの自然環境の変化やダム建設などの影響により、魚介類が住みにくく育ちにくい環境にありますので、現状のままでは漁業の衰退は免れないものと考えています。そのため、漁業環境の改善など、積極的に努めるよう心がけて下さい。
- 地元企業の活性化のためには、人口増加は重要なカギであると思いますので、地元企業に悪影響のない企業誘致に取り組むよう心がけて下さい。

## 5 都市基盤について

- 人口増加を図るためには、狭小道路の拡張や道路標識等の整備が必要だと思いますので、安全で住みよい宇土市になるよう心がけて下さい。

## ○宇土市総合計画策定審議会委員名簿

【正副会長を除き五十音順,敬称略】

### 6 教育・文化について

- 宇土市の魅力の一つである、「教育のまち(教育立市)」を強調するような文言及び宇土市の将来を担う子ども達を対象とした文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 教育において、「家庭教育」はいじめや不登校に影響するとともに、親の愛をたくさん受ける子ども達を育てる非常に重要なものであると思いますので、教育立市と併せて、総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 子ども達の10年後や20年後を考えた、「自然の中で暮らす教育」を取り入れるよう心がけて下さい。
- 宇土市の魅力の一つである「スポーツが盛んなまち」は、心豊かな子どもを育てる教育や親同士のネットワークづくり、外貨獲得など様々な効果に繋がると思いますので、積極的なPRに努めるよう心がけて下さい。
- 轟水源は、宇土市の貴重な財産であり、後世に引き継ぐべき資源であると思いますので、行政としても積極的な維持管理に努めるよう心がけて下さい。

### 7 協働・行財政運営について

- 市民との協働や連携に加えて、市外の行政や民間との様々な連携についての文言を総合計画に盛り込むよう心がけていただきたい。
- 人口増加を図るためには、女性の感覚は欠かすことができない非常に重要なものであると思いますので、総合計画推進にあたっては、男女共同参画に留意して取り組むよう心がけて下さい。
- 宇土市の活性化のため、子育て世代の方々の意見を聞き、市民の求めているものを把握するよう心がけて下さい。

### 8 地区別構想について

- 地区別構想については、それぞれの地区をつなぐネットワークという文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 地区別構想は、各地区の個性を分けるだけでなく、各地区の個性がネットワークで繋がることで、住民が繋がり、地区が盛り上がるという計画になるよう心がけて下さい。
- 地区別構想は、市民アンケートやまちづくり座談会の意見を反映して作成しているので、さらに地区住民にとって共通の計画となるよう、見やすくする工夫が要るのではないかと思います。また、基本構想は議会の議決を要するので、現在のスタイルでいかざるを得ないと思いますが、基本計画作成後は、両者を含んだ地区別計画として示すよう心がけて下さい。
- 総合計画の中で、各地区の人口増の推移予測を示すよう心がけて下さい。

役職	氏名	所属
会長	明石 照久	公立大学法人熊本県立大学
副会長	森田 義満	宇土市囑託会連合会
委員	今村 義彦	宇城警察署
委員	上村 光則	公募
委員	尾崎 建	宇土郡市医師会
委員	鏡 純子	宇土市文化協会
委員	喜悦 高子	どんぐりくらぶ
委員	草野 哲雄	熊本宇城農業協同組合
委員	桑田 宏一	宇土市商工会
委員	斉藤 栄一郎	宇土市体育協会
委員	園田 恵一	住吉・網田両漁業協同組合
委員	野村 敏子	宇土市民生委員児童委員
委員	橋口 亮	公募
委員	早崎 秀夫	宇土市校長会
委員	古森 美津代	熊本県宇城地域振興局
委員	本田 修	宇土市観光物産協会
委員	松浦 ゆかり	特定非営利活動法人 くまもと温暖化対策センター
委員	宮原 大輔	社団法人宇城青年会議所
委員	宮本 敬三	宇土市PTA連合会
委員	吉川 満璃子	宇土市地域婦人会連絡協議会

## ○宇土市総合計画策定に関する規程

平成22年5月20日

訓令第4号

宇土市総合計画策定に関する規程(昭和57年訓令第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規程は、宇土市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)総合計画 市政の総合的な開発計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2)基本構想 本市発展のための将来の目標及び目標達成のための基本的施策の方針で、市のビジョンをいう。
- (3)基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を具体化するためのおおむね5年の計画をいう。
- (4)実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関し作成するおおむね3年の計画をいう。

(委員会等)

**第3条** 総合計画に関する事務を担当させるため、次の委員会を置く。

- (1)総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)
- (2)総合計画準備委員会(以下「準備委員会」という。)

- 2 策定委員会及び準備委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 準備委員会の長は、委員の互選による。
- 4 準備委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 5 策定委員会及び準備委員会は、必要に応じてそれぞれの長が委員会を招集する。

(策定委員会の委員長及び副委員長)

**第4条** 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は総務企画部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の職務)

**第5条** 策定委員会は、基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の計画案を総合的に審査、及び調整する。

(準備委員会の職務)

**第6条** 準備委員会の委員は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1)基本構想等に含まれるべき施策や事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査並びに連絡調整に関すること。
- (2)基本構想等に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3)その他基本構想等の策定に関する必要な事項

(資料の要求)

**第7条** 策定委員会及び準備委員会は、職務の遂行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は事務事業の内容の説明を求めることができる。

(市民意見の反映等)

**第8条** 総合計画の策定にあたっては、市民の意見の適切な反映に努めなければならない。

- 2 総合計画については、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うものとする。

(総合計画の策定)

**第9条** 基本構想は、準備委員会で作成した計画原案を策定委員会で審査し調整のうえ、宇土市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

- 2 基本計画は、準備委員会で作成した計画原案を策定委員会で調整し、市長が決定する。
- 3 実施計画は、基本計画に従い、各部の事業計画を基本に総務企画部長が調整して計画案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

(庶務)

**第10条** 総合計画の策定に関する庶務は、総務企画部企画課において処理する。

附 則 この訓令は、平成22年5月20日から施行する。

## ○宇土市総合計画策定審議会設置条例

平成12年3月30日

条例第5号

(設置)

**第1条** 宇土市に、宇土市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、宇土市総合計画の策定に関し、市長から諮問のあつた基本構想案について審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1)知識経験を有する者
- (2)その他市長が適当と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から市長への答申の日までとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。



- (1) わたくしたち宇土市民は 清潔な美しい町をつくりましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 教養と公德心を高めましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 健康で明るい町をつくりましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 感謝の心で社会につくしましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 仕事にはげみ豊かな町をつくりましょう





---

## 『元気プラン』

～みんなでつくろう元気な宇土市！～

---

### 宇土市総合計画

発行：平成23年4月

編集：宇土市企画課

宇土市浦田町51 TEL0964-22-1111

<http://www.city.uto.kumamoto.jp/>

デザイン：株式会社カラーズプランニング

印刷：白木メディア株式会社

---